

令和3年度
千葉県男女共同参画白書



男女共同参画

千葉県



男女共同参画

表紙【男女共同参画シンボルマーク】について

男女共同参画社会基本法制定10周年を迎える平成21年に、内閣府男女共同参画局が公募により決定したこのシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の急速な進展により、社会・経済情勢は大きく変化し、さらには、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症の拡大への対応といった新たな課題も生じるなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

県では、こうした社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、令和3年3月に「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、「子育て・介護への支援」、「DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力への根絶と被害者への支援」、「防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進」などの取組を重点的に進めているところです。

さらに、今後もこうした取組を着実に推進し、男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画に関する様々な状況を統計データ等により分かりやすく「見える化」するとともに、行政が取り組む施策について広く県民に周知していくことが重要です。

そこで、本県の令和2年度における男女共同参画施策の推進状況と、令和2年度までの5年間を計画期間とした「第4次千葉県男女共同参画計画」を総括した評価結果を白書として取りまとめました。

本白書が、皆様にとって、本県における男女共同参画の状況や施策等に対する理解と関心を深めるとともに、家庭や地域、職場、学校など身近なところから取組を進めていただくための一助となれば幸いです。

令和4年1月

千葉県総合企画部長 鎌形 悦弘

第1部 本県における男女共同参画の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第2部 令和2年度に実施した本県の男女共同参画施策について、第4次計画の施策の方向に基づき、取りまとめています。

第3部 本県の男女共同参画センターの事業について掲載しています。

【はじめに】

第1部

【千葉県における男女共同参画の状況】

I 人口	1
II 意識	4
III 政策・方針決定過程における女性の参画	12
IV 労働	21
V 福祉	39
VI 人権	43
VII 健康	53
VIII 教育	60
IX 国際	62

【県内市町村における男女共同参画の状況】

(1) 推進体制	64
(2) 男女共同参画担当課	65
(3) 男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況	67
(4) 男女共同参画のための総合的な施設設置状況	69
(5) 審議会等における女性委員の登用状況	71
(6) 市町村職員における女性管理職の登用状況	73

第2部

【第4次千葉県男女共同参画計画の概要】 75

【第4次千葉県男女共同参画計画に係る事業の実績】

第4次千葉県男女共同参画計画施策進行管理票	78
-----------------------	----

【第4次千葉県男女共同参画計画の総括評価】

第4次千葉県男女共同参画計画の総括評価について	97
第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について	99

【第4次千葉県男女共同参画計画における指標の達成状況】

129

【第4次千葉県男女共同参画計画関係事業 令和2年度予算額・決算額】

131

参考

【第5次千葉県男女共同参画計画の概要】	132
---------------------	-----

第3部

【千葉県男女共同参画センター事業一覧】	135
---------------------	-----

千葉県における 男女共同参画の状況

第1部

第 1 部 【千葉県における男女共同参画の状況】 目次詳細

図表No.	データ名	ページ
I 人 口		
1	人口の推移（千葉県）	1
2	人口ピラミッド（千葉県）	2
3	年齢 3 区分別人口の推移（千葉県）	3
4	高齢化率の推移（千葉県・全国）	3
5	65 歳以上人口の年齢階級別男女の割合（千葉県）	3

II 意 識		
6	男女の平等意識（千葉県）	4
7	男女の平等意識（千葉県・全国）	5
8	男女の平等意識の推移（千葉県）	5
9	言葉の認知度（千葉県）	6
10	「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移（全国）	7
11	「男は仕事、女は家庭」の考え方（千葉県）	7
12	家事等の役割分担（千葉県）	8
13	家事関連時間（週全体平均）（千葉県・全国）	8
14	曜日別家事関連時間（千葉県）	8
15	子どもの教育における男女平等の意識（千葉県）	9
16	結婚についての考え方（千葉県）	10
17	非婚化について（千葉県）	11

III 政策・方針決定過程における女性の参画		
18	全国都道府県議会における女性議員割合の推移	12
19	千葉県議会における女性議員割合の推移	12
20	全国市議会における女性議員割合の推移	13
21	千葉県の市議会における女性議員割合の推移	13
22	全国町村議会における女性議員割合の推移	14
23	千葉県の町村議会における女性議員割合の推移	14
24	国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移	15
25	政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が少ない理由（千葉県）	16
26	職種別県職員数（千葉県）	17
27	千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移	17
28	市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移（千葉県・全国）	18
29	本務教員に占める女性教員の割合（千葉県・全国）	18
30	産業別男女別役員数の推移（千葉県）	19
31	一事業所当たりの女性管理職の割合（千葉県）	19
32	女性農業委員数の推移（千葉県）	20
33	農協・漁協における女性役員数とその推移（千葉県）	20
34	自治会長に占める女性の割合（千葉県・全国）	20

図表No.	データ名	ページ
Ⅳ 労 働		
35	年齢階級別、男女別有業率及び就業希望率（千葉県）	21
36	年齢５歳階級別労働力率の推移（千葉県・女性）	21
37	男女別労働力率の推移（千葉県）	22
38	男女別雇用者数の推移及び雇用者総数に占める女性の割合（千葉県）	22
39	役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合の推移（千葉県）	23
40	共働き等世帯数の推移（全国）	23
41	女性１５歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）	24
42	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 女性）	25
43	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 男性）	25
44	従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県）	26
45	男女別労働者の１時間当たり平均所定内給与額格差（千葉県）	26
46	男女別雇用者の所定内給与額の推移と賃金の男女間格差の推移（千葉県）	27
47	調査対象事業所における育児休業の取得状況（千葉県）	27
48	男女別育児休業取得率（全国）	27
49	県職員における男性の育児休業取得率（千葉県）	28
50	男性の育児休業取得の義務化についての考え方（千葉県）	28
51	男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由（千葉県）	29
52	ワーク・ライフ・バランスの実現度（千葉県）	29
53	仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備（千葉県）	30
54	有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ（千葉県）	31
55	出生率低下の原因（千葉県）	32
56	家族経営協定締結数の推移（千葉県・全国）	33
57	男女別農業経営者数（千葉県・全国）	34
58	農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移（千葉県）	34
59	女性の起業に関する考え方（千葉県）	35
60	女性の活躍についての考え方（千葉県）	36
61	女性の活躍を推進した方がよい理由・推進しない方がよい理由（千葉県）	36
62	職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うこと（千葉県）	37
63	職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うこと（千葉県）	38

Ⅴ 福 祉		
64	保育所等の数と定員数の推移（千葉県）	39
65	保育所等の定員と入所児童と待機児童数（千葉県）	39
66	延長保育を実施している保育所等の数の推移（千葉県）	40
67	放課後児童クラブの設置状況（千葉県）	40
68	母子世帯数・父子世帯数の推移（千葉県・全国）	41
69	６５歳以上の世帯員がいる一般世帯数・構成割合（千葉県・全国）	41
70	要支援・要介護認定者の状況（千葉県）	42

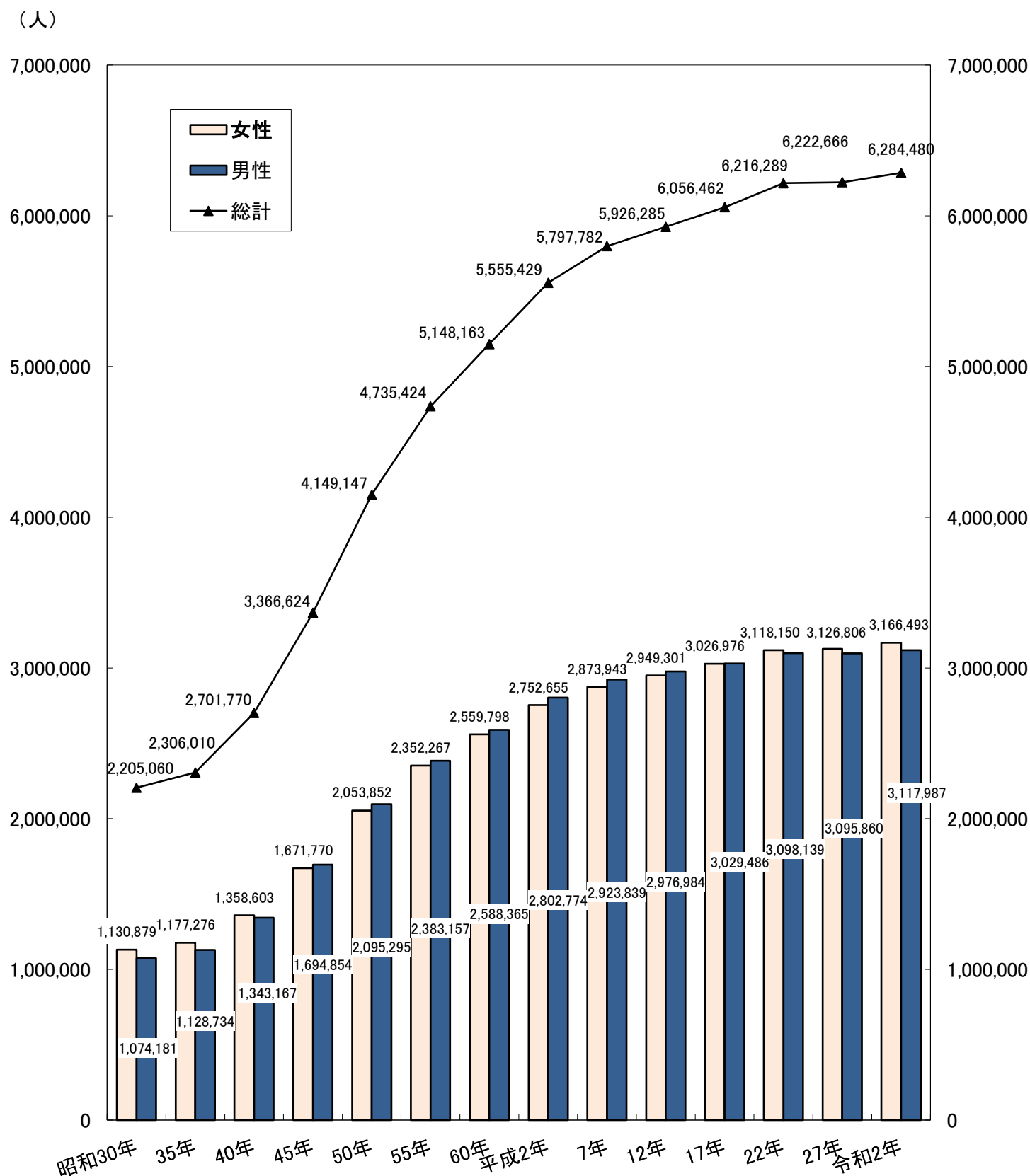
図表No.	データ名	ページ
Ⅵ 人 権		
71	機関別相談件数の推移（千葉県）	43
72	機関別相談形態別相談件数及び割合（千葉県）	43
73	専門相談件数（千葉県）	43
74	一時保護件数の推移（千葉県）	44
75	市町村におけるＤＶ相談件数（千葉県）	44
76	千葉県警察におけるＤＶ相談状況	45
77	千葉県警察における措置状況（複数計上）	45
78	保護命令の発令状況（全国順位）	45
79	千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移	46
80	強姦性交等・強制わいせつの認知件数（千葉県）	46
81	売春防止法違反の送致状況（千葉県）	47
82	ストーカー事案の認知件数及び措置状況（千葉県）	47
83	千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移（千葉県・全国）	48
84	人権が侵害されていると感じること（千葉県）	49
85	ＤＶの被害経験（千葉県）	50
86	ＤＶの被害経験（千葉県・全国）	51
87	ＤＶ被害の相談有無（千葉県）	52
88	ＤＶ被害の相談有無（千葉県・全国）	52
Ⅶ 健 康		
89	合計特殊出生率の推移（千葉県・全国）	53
90	母の年齢階級別出生数の推移（千葉県）	53
91	乳児死亡率の推移（千葉県・全国）	54
92	新生児死亡率の推移（千葉県・全国）	54
93	周産期死亡率の推移（千葉県・全国）	55
94	年齢階級別人工妊娠中絶の状況（千葉県）	55
95	男女別主要死因の構成割合（千葉県）	56
96	各がんの早世死亡件数（６５歳未満）の男女比較（千葉県）	57
97	各がんの早世係数の男女比較（千葉県）	57
98	男女別ＨＩＶ感染者・ＡＩＤＳ患者届出状況（千葉県）	58
99	男女別・年齢別自殺者数（千葉県）	58
100	自殺者数の推移（千葉県）	59
Ⅷ 教 育		
101	高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移（千葉県）	60
102	大学における男女別専攻分野別に見た学生数の推移（全国）	61
Ⅸ 国 際		
103	ジェンダーギャップ指数（国際比較）	62
104	就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）	62
105	女性の年齢階級別労働力率（国際比較）	63
106	６歳未満の子どもを持つ夫の１日当たり家事・育児時間の国際比較	63

I 人口

1 千葉県における人口の推移

千葉県の人口は60年で約2.7倍に増加しました。しかし近年は、増加の幅が小さくなっています。

図表1 人口の推移(千葉県)

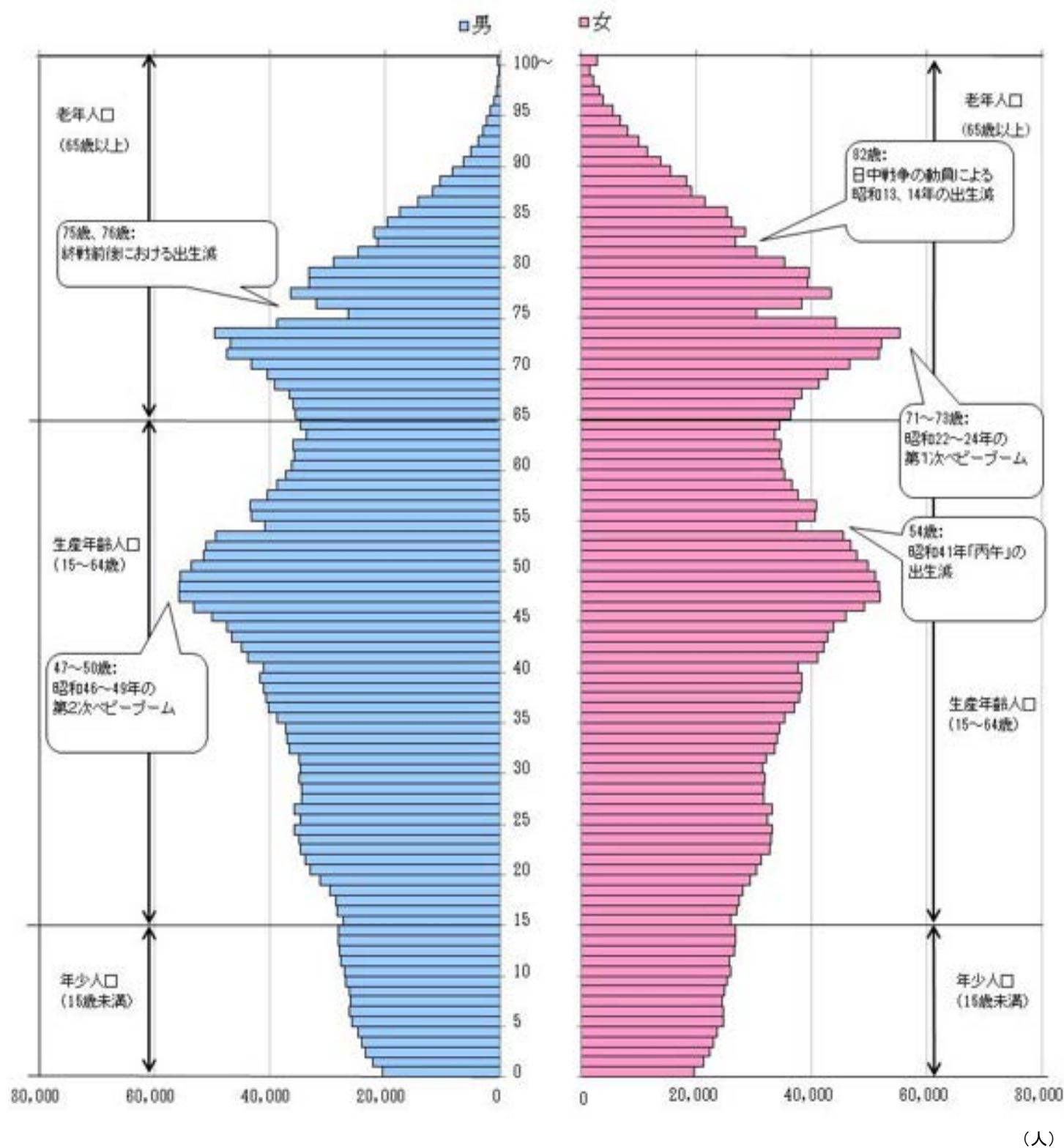


資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

2 人口の構成

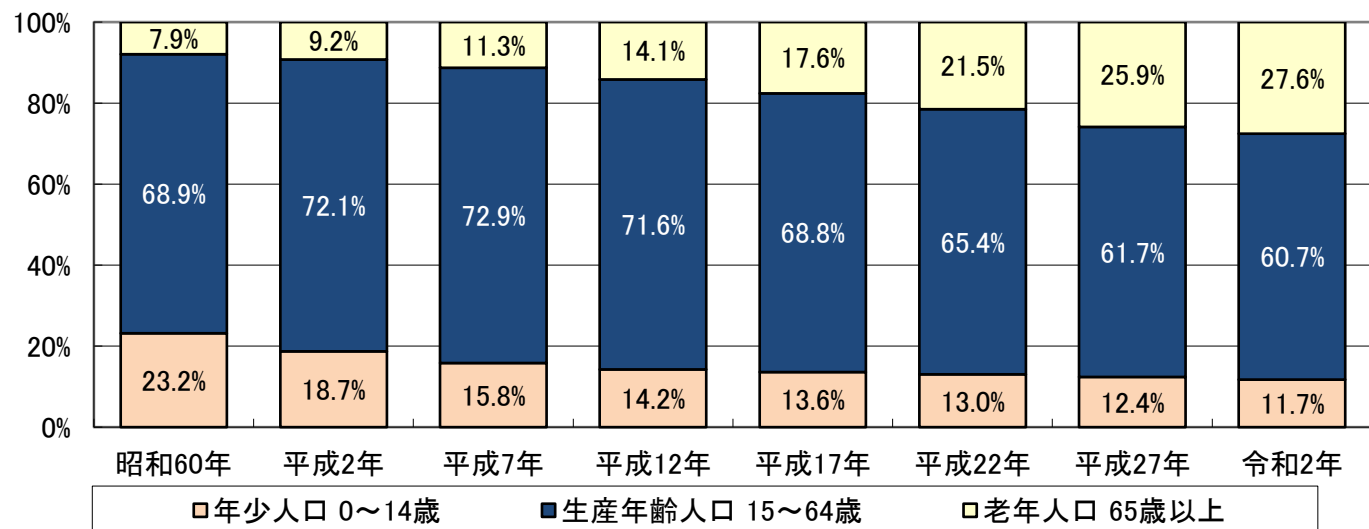
年少人口，生産年齢人口では男女の構成比の差は見られませんが，老年人口では年齢階級が上がるにつれ女性の比率が増えています。

図表2 人口ピラミッド(千葉県)



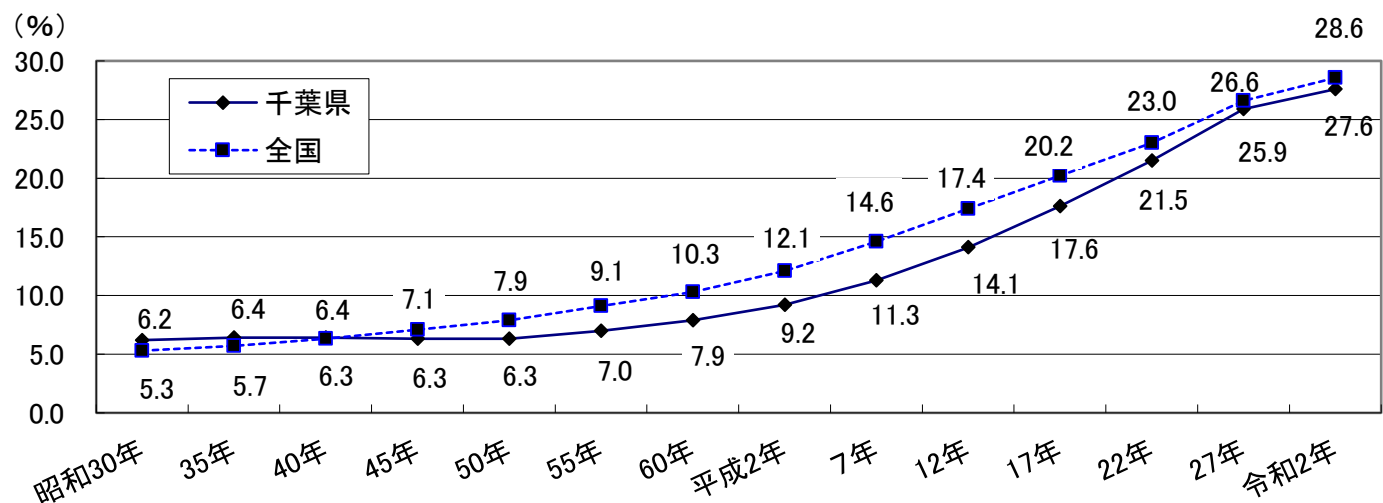
資料出典：千葉県統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」（令和3年4月1日現在）

図表3 年齢3区分別人口の推移(千葉県)



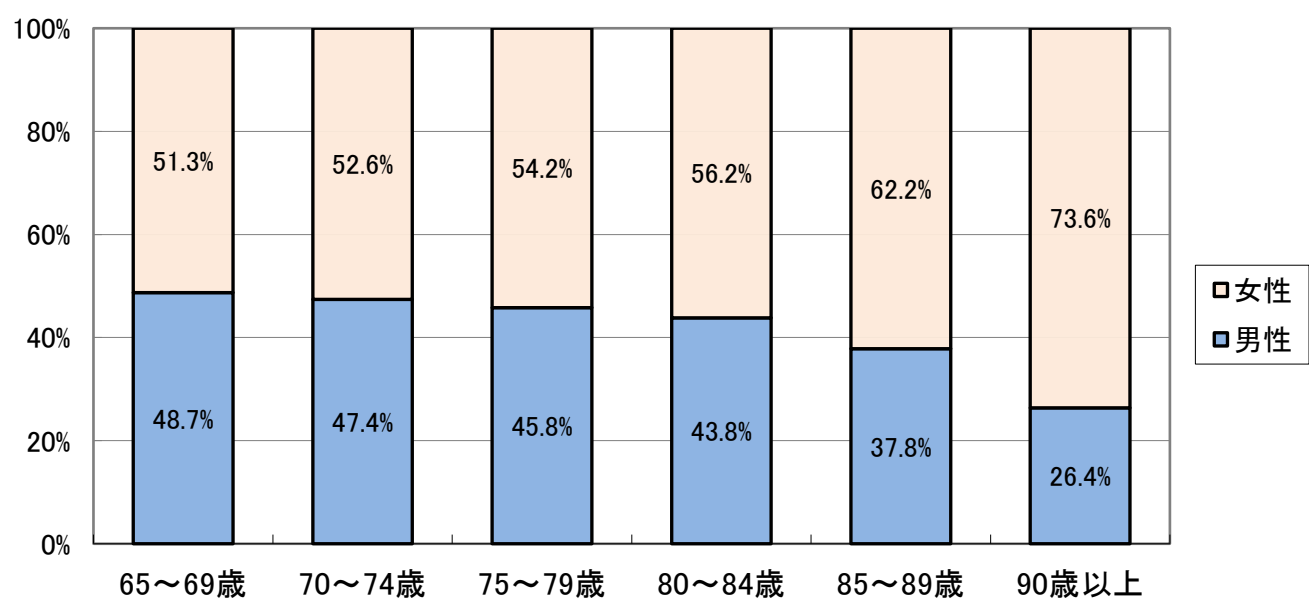
資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)
※割合については、分母から年齢「不詳」の数を除いて算出している。

図表4 高齢化率*の推移(千葉県・全国)



資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在) ※ 年齢不詳を除く
* 総人口に占める65歳以上人口の割合

図表5 65歳以上人口の年齢階級別男女の割合(千葉県)



資料出典:総務省「国勢調査」(令和2年10月1日現在)

Ⅱ 意識

1 男女共同参画全般について

(1)男女の平等意識

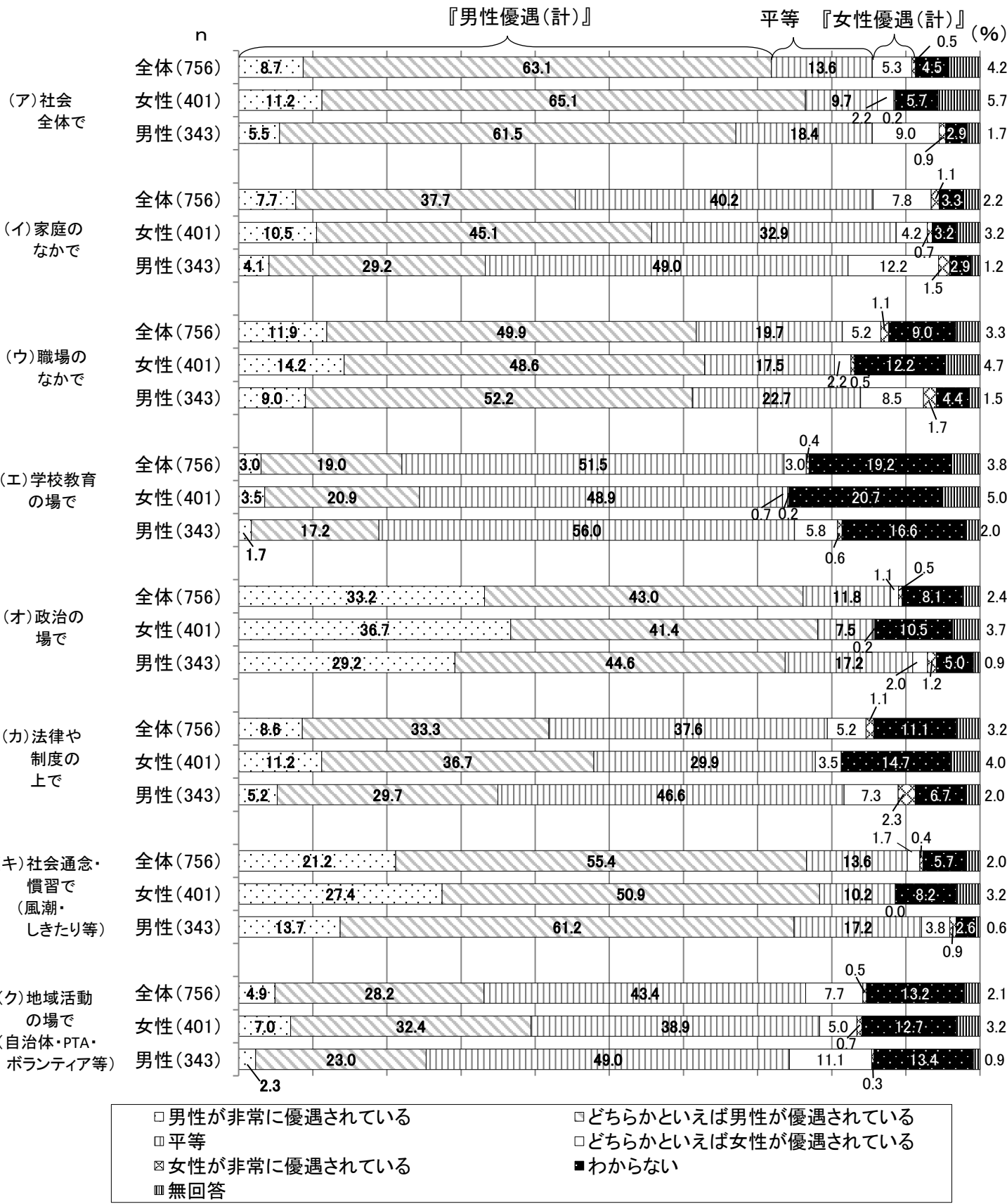
令和元年11月に実施した「男女共同参画の実現に向けての県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）」において、男女平等意識について聞いたところ、どの分野においても、『男性優遇（計）』が『女性優遇（計）』を上回っています。

各分野別に見ると、『男性優遇（計）』は，“（キ）社会通念・慣習で（風潮・しきたり等）”が76.6%と最も高く、次いで“（オ）政治の場で”が76.2%，“（ア）社会全体で”が71.8%の順となっています。

また、「平等」と思う分野は，“（エ）学校教育の場で”が51.5%と最も高く、次いで“（ク）地域活動の場で（自治会・PTA・ボランティア等）”が43.4%，“（イ）家庭のなかで”が40.2%の順に高く，“（オ）政治の場で”が11.8%と最も低いです。

さらに、『女性優遇（計）』は、どの分野でも10.0%未満となっています。

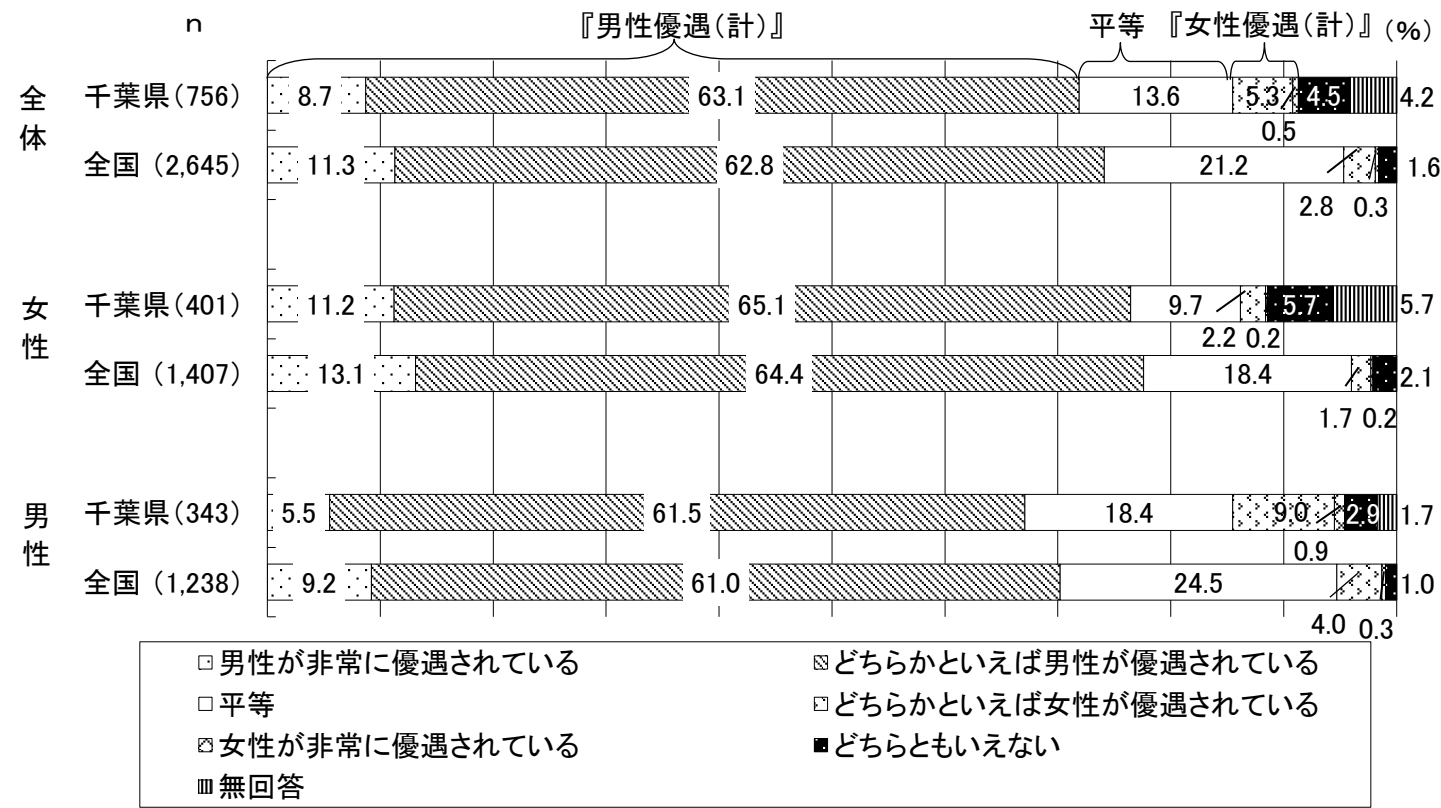
図表6 男女の平等意識(千葉県)



資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査と全国調査の社会全体における男女平等意識を比較すると、大きな差異は見られません。また、全体の「平等」は、千葉県が全国よりも7.6 ポイント低いです。

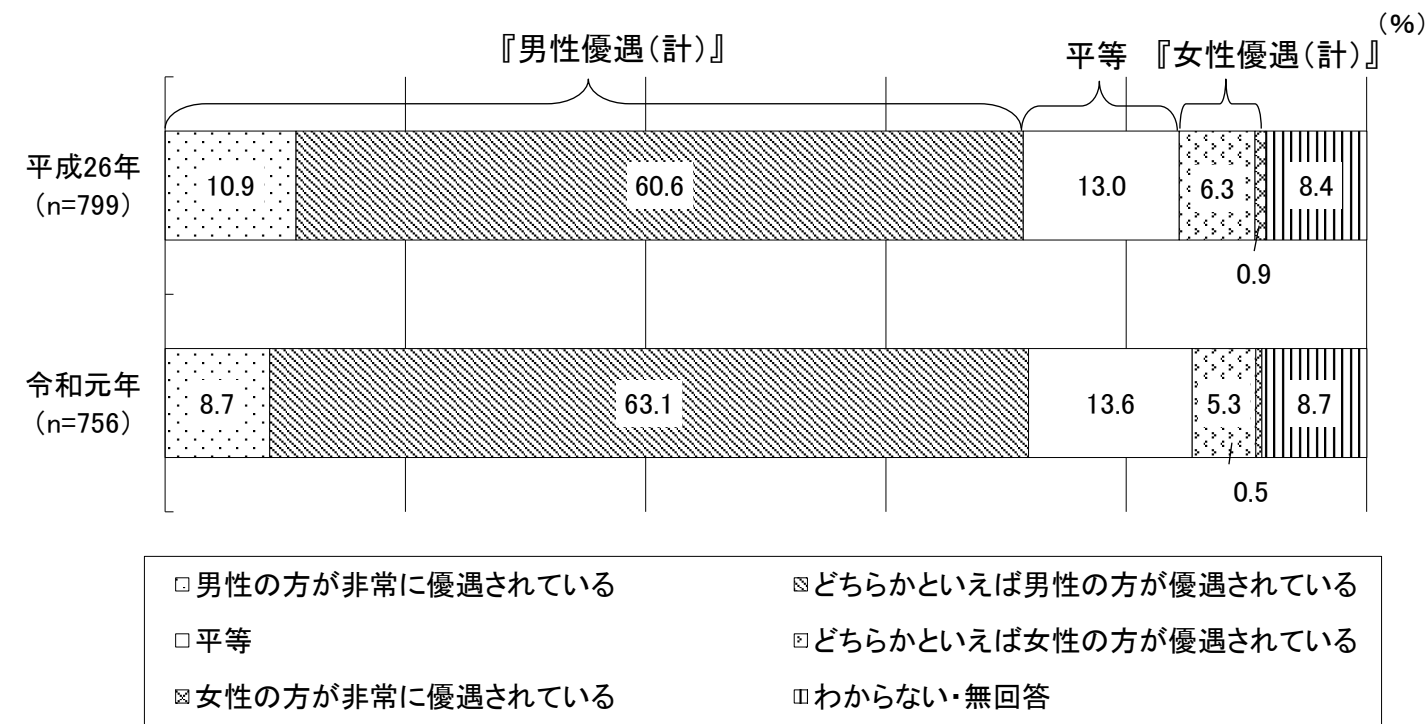
図表7 男女の平等意識(千葉県・全国)



資料出典: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)
千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

社会全体における男女平等意識を前回調査(平成26年)と比較すると、大きな差異はみられません。

図表8 男女の平等意識の推移(千葉県)

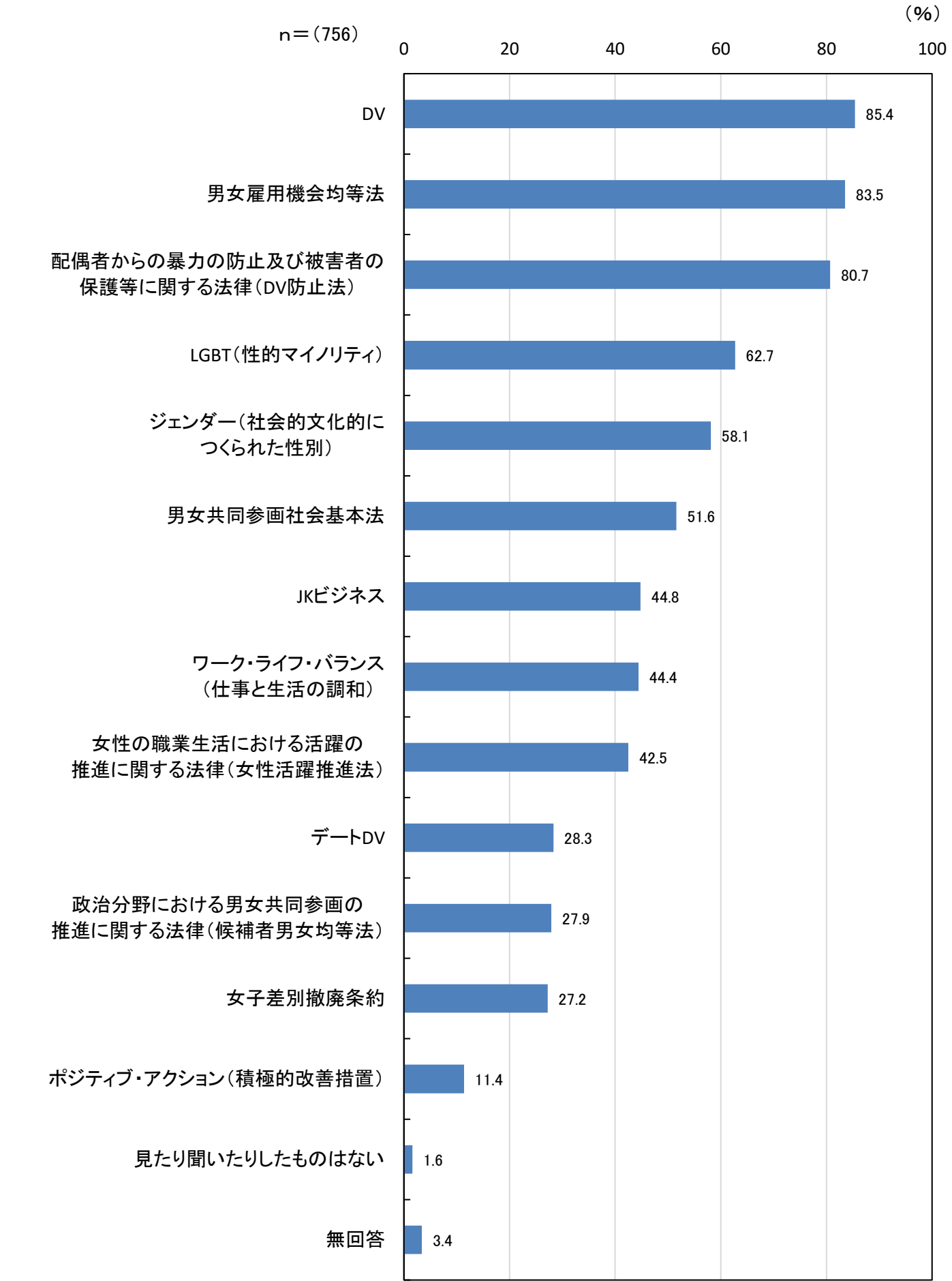


資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(平成26年10月)

(2)言葉の認知度

県民意識調査において、言葉の認知度について聞いたところ、「DV」が85.4%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」が83.5%、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が80.7%となっています。

図表9 言葉の認知度(千葉県)

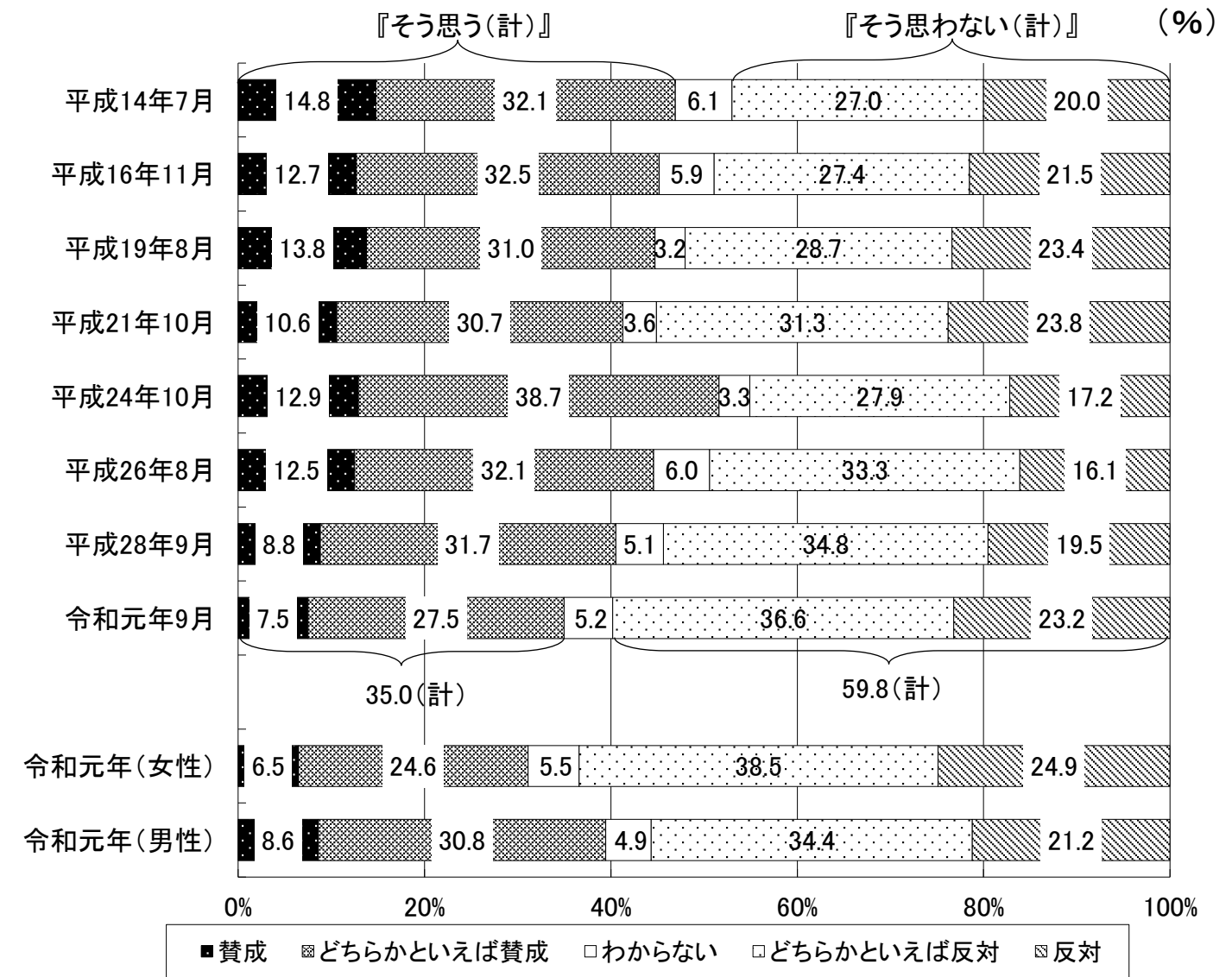


資料出典:千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

2 男女の役割分担

令和元年度の内閣府調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、『そう思わない（計）』が『そう思う（計）』を上回っています。

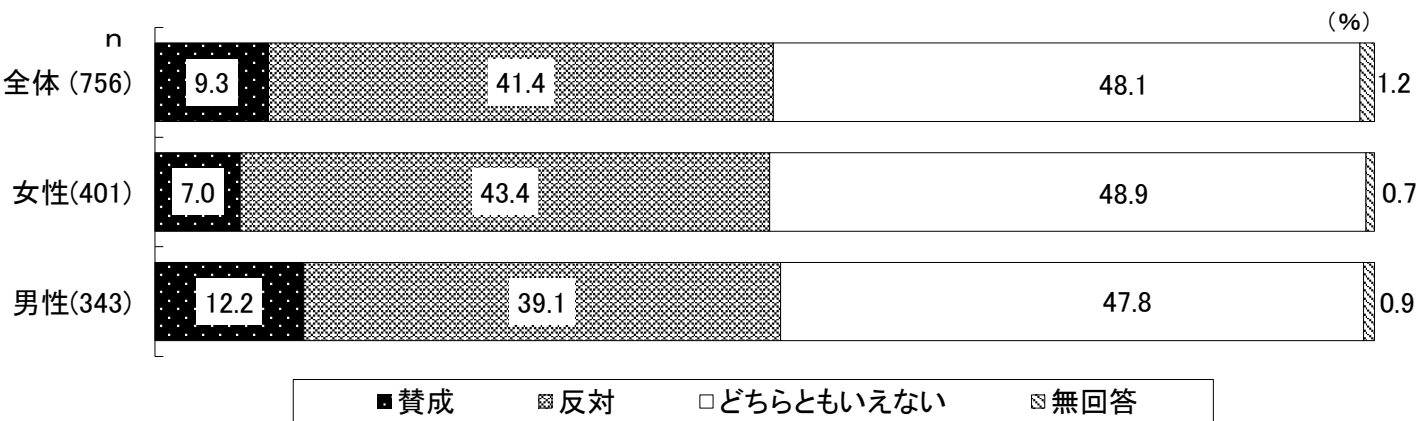
図表10 「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移(全国)



資料出典: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)
※平成26年8月のみ内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」

県民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について聞いたところ、「賛成」が9.3%、「反対」が41.4%と、「反対」が「賛成」を大きく上回っています。
性別でみると、「賛成」は男性が女性よりも5.2ポイント高くなっています。

図表11 「男は仕事、女は家庭」の考え方(千葉県)



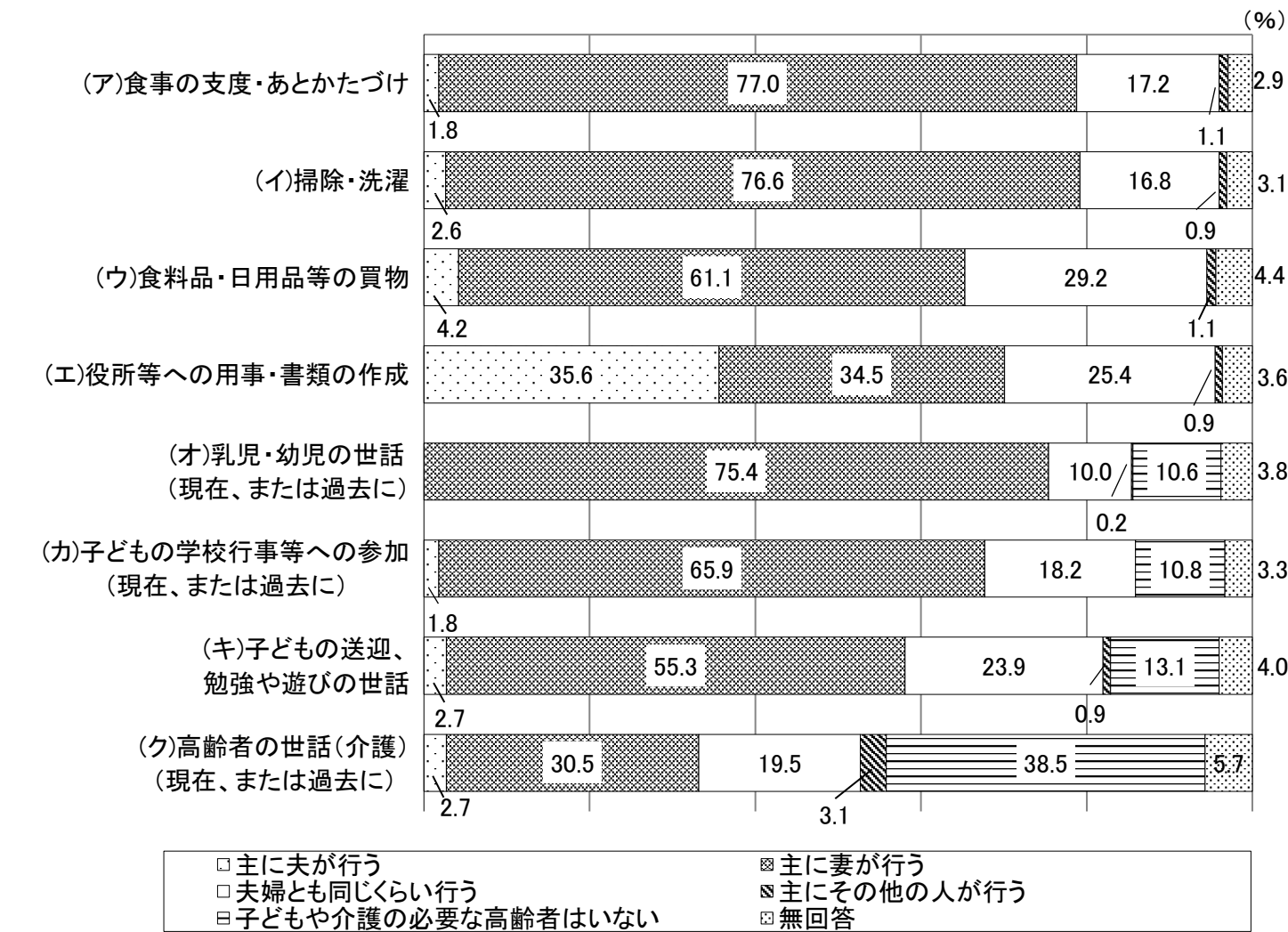
資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、家事等の役割分担の現実について聞いたところ、「主に夫が行う」は，“（エ）役所等への用事・書類の作成”が35.6%で最も高くなっています。

「主に妻が行う」は，“（ア）食事の支度・あとかたづけ”が77.0%で最も高く、次いで“（イ）掃除・洗濯”が76.6%，“（オ）乳児・幼児の世話（現在、または過去に）”が75.4%となっています。

「夫婦とも同じくらい行う」は，“（ウ）食料品・日用品等の買物”が29.2%で最も高く、次いで“（エ）役所等への用事・書類の作成”が25.4%，“（キ）子どもの送迎、勉強や遊びの世話”が23.9%となっています。

図表12 家事等の役割分担(千葉県)



資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

図表13 家事関連時間* (週全体平均) (千葉県・全国)
(単位: 時間, 分)

	千 葉 県		全 国	
	女 性	男 性	女 性	男 性
家 事	2:34	0:20	2:24	0:19
介 護 ・ 看 護	0:04	0:02	0:06	0:02
育 児	0:25	0:05	0:24	0:06
買 い 物	0:36	0:19	0:34	0:17
合 計	3:39	0:46	3:28	0:44

図表14 曜日別家事関連時間* (千葉県)
(単位: 時間, 分)

	女 性	男 性
平日	3:34	0:35
土曜日	3:52	1:07
日曜日	3:51	1:16

資料出典: 総務省「社会生活基本調査」(平成28年)

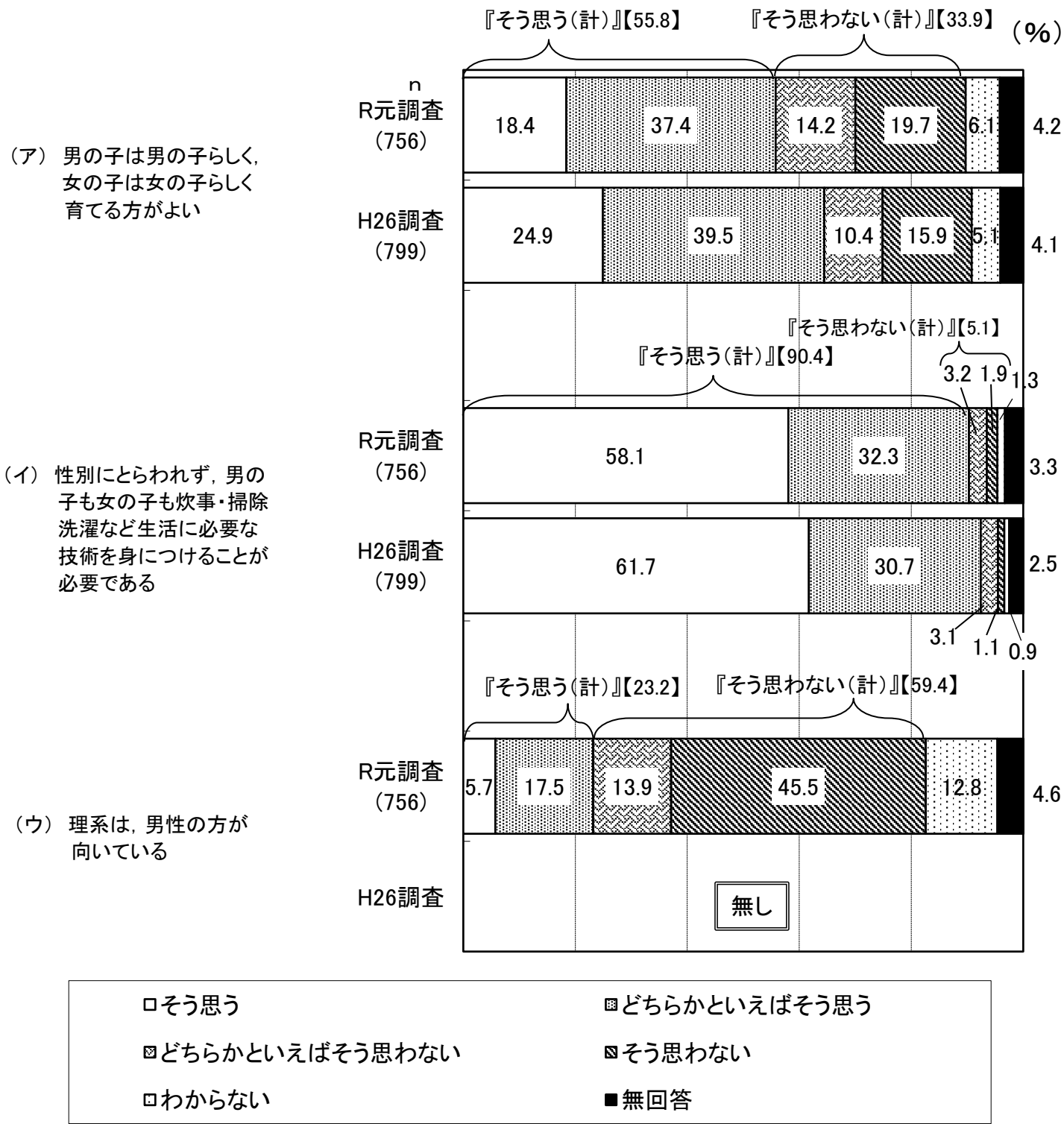
* ここでいう「家事関連時間」とは、10歳以上の人で「家事」,「介護・看護」,「育児」,「買い物」を行っている時間を指す。

3 子どもの教育における男女平等の意識

県民意識調査において、子どもの教育における男女平等の意識について聞いたところ、『そう思う（計）』は，“（ア）男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい”が55.8%，“（イ）性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である”が90.4%，“（ウ）理系は、男性の方が向いている”が23.2%となっています。

『そう思わない（計）』は，“（ア）男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい”が33.9%，“（イ）性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である”が5.1%，“（ウ）理系は、男性の方が向いている”が59.4%となっています。

図表15 子どもの教育における男女平等の意識(千葉県)



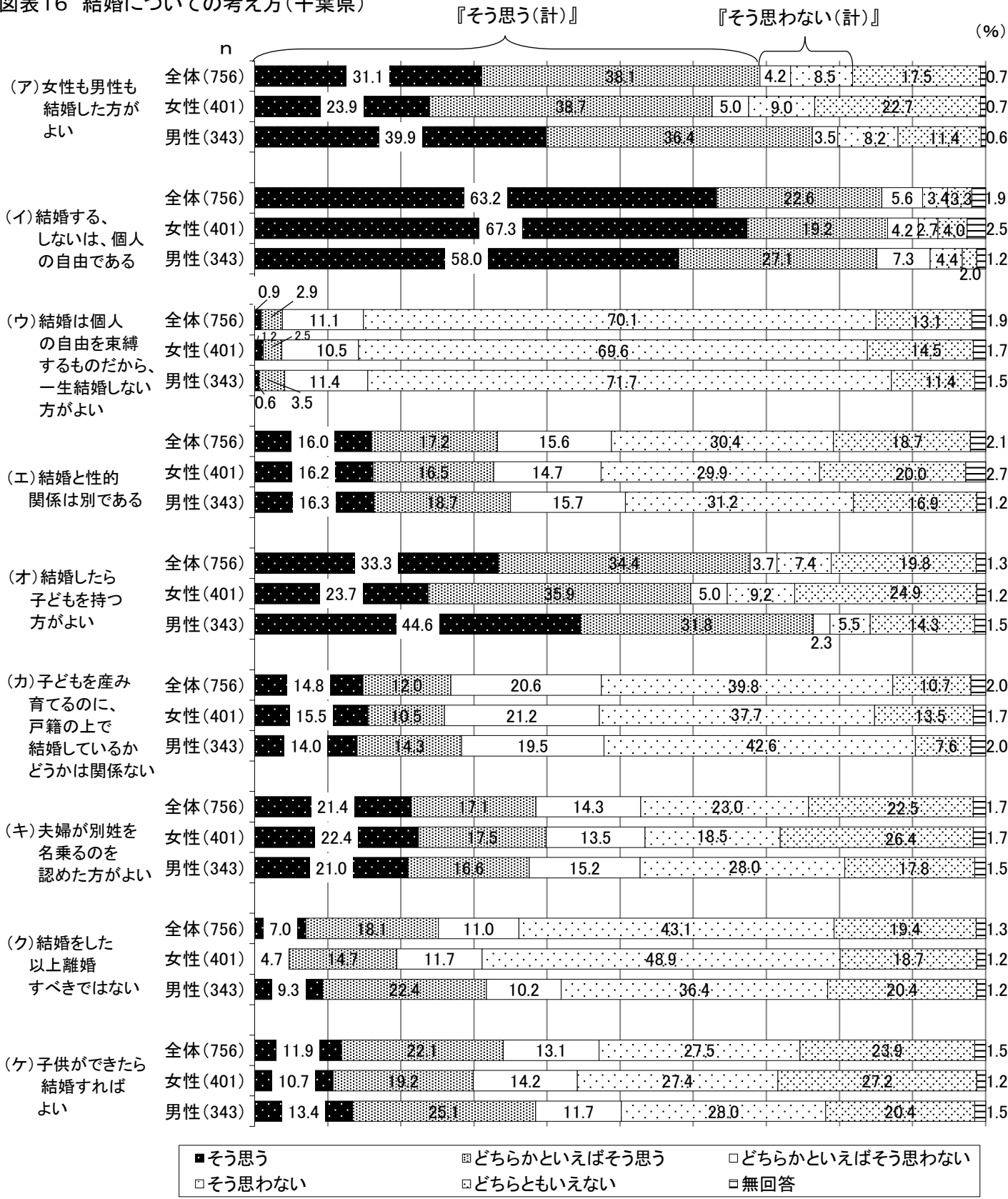
資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

4 結婚についての考え方

県民意識調査において、結婚についての考えを聞いたところ、『そう思う（計）』は，“（イ）結婚する、しないは、個人の自由である”が85.8%で最も高く、次いで“（ア）女性も男性も結婚した方がよい”が69.2%，“（オ）結婚したら子どもを持つ方がよい”が67.7%となっています。一方、『そう思わない（計）』は，“（ウ）結婚は個人の自由を束縛するものだから、一生結婚しない方がよい”が81.2%で最も高く、次いで“（カ）子どもを産み育てるのに、戸籍の上で結婚しているかどうかは関係ない”が60.4%，“（ク）結婚をした以上、離婚すべきではない”が54.1%となっています。

性別でみると、『そう思う（計）』は“（オ）結婚したら子どもを持つ方がよい”で男性が女性よりも16.8ポイント高くなっています。“（ア）女性も男性も結婚した方がよい”も男性が13.7ポイント，“（ク）結婚した以上離婚すべきではない”も男性が12.3ポイント高くなっています。一方、『そう思わない（計）』は“（ク）結婚をした以上離婚すべきではない”で女性が男性よりも14.0ポイント高く，“（オ）結婚したら子どもを持つ方がよい”も女性が6.4ポイント高くなっています。

図表16 結婚についての考え方(千葉県)

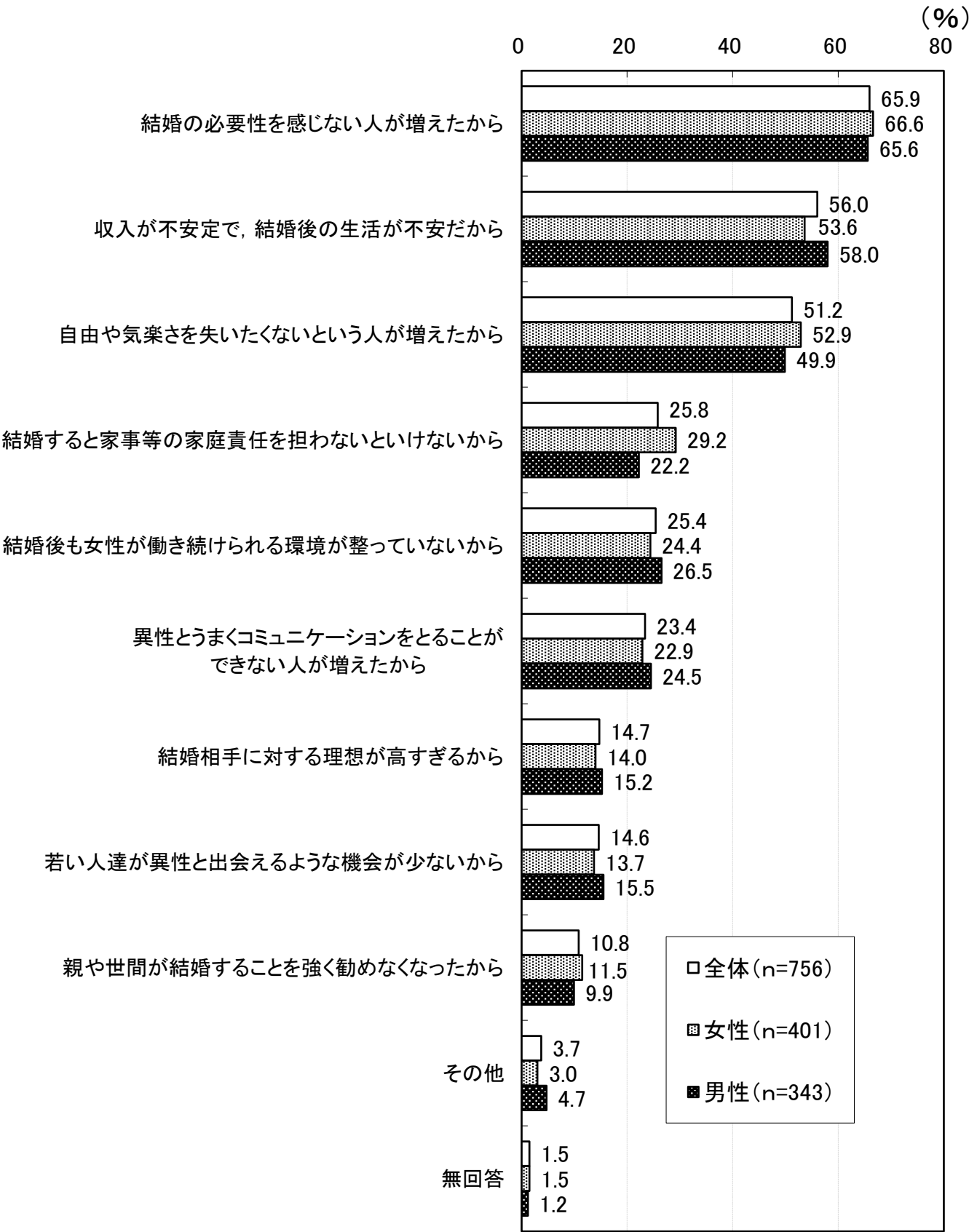


資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、非婚化する理由を聞いたところ、「結婚の必要性を感じない人が増えたから」が65.9%で最も高く、次いで「収入が不安定で、結婚後の生活が不安だから」が56.0%、「自由や気楽さを失いたくないという人が増えたから」が51.2%となっています。

性別でみると、「結婚すると家事・育児・介護（以下、「家事等」という。）の家庭責任を担わないといけないから」は女性が男性よりも7.0ポイント高くなっています。一方、「収入が不安定で、結婚後の生活が不安だから」は男性が女性よりも4.4ポイント高くなっています。

図表17 非婚化について(千葉県)



資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

Ⅲ 政策・方針決定過程における女性の参画

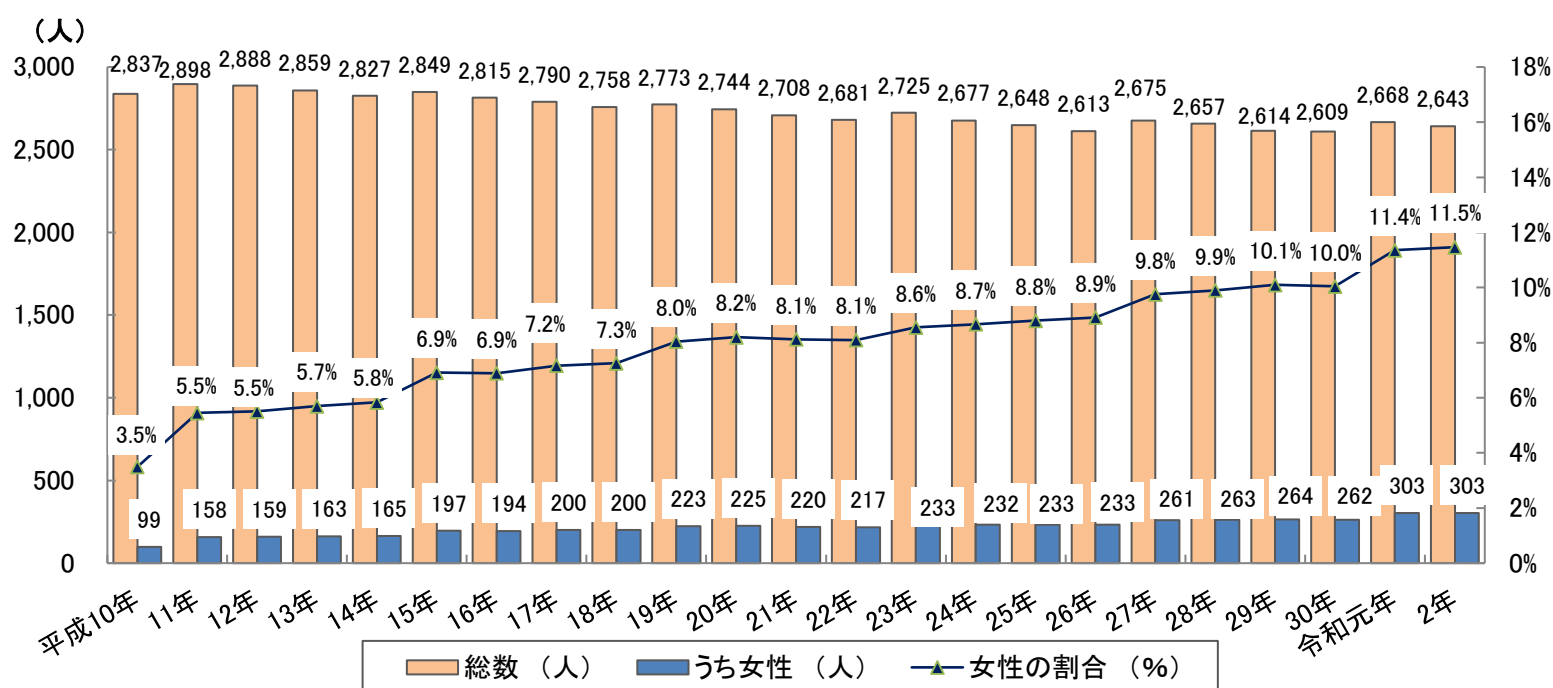
1 議会に占める女性の割合

(1) 都道府県議会の女性議員(全国・千葉県)

都道府県議会の女性議員比率は、約1割と依然低い水準にあります。

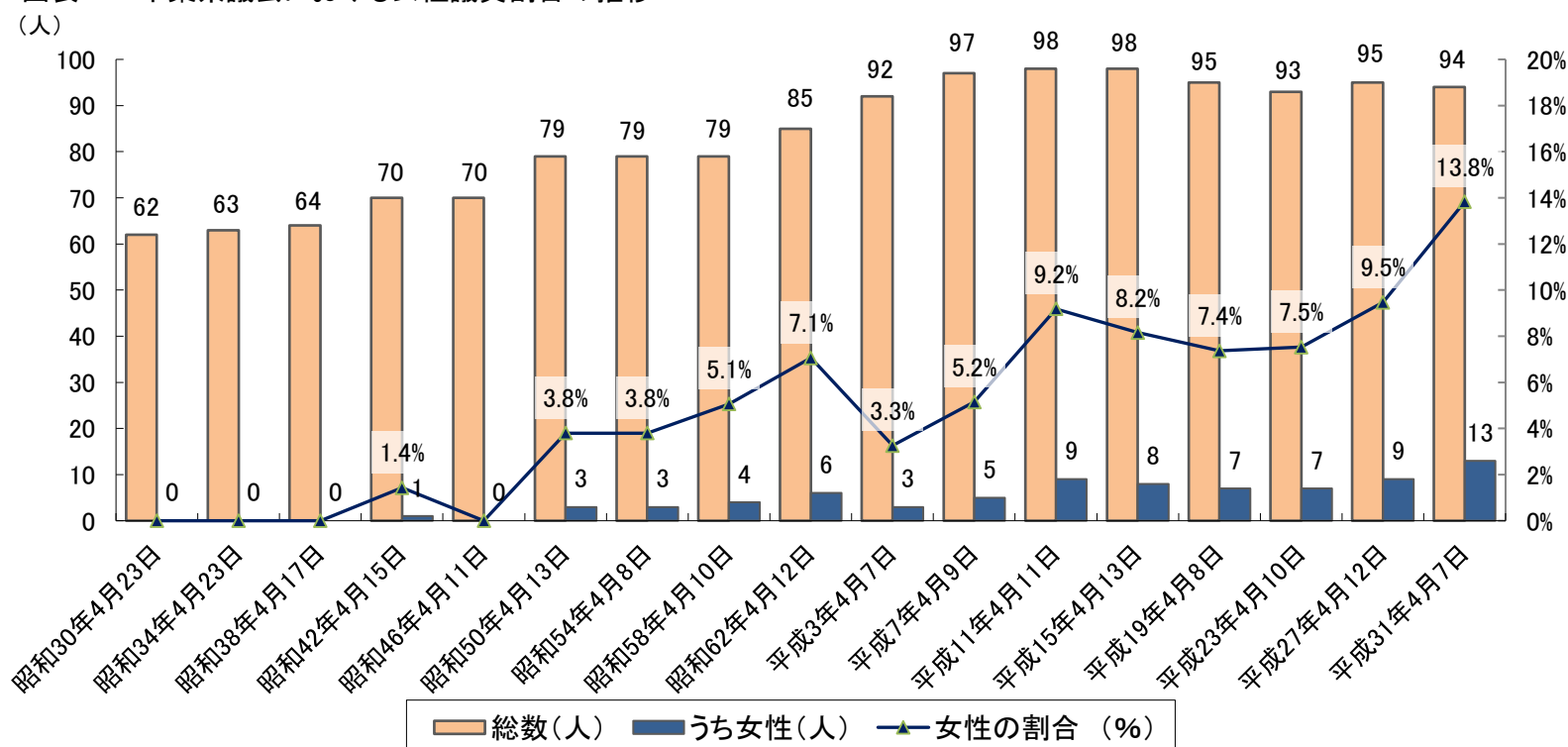
千葉県は、前回より4.3ポイント増加し13.8%となり、全国平均を2.3ポイント上回っています。

図表18 全国都道府県議会における女性議員割合の推移



資料出典:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年12月末現在)

図表19 千葉県議会における女性議員割合の推移



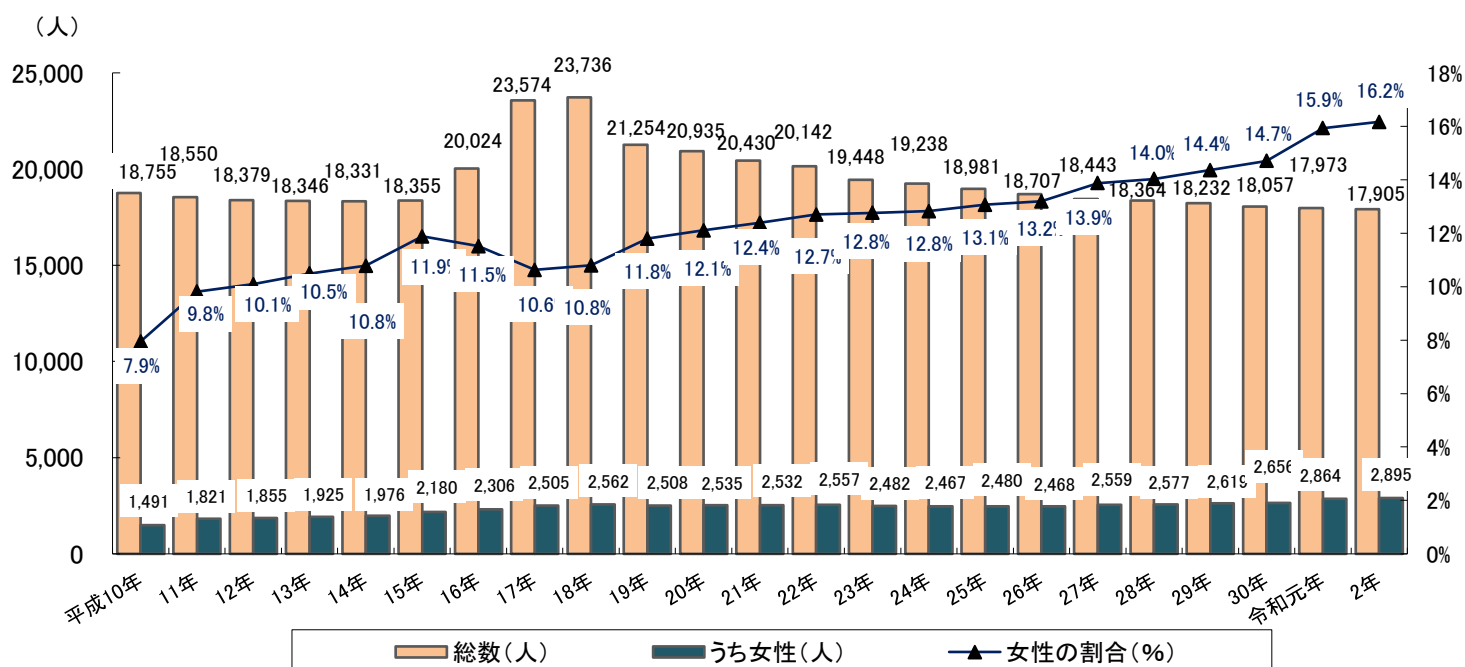
資料出典:千葉県選挙管理委員会

(2)市議会の女性議員(全国・千葉県)

全国の市議会における女性議員比率は、年々向上してきていますが、依然2割を下回り低い水準にあります。

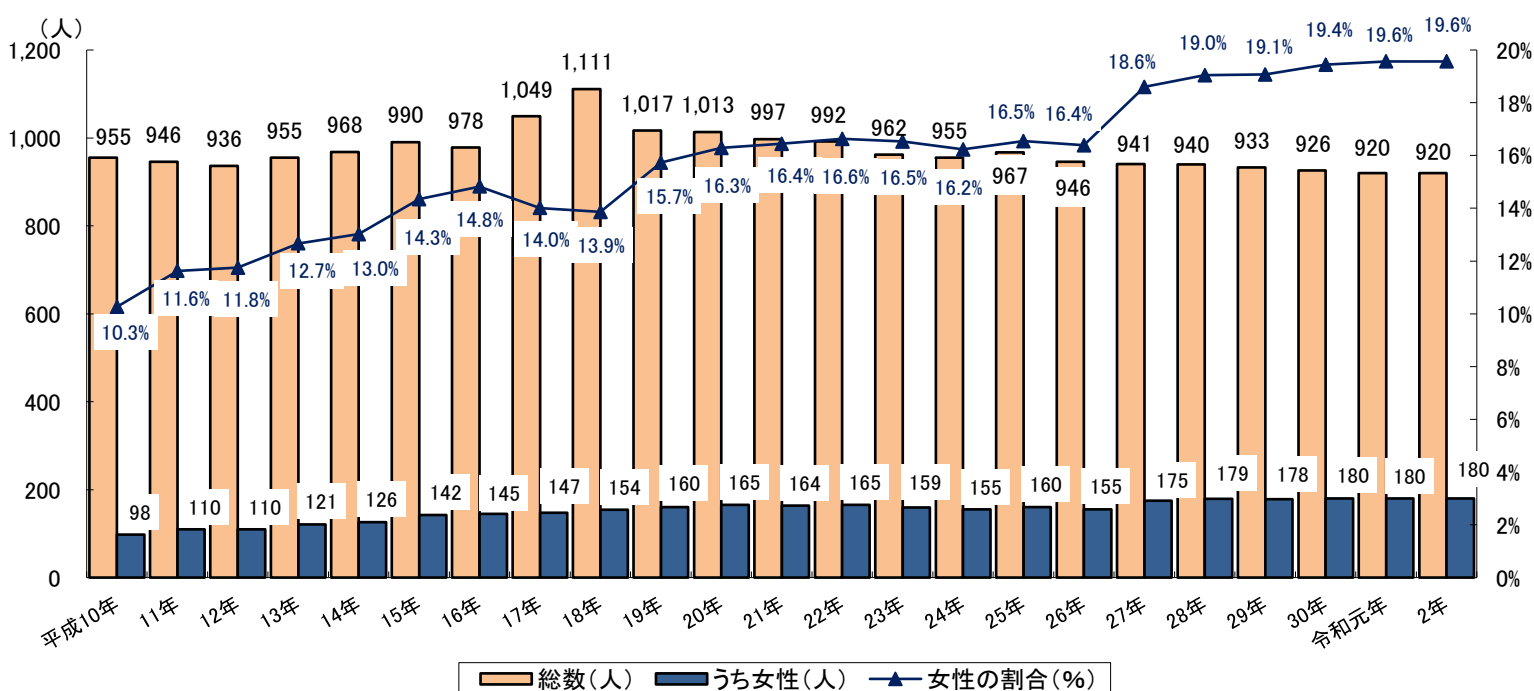
千葉県においては、前年同様に19.6%であり、全国平均を3.4ポイント上回っています。

図表20 全国市議会における女性議員割合の推移



資料出所:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年12月末現在)

図表21 千葉県の市議会における女性議員割合の推移



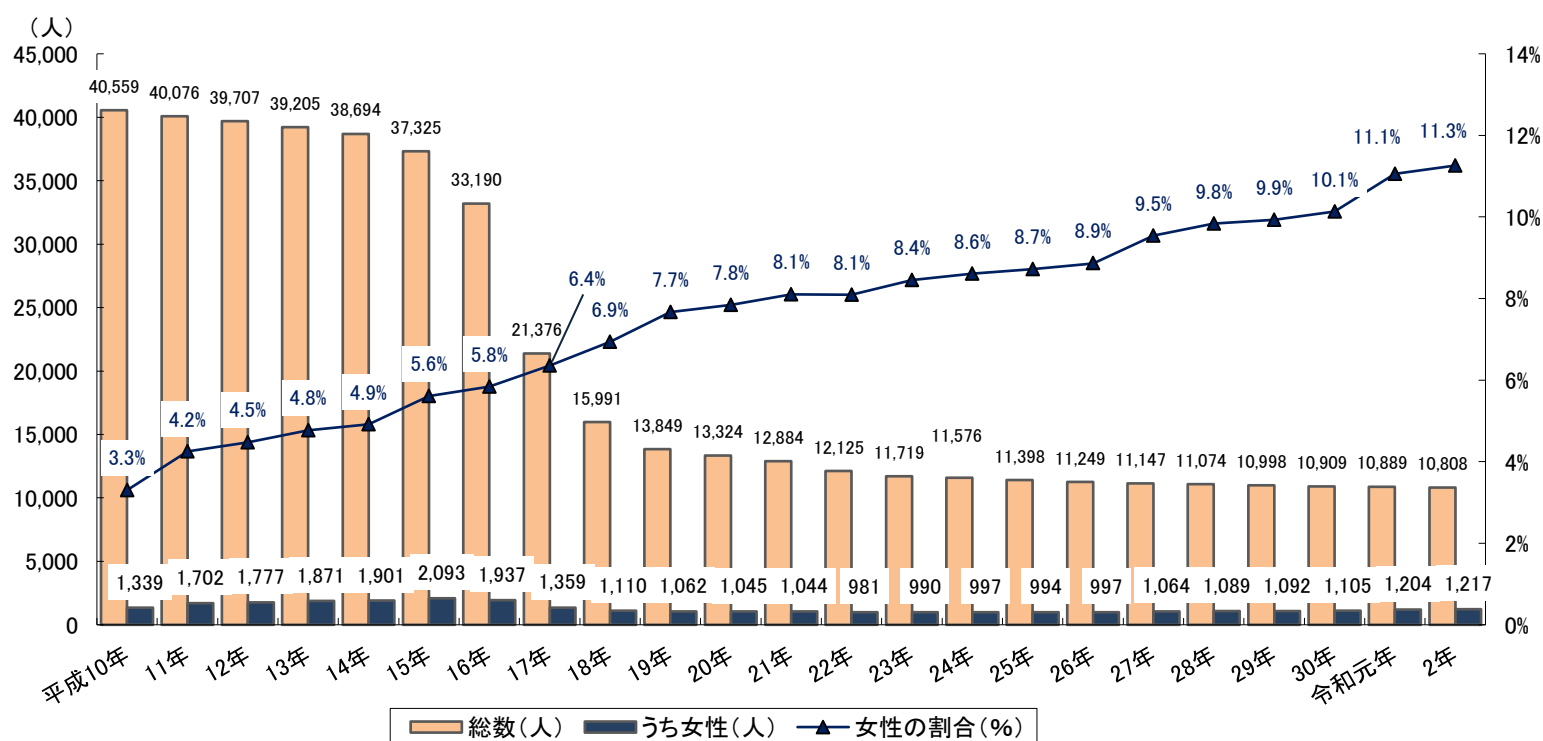
資料出典:千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

(3) 町村議会の女性議員(全国・千葉県)

全国の町村議会における女性議員比率は、年々向上してきていますが、約1割となっており、市議会と比べて低い水準にあります。

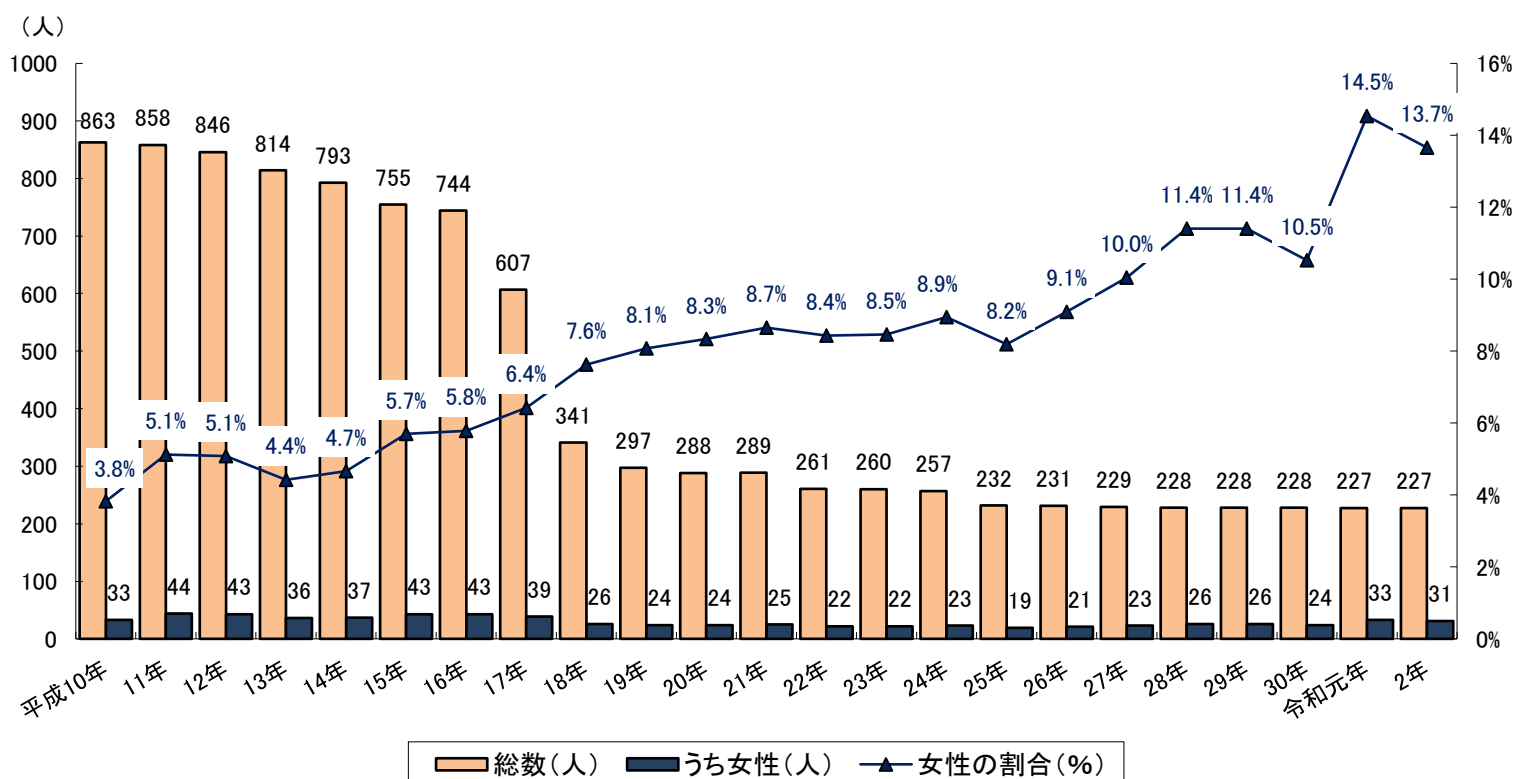
千葉県においては、前年より0.8ポイント減少し13.7%となりましたが、全国平均を2.4ポイント上回っています。

図表22 全国町村議会における女性議員割合の推移



資料出典:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年12月末現在)

図表23 千葉県の町村議会における女性議員割合の推移



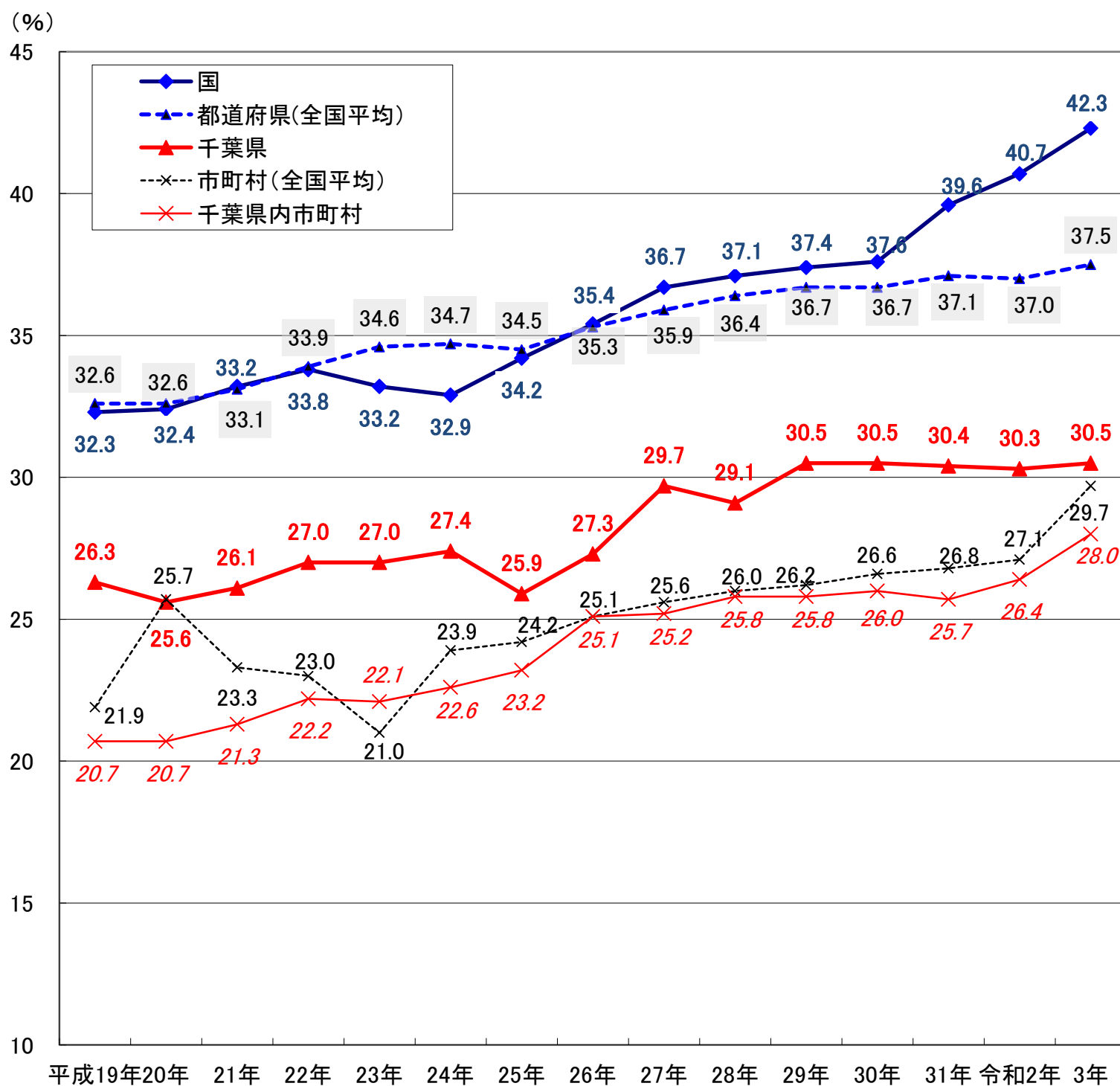
資料出典:千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

2 審議会等に占める女性の割合

千葉県では、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めるため、県の審議会等への女性委員割合の目標を40%として取り組んでいます。平成29年以降は、ほぼ横ばいの状況で推移しており、全国平均と比べて低い状況です。

令和3年4月1日現在の県の審議会等への女性委員の登用率は、30.5%（令和2年は30.3%）であり、また、市町村の女性委員の登用率は、28.0%（令和2年は26.4%）となっています。

図表24 国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移



資料出典：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※国は各年9月30日現在，千葉県及び千葉県内市町村については，各年4月1日現在

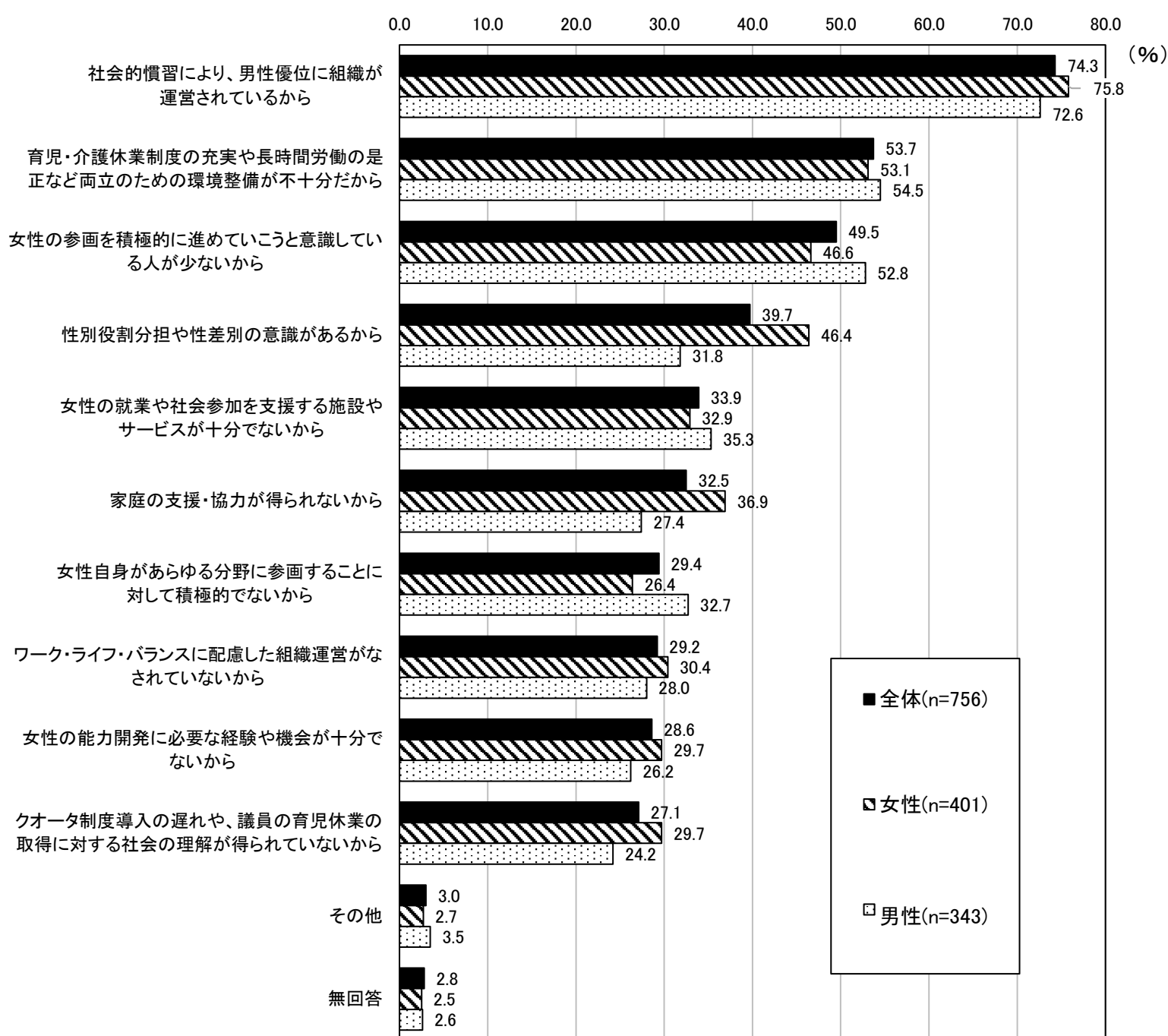
※都道府県は，目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合

市町村は，法律，政令及び条例により設置された審議会等委員に対する女性登用の割合を表示

県民意識調査において、政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が少ない理由を聞いたところ、「社会的慣習により、男性優位に組織が運営されているから」が74.3%で最も高く、次いで「育児・介護休業制度の充実や長時間労働の是正など両立のための環境整備が不十分だから」が53.7%、「女性の参画を積極的に進めていこうと意識している人が少ないから」が49.5%となっています。

性別でみると、「性別役割分担や性差別の意識があるから」は女性が男性よりも14.6 ポイント高く、「家庭の支援・協力が得られないから」も女性が9.5 ポイント、「クオータ制度導入の遅れや、議員の育児休業の取得に対する社会の理解が得られていないから」も女性が5.5 ポイント高くなっています。一方、「女性自身があらゆる分野に参画することに対して積極的でないから」は男性が女性よりも6.3 ポイント高く、「女性の参画を積極的に進めていこうと意識している人が少ないから」も男性が6.2 ポイント高くなっています。

図表25 政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が少ない理由(千葉県)



資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

3 管理職等への女性の登用

(1) 県職員における女性管理職の状況

(ア) 千葉県の女性職員の職種別比率

令和3年4月1日現在の県職員数のうち女性職員は約4割です。
職種別にみると女性の割合が大きいものは、医療職、福祉職、教育職です。

図表26 職種別県職員数(千葉県) (単位:人, %)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	63,617	63,240	64,025	64,225	63,998	59,554	59,664	59,293	59,058	58,921
女性	26,226	26,141	26,787	25,956	27,006	24,537	24,650	24,832	24,916	25,164
比率	41.2	41.3	41.8	40.4	42.2	41.2	41.3	41.9	42.2	42.7
行政職	11,199	11,031	10,969	11,060	11,027	10,839	11,135	11,296	11,399	11,659
女性	3,871	3,867	3,863	3,916	3,915	3,809	3,947	4,019	4,063	4,198
比率	34.6	35.1	35.2	35.4	35.5	35.1	35.4	35.6	35.6	36.0
公安職	11,576	11,607	11,692	11,703	11,664	11,764	11,763	11,335	11,181	10,960
女性	855	909	962	0	1,056	1,098	1,094	1,196	1,230	1,289
比率	7.4	7.8	8.2	0.0	9.1	9.3	9.3	10.6	11.0	11.8
教育職	37,289	37,122	37,872	38,013	37,883	33,612	33,396	33,261	33,044	32,772
女性	19,154	19,072	19,642	19,783	19,803	17,476	17,435	17,409	17,382	17,356
比率	51.4	51.4	51.9	52.0	52.3	52.0	52.2	52.3	52.6	53.0
研究職	429	423	416	415	418	421	419	404	393	393
女性	88	89	98	101	104	109	106	113	114	112
比率	20.5	21.0	23.6	24.3	24.9	25.9	0.0	28.0	29.0	28.5
医療職	2,907	2,845	2,859	2,817	2,795	2,706	2,723	2,756	2,791	2,860
女性	2,154	2,102	2,120	2,052	2,032	1,940	1,960	1,987	2,018	2,087
比率	74.1	73.9	74.2	72.8	72.7	71.7	72.0	72.1	72.3	73.0
海事職	75	71	70	69	69	66	65	68	63	61
女性	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
比率	2.7	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6
福祉職	142	141	147	148	142	146	163	173	187	216
女性	102	101	101	103	95	104	107	107	108	121
比率	71.8	71.6	68.7	69.6	66.9	71.2	65.6	61.8	57.8	56.0

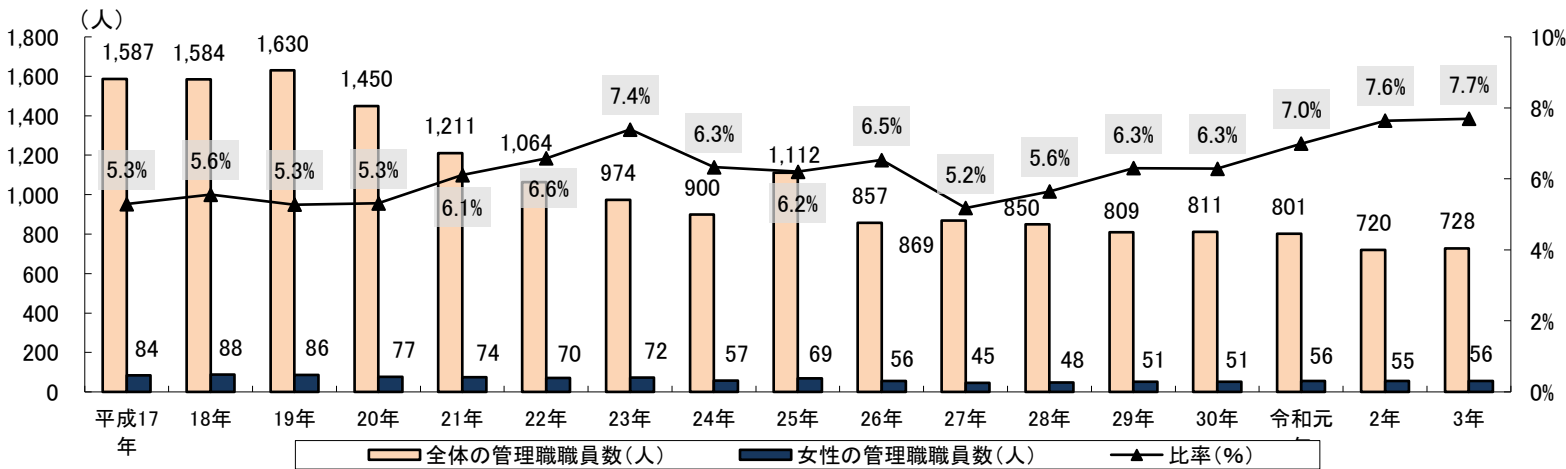
資料出典:千葉県人事委員会(各年4月1日現在)

※県職員数
(公営企業職員並びに市町村立学校職員給与負担法[昭和23年法律第135号]第1条及び第2条に規定する職員を含む)

(イ)女性職員の管理職への登用

千葉県職員における女性職員の管理職への登用率については、令和2年度より0.1ポイント増加し、7.7%となっています。

図表27 千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移



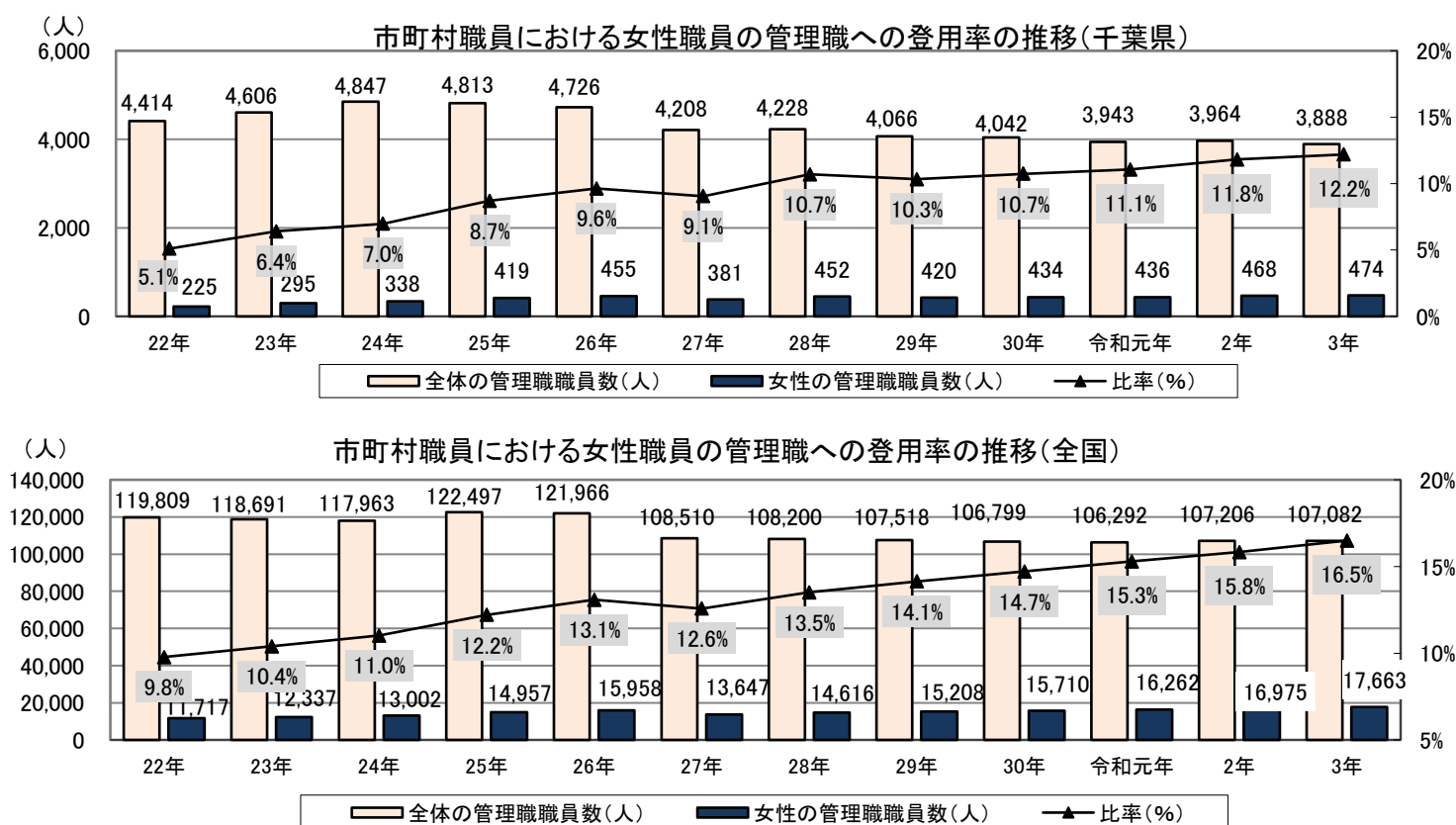
資料出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。
※令和元年度の数値は、下記内閣府の資料と異なっているが、本白書の数値が最終結果となる。

(2) 市町村職員における女性管理職の状況

市町村職員における女性職員の管理職への登用率については増加傾向にあり、千葉県は令和3年4月1日現在12.2%となっています。

図表28 市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移(千葉県・全国)



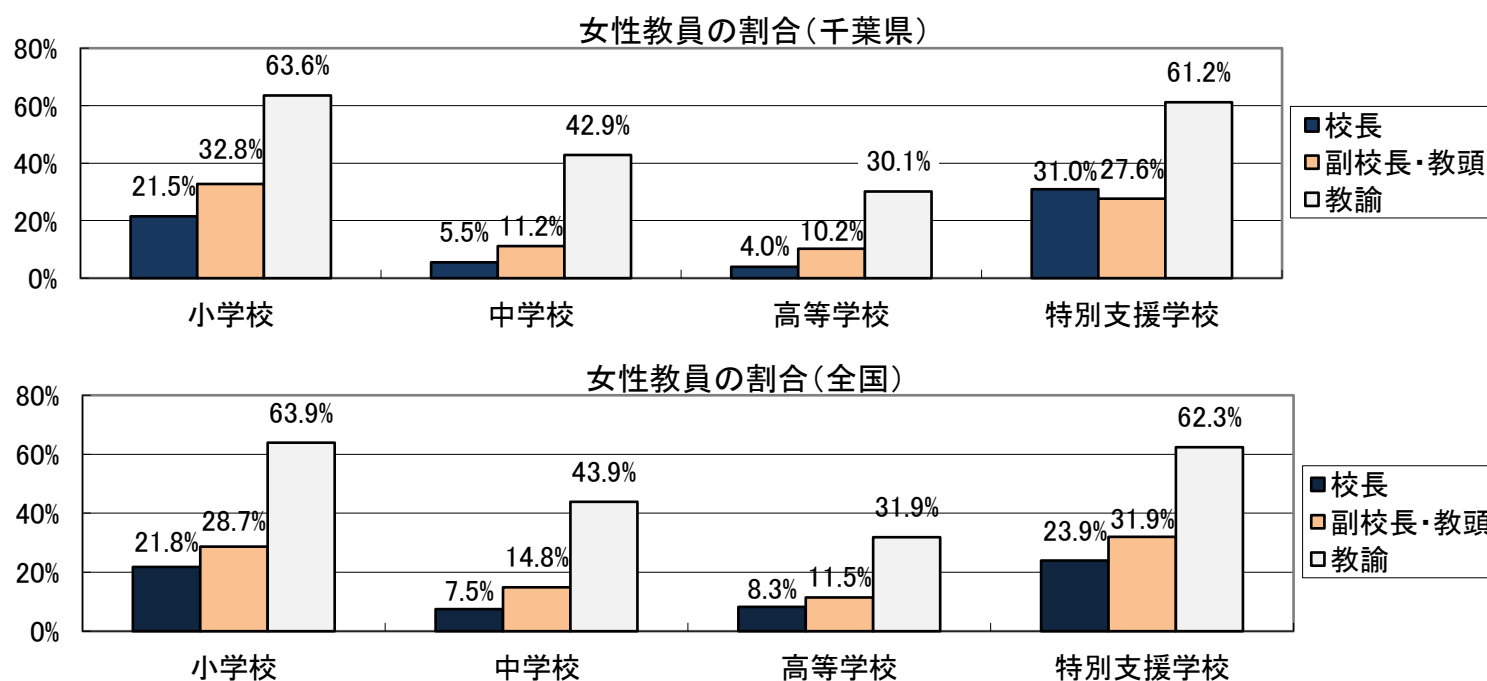
資料出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(各年4月1日現在)

※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

(3) 学校職員における女性管理職の状況

本県における令和2年度の公立学校の女性の管理職(校長・副校長・教頭)割合を全国と比較すると、小学校の副校長・教頭及び特別支援学校の校長を除いて低い状況です。

図表29 本務教員に占める女性教員の割合(千葉県・全国)



資料出典：文部科学省「学校基本調査」(令和2年)

(4) 企業団体等における女性管理職の状況

(ア) 女性役員、役職者の状況

平成27年の「国勢調査」(総務省)によると、千葉県における女性の役員割合は、平成22年に比べて増加し、21.3%となっています。しかし、分野によって差が見られます。

図表30 産業別男女別役員数の推移 (千葉県)

(単位:人, %)

区分	平成22年				平成27年			
	女性	男性	合計	女性割合	女性	男性	合計	女性割合
総数	29,200	117,404	146,604	19.9%	28,478	105,098	133,576	21.3%
農業・林業	298	1,017	1,315	22.7%	383	1,187	1,570	24.4%
漁業	22	76	98	22.4%	16	74	90	17.8%
鉱業・採石業・砂利採取業	16	93	109	14.7%	16	99	115	13.9%
建設業	4,975	23,631	28,606	17.4%	5,008	22,400	27,408	18.3%
製造業	2,939	16,136	19,075	15.4%	2,740	14,438	17,178	16.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	164	174	5.7%	22	170	192	11.5%
情報通信業	731	6,380	7,111	10.3%	752	0	6,685	11.2%
運輸業・郵便業	905	5,310	6,215	14.6%	880	4,610	5,490	16.0%
卸売業・小売業	7,416	26,103	33,519	22.1%	6,309	20,658	26,967	23.4%
金融業・保険業	413	2,603	3,016	13.7%	379	2,346	2,725	13.9%
不動産業・物品賃貸業	3,021	7,235	10,256	29.5%	3,376	7,024	10,400	32.5%
学術研究、専門・技術サービス業	1,521	8,464	9,985	15.2%	1,539	7,506	9,045	17.0%
宿泊業・飲食サービス業	1,317	3,094	4,411	29.9%	1,184	2,671	3,855	30.7%
生活関連サービス業・娯楽業	1,245	2,865	4,110	30.3%	1,215	2,540	3,755	32.4%
教育・学習支援業	549	1,391	1,940	28.3%	547	1,280	1,827	29.9%
医療・福祉	1,627	2,759	4,386	37.1%	2,038	3,236	5,274	38.6%
複合サービス事業	7	163	170	4.1%	3	169	172	1.7%
その他サービス業	1,758	8,603	10,361	17.0%	1,727	7,767	9,494	18.2%
公務	—	—	—	—	—	—	—	—
分類不能の産業	430	1,317	1,747	24.6%	344	990	1,334	25.8%

資料出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

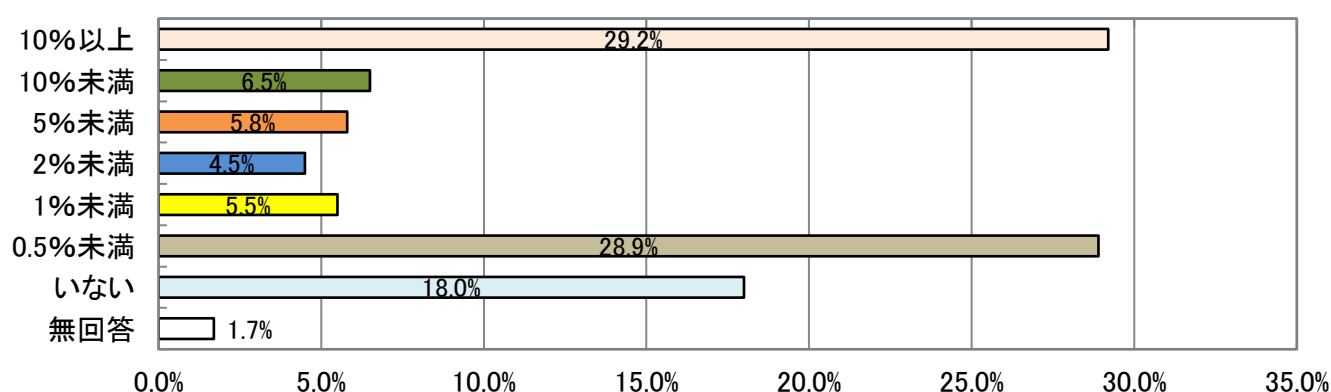
※表中の「—」は該当数字がないものを示す。

※ここでの「役員」とは、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などを指す。

※「公務」とは、他に分類されないもの。

(イ) 事業所当たりの女性管理職の割合

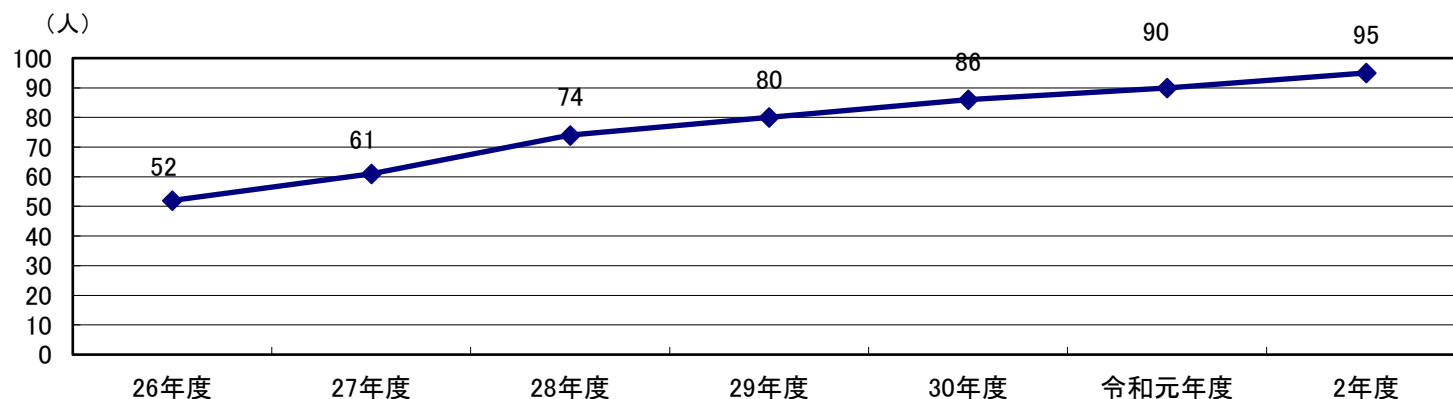
図表31 一事業所当たりの女性管理職の割合(千葉県)



資料出典：千葉県雇用労働課：「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(令和2年2月)

(5) 農業委員における女性委員の状況

図表32 女性農業委員数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県農地・農村振興課「農業委員会実態調査」(各年10月1日時点)

図表33 農協・漁協における女性役員数とその推移(千葉県)

(単位:人, %)

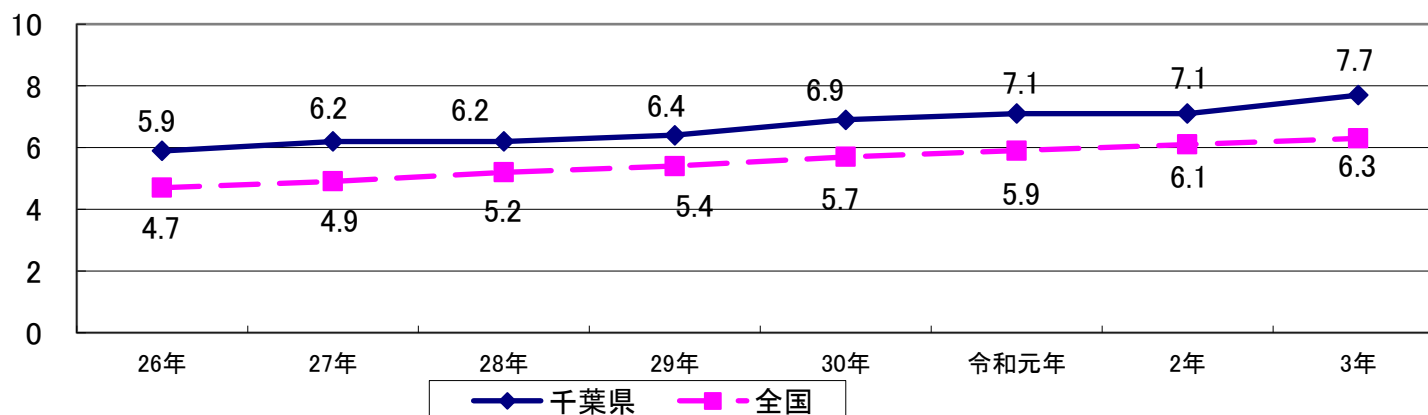
事業年度	農協役員数			漁協役員数		
	総数	うち女性役員数	女性割合	総数	うち女性役員数	女性割合
平成17年度	685	6	0.9%	424	2	0.5%
平成18年度	677	6	0.9%	417	2	0.5%
平成19年度	668	10	1.5%	415	2	0.5%
平成20年度	635	10	1.6%	406	2	0.5%
平成21年度	602	10	1.7%	394	1	0.3%
平成22年度	574	10	1.7%	330	1	0.3%
平成23年度	573	10	1.7%	325	1	0.3%
平成24年度	573	20	3.5%	323	1	0.3%
平成25年度	581	25	4.3%	325	1	0.3%
平成26年度	587	34	5.8%	313	1	0.3%
平成27年度	589	37	6.3%	314	1	0.3%
平成28年度	590	39	6.6%	300	1	0.3%
平成29年度	563	38	6.7%	294	1	0.3%
平成30年度	566	43	7.6%	278	1	0.4%
令和元年度	537	45	8.4%	277	1	0.4%
令和2年度	539	46	8.5%	271	1	0.4%

資料出典:千葉県団体指導課(令和3年4月)

(6) 自治会における女性会長の状況

図表34 自治会長に占める女性の割合(千葉県・全国)

(%)



資料出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

IV 労働

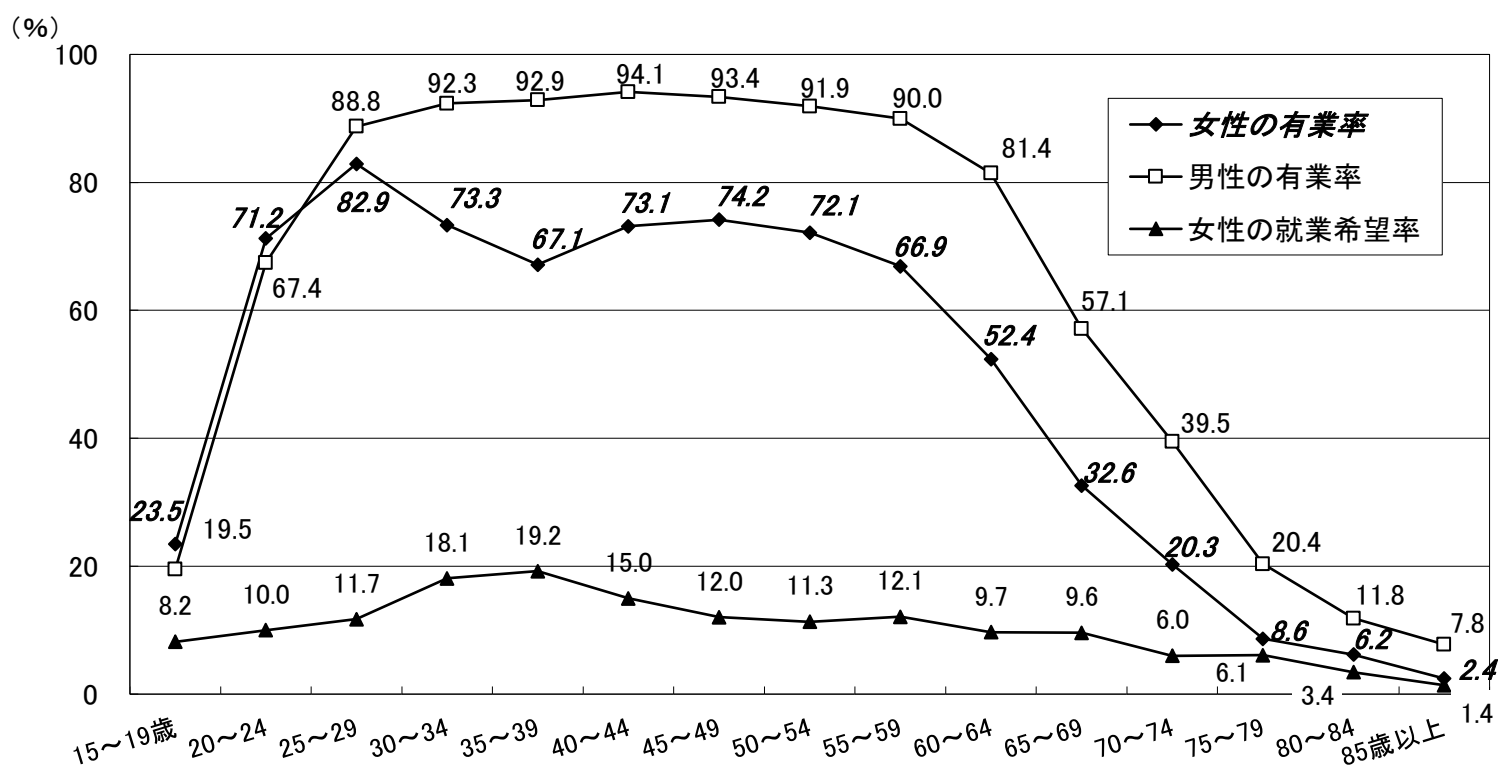
1 労働力率

(1) 男女別有業率・労働力率の推移

女性は30代で有業率が下がり、いわゆる「M字カーブ*」を描いています。一方、女性の就業希望率は30歳代から40歳代前半で高くなっています。

男性は20歳代後半から50歳代までほぼ変わりません。

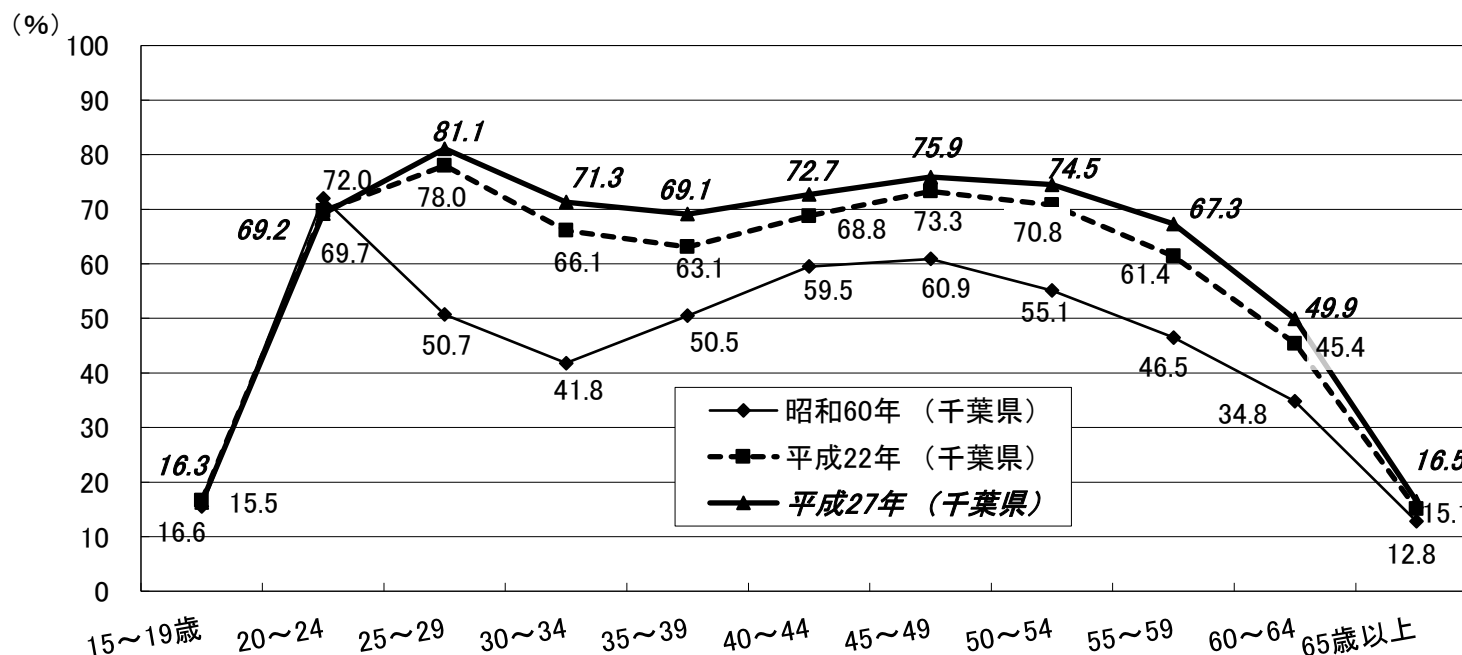
図表35 年齢階級別、男女別有業率及び就業希望率(千葉県)



資料出典:総務省「平成29年就業構造基本調査」(平成29年10月1日現在)

* 日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのMのような形になる。

図表36 年齢5歳階級別労働力率*の推移(千葉県・女性)

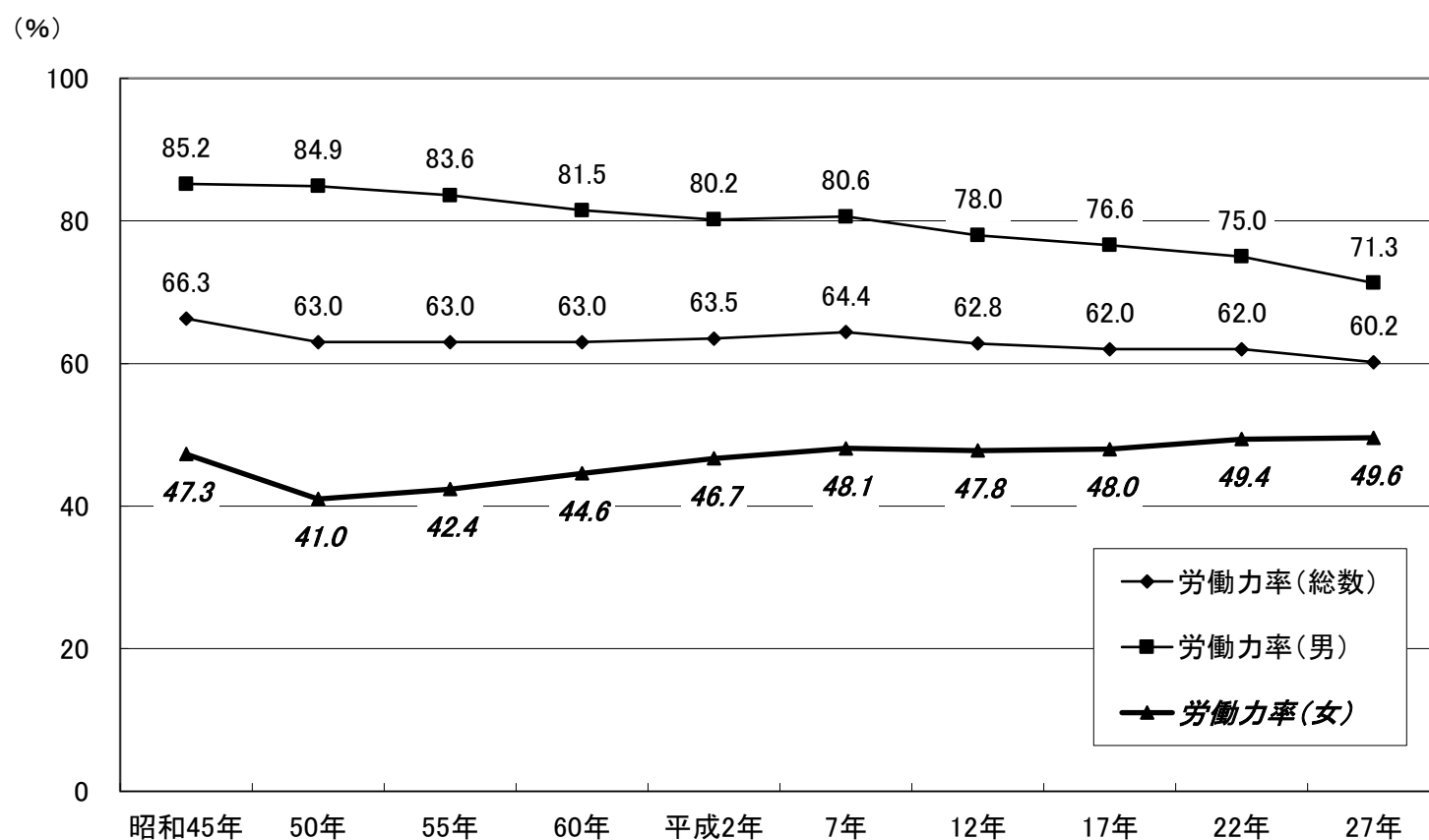


資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※15歳以上人口に占める労働力人口の割合(分母から労働力状態「不詳」の数を除いて算出している。)

※労働力人口: 満15歳以上の人口のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口。就業者(休業者も含む。)と完全失業者(仕事についておらず、仕事があればすぐつづことができ、仕事を探す活動をしていた者)の合計

図表37 男女別労働力率の推移(千葉県)

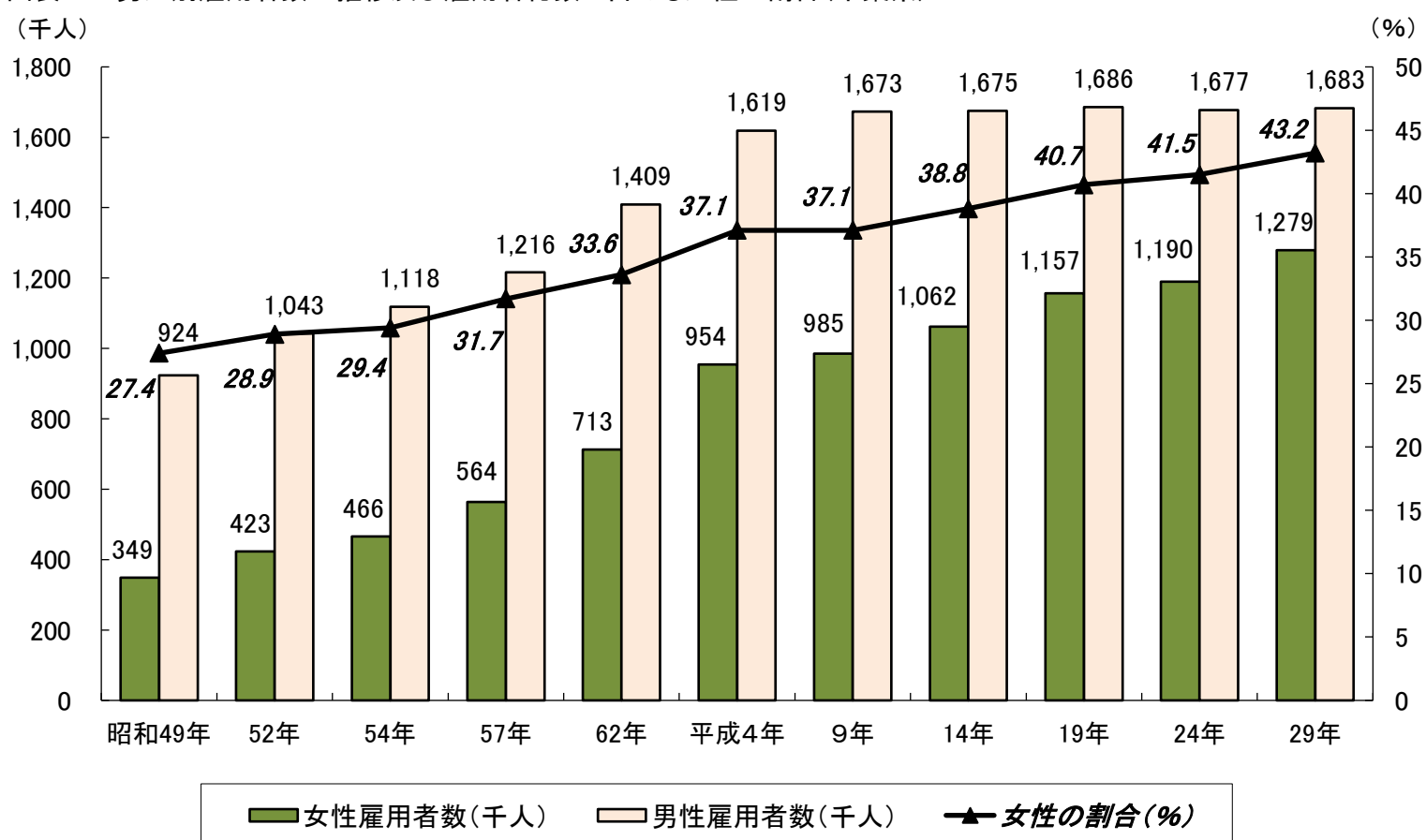


資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用者数の推移

女性の雇用者数は、年々増加しています。
また、雇用者総数に占める女性の割合も、年々増加しています。

図表38 男女別雇用者数の推移及び雇用者総数に占める女性の割合(千葉県)

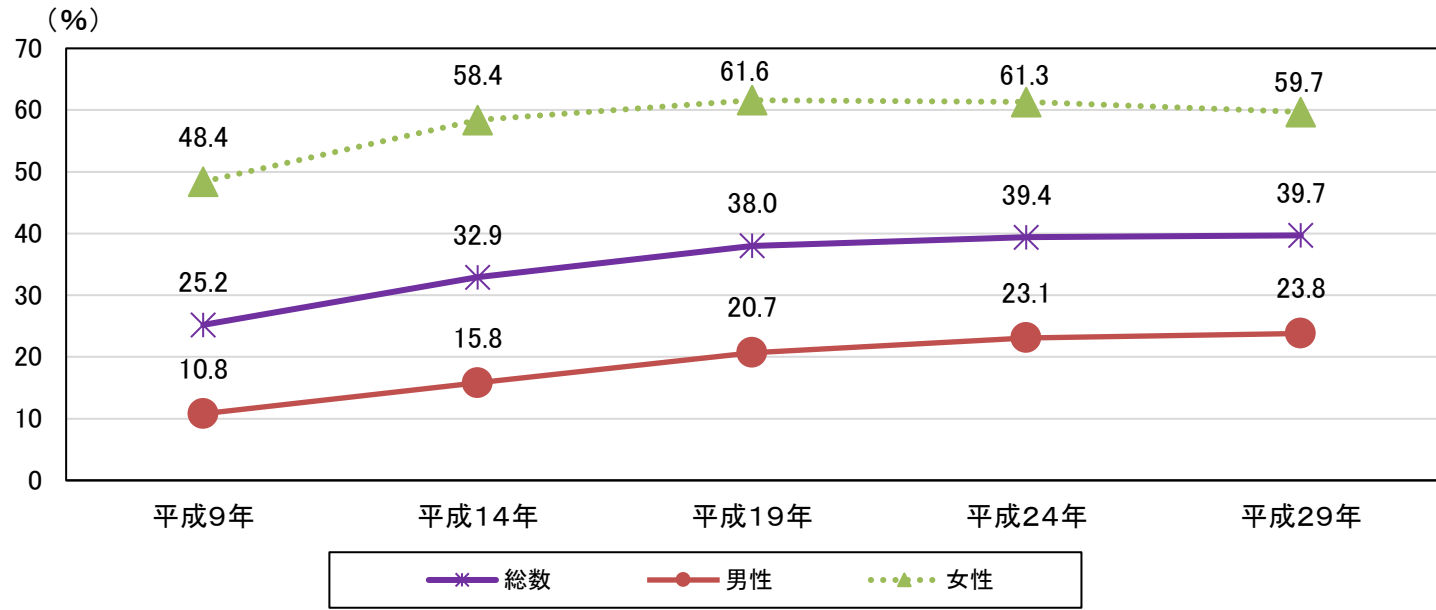


資料出典:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(3)非正規の職員・従業員の割合の推移

図表39 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合の推移(千葉県)

パートやアルバイトなどの非正規の職員・従業員の割合をみると、総数・男性はともに増加傾向にありますが、女性は平成19年をピークに緩やかに下降しており、平成24年と比べて1.6ポイント減少しています。

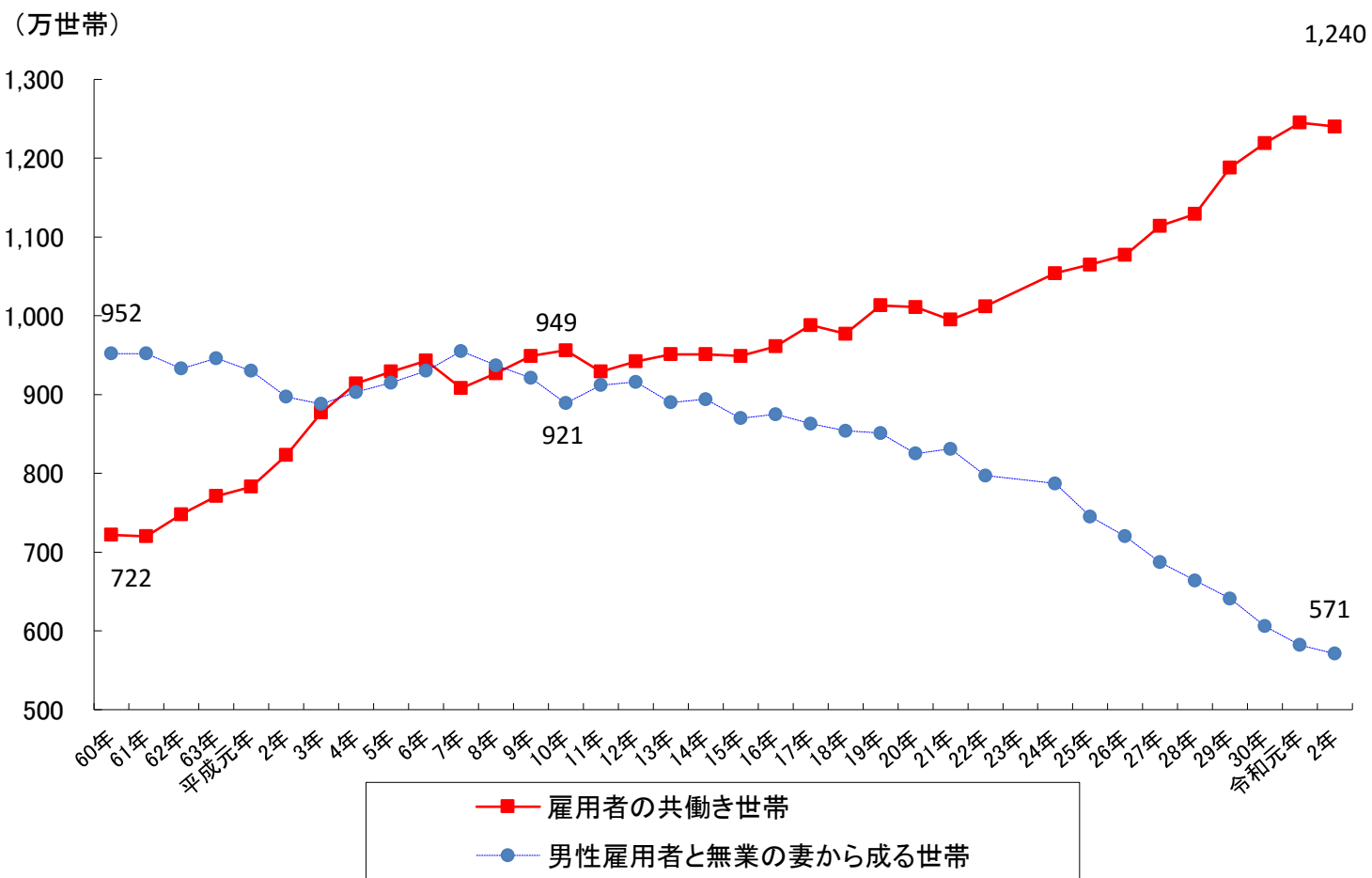


資料出典:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(4) 共働き世帯数

平成9年以降、共働き世帯数は夫のみ就業世帯数を上回り、その後も徐々に増加しています。

図表40 共働き等世帯数の推移(全国)



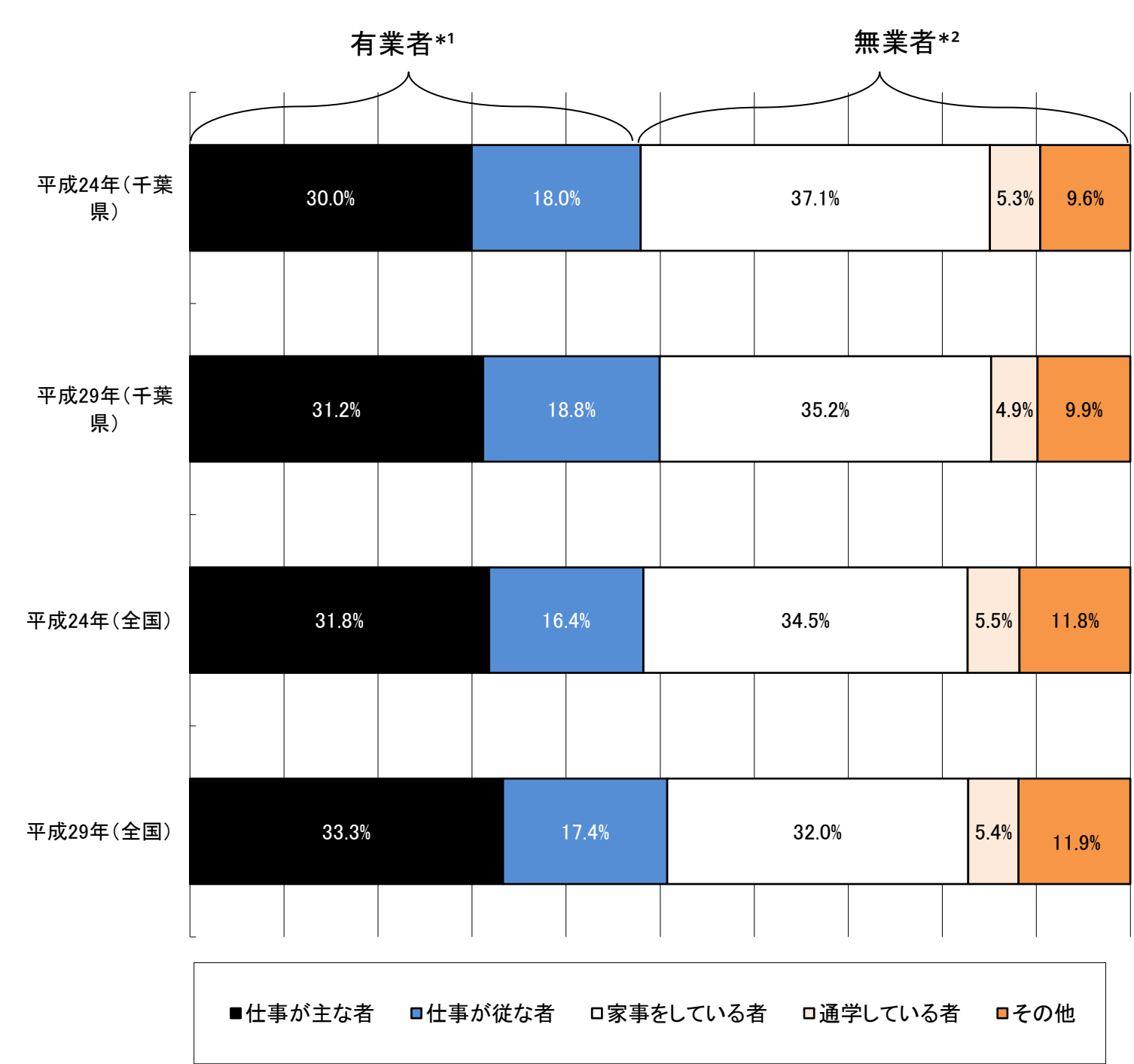
資料出典:総務省「労働力調査」(各年平均)

2 労働者の状況

(1)女性の有業率、無業率

女性の有業率（15歳以上人口に占める有業者の割合）は、平成24年と比べて千葉県、全国ともに上昇しています。
また、平成24年は無業率が有業率を若干上回っていましたが、平成29年は全国で有業率が無業率を上回り、千葉県は有業率と無業率が同率となっています。

図表41 女性15歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）



*1 有業者: 普段収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者、及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。なお、家族従業者は、収入を得ていなくても、普段の状態として仕事をしていれば有業者としている。
*2 無業者: 普段収入を得ることを目的として仕事をしていない者、すなわち、普段全く仕事をしていない者及び時々臨時的にしか仕事をしていない者。

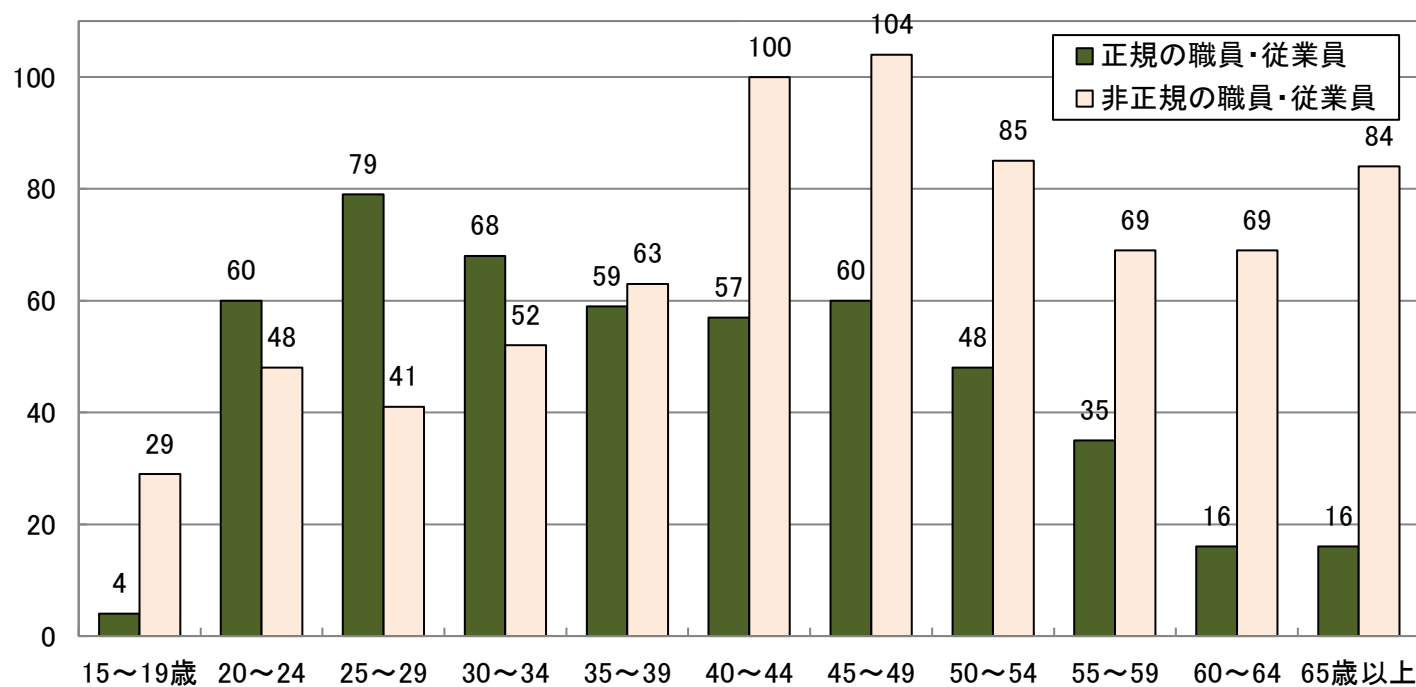
資料出典:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用形態別女性雇用者数

女性の雇用形態としては、30歳代の前半までは正規の職員・従業員が多くなっていますが、30歳代後半からは非正規の職員・従業員が正規の職員・従業員を上回っています。

図表42 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 女性)

(千人)



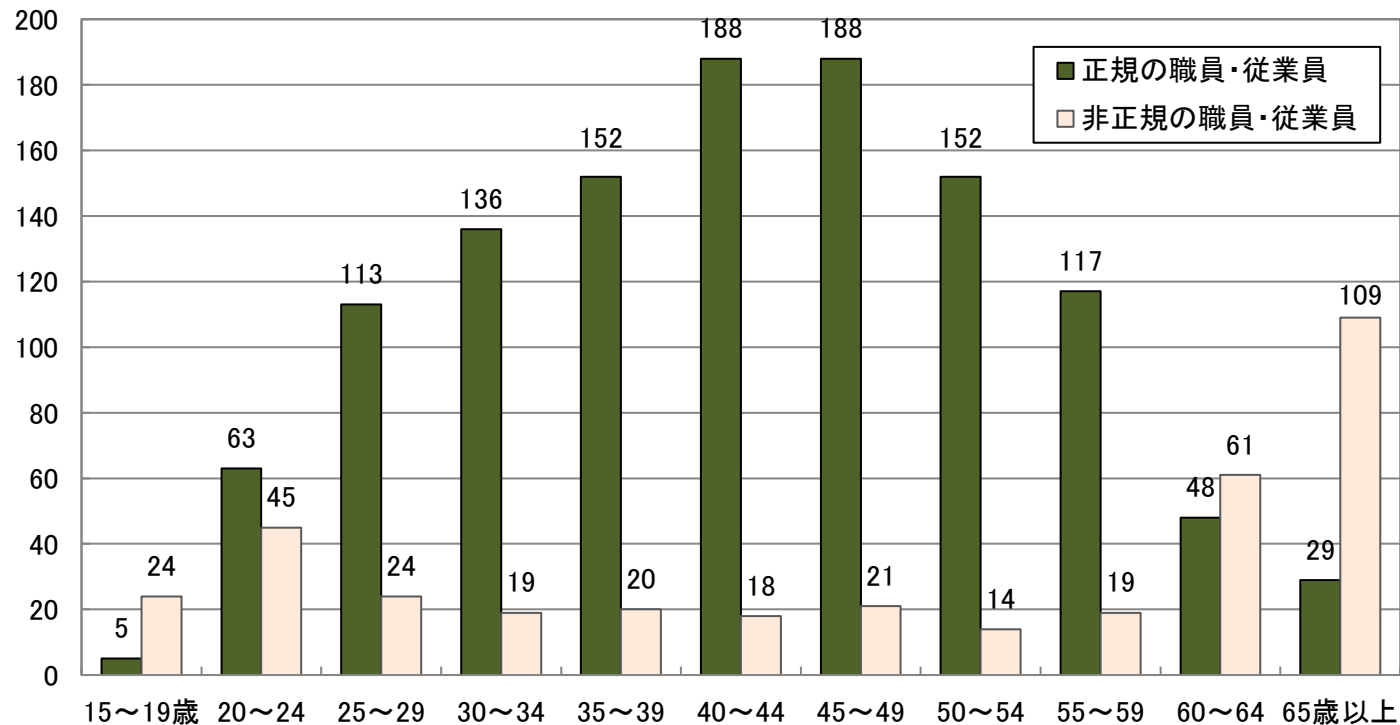
資料出典:総務省「平成29年就業構造基本調査」(平成29年10月1日現在)

(3)雇用形態別男性雇用者数

男性については、50歳代までは正規の職員・従業員が圧倒的に多く、女性との雇用形態の違いが明らかなです。

図表43 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 男性)

(千人)



資料出典:総務省「平成29年就業構造基本調査」(平成29年10月1日現在)

(4) 女性の従業上の地位

「国勢調査」によると，千葉県内の女性の就業者の就業上の地位は男性に比べて自営業主，役員が少なく，家族従業者，家庭内職者が多くなっています。

図表44 従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県） (単位:人, %)

	平成22年					平成27年				
	女 性	割 合	男 性	割 合	計	女 性	割 合	男 性	割 合	計
自営業主	46,686	4.1	165,695	10.1	212,381	47,895	4.1	157,557	9.9	205,452
役員	29,200	2.6	117,404	7.1	146,604	28,478	2.4	105,098	6.6	133,576
家族従業者	68,232	6.0	19,691	1.2	87,923	57,927	4.9	17,152	1.1	75,079
雇用者	997,067	87.1	1,342,831	81.6	2,339,898	1,042,976	88.4	1,312,265	82.4	2,355,241
家庭内職者	3,433	0.3	401	0.0	3,834	2,521	0.2	374	0.0	2,895
就業者計*	1,144,618	100.0	1,646,022	100.0	2,790,640	1,179,797	100	1,592,446	100.0	2,772,243

資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

*従業上の地位「不詳」を除く。

3 労働条件

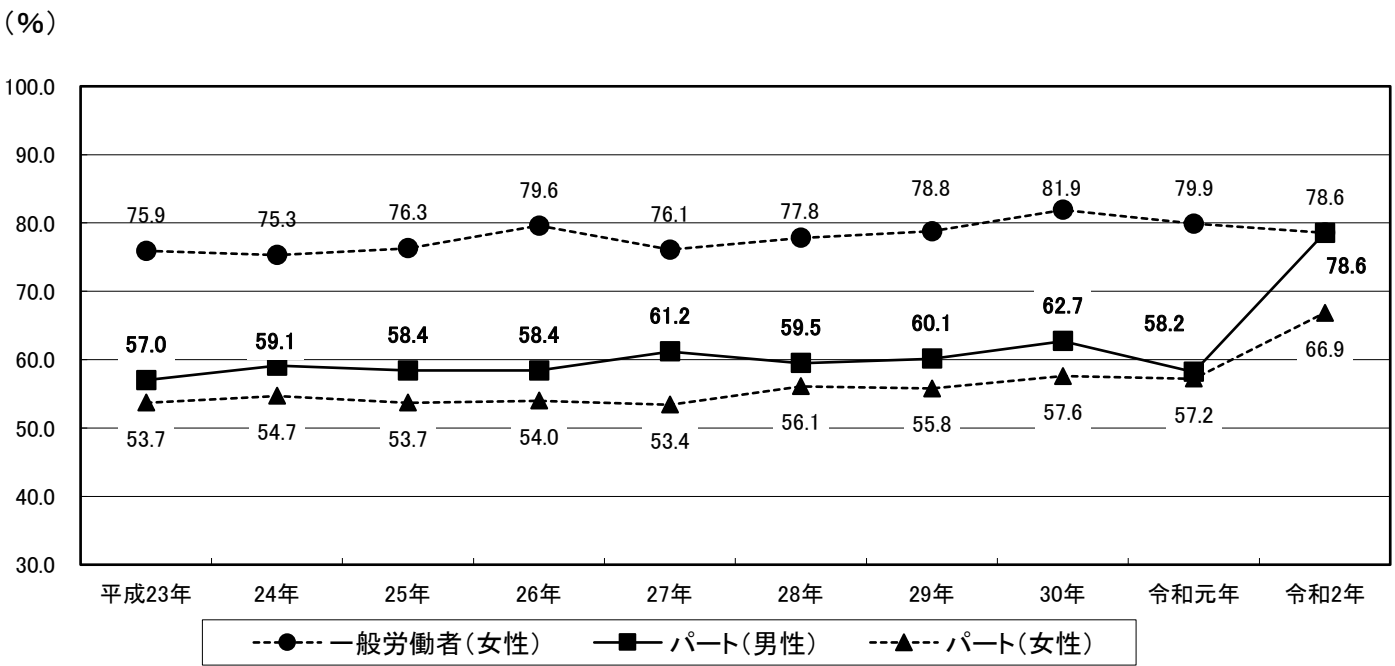
(1)賃金

パートタイム（短時間）労働者を除く女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額は，男性一般労働者の78.6％となっており，依然低い状況です。

また、パートタイム（短時間）労働者間においても男性と比べて，女性の方が低くなっています。

注）令和元年調査までは、医師、教員等の一部の職種に該当する短時間労働者で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超える者を除外して集計していましたが、令和2年調査からは、短時間労働者の全体像を把握するという観点から、職種や賃金による除外を行わず、短時間労働者全体を集計対象としています。

図表45 男女別労働者の1時間当たり平均所定内給与額格差(千葉県)



資料出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※給与の指数は，男性一般労働者の1時間当たり平均所定額を100として，各区分の1時間当たりの平均所定内給与額の水準を算出したもの。

図表46 男女別雇用者の所定内給与額の推移と賃金の男女間格差の推移(千葉県)

	女性		男性		賃金の男女間格差*
	平均年齢	所定内給与額(千円)	平均年齢	所定内給与額(千円)	
平成11年	37.2	229.5	40.2	339.7	67.6
平成13年	37.6	243.6	40.7	345.0	70.6
平成15年	39.1	241.2	41.4	343.3	70.3
平成17年	39.4	239.2	41.9	353.9	67.6
平成19年	39.0	232.2	41.4	340.9	68.1
平成21年	41.0	229.4	41.6	323.9	70.8
平成23年	39.9	241.5	42.1	324.3	74.5
平成25年	40.4	240.7	42.3	323.2	74.5
平成26年	41.1	248.9	43.0	322.3	77.2
平成27年	41.6	247.3	42.8	333.1	74.2
平成28年	41.3	245.2	43.6	322.9	75.9
平成29年	40.7	260.4	43.2	338.7	76.9
平成30年	41.0	257.4	43.8	327.9	78.5
令和元年	42.1	254.9	43.9	331.3	76.9
令和2年	41.9	250.7	43.4	331.0	75.7

資料出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※賃金の男女間格差は、男性を100とした場合の女性の割合。

(2) 育児休業制度の状況

県の調査によると、事業所における育児休業取得状況は、女性は平成24年以降90%を超える取得率が続いています。男性は年々増加しているものの、まだ少ない状況です。

図表47 調査対象事業所における育児休業の取得状況(千葉県)

		育児休業取得率	本人または配偶者が 出産した従業員数	そのうち育児休業を 取得した従業員数
女 性	平成20年3月	99.5%	624人	621人
	平成22年3月	88.2%	677人	597人
	平成24年3月	93.9%	1,239人	1,164人
	平成26年1月	92.0%	1,623人	1,493人
	平成28年1月	90.0%	1,328人	1,195人
	平成30年1月	98.0%	1,690人	1,657人
	令和2年2月	95.3%	1,711人	1,631人
男 性	平成20年3月	1.7%	1,021人	17人
	平成22年3月	2.2%	1,155人	25人
	平成24年3月	3.8%	2,240人	85人
	平成26年1月	3.8%	2,555人	98人
	平成28年1月	5.2%	1,768人	92人
	平成30年1月	8.2%	1,730人	141人
	令和2年2月	12.0%	1,796人	215人

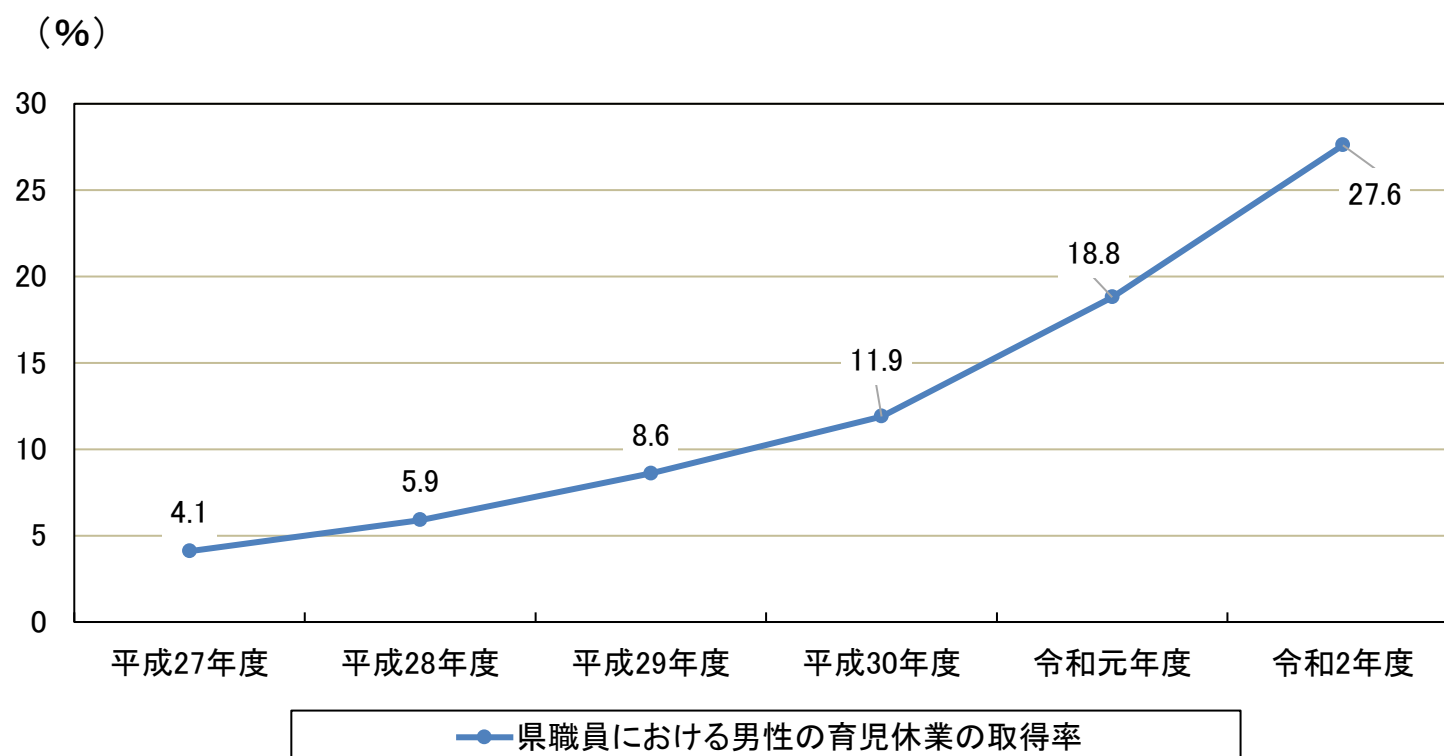
資料出典:千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(中間)」(平成20年3月)
 千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(最終)」(平成22年3月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成24年3月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成28年1月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成30年1月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(令和2年2月)

図表48 男女別育児休業取得率(全国)

	本人又は配偶者が出産した 従業員の育児休業取得率	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
女性	出産した者に占める割合	86.6%	81.5%	81.8%	83.2%	82.2%	83.0%	81.6%
男性	配偶者が出産した者に占める割合	2.30%	2.65%	3.16%	5.14%	6.16%	7.48%	12.65%

資料出典:厚生労働省「雇用均等基本調査」

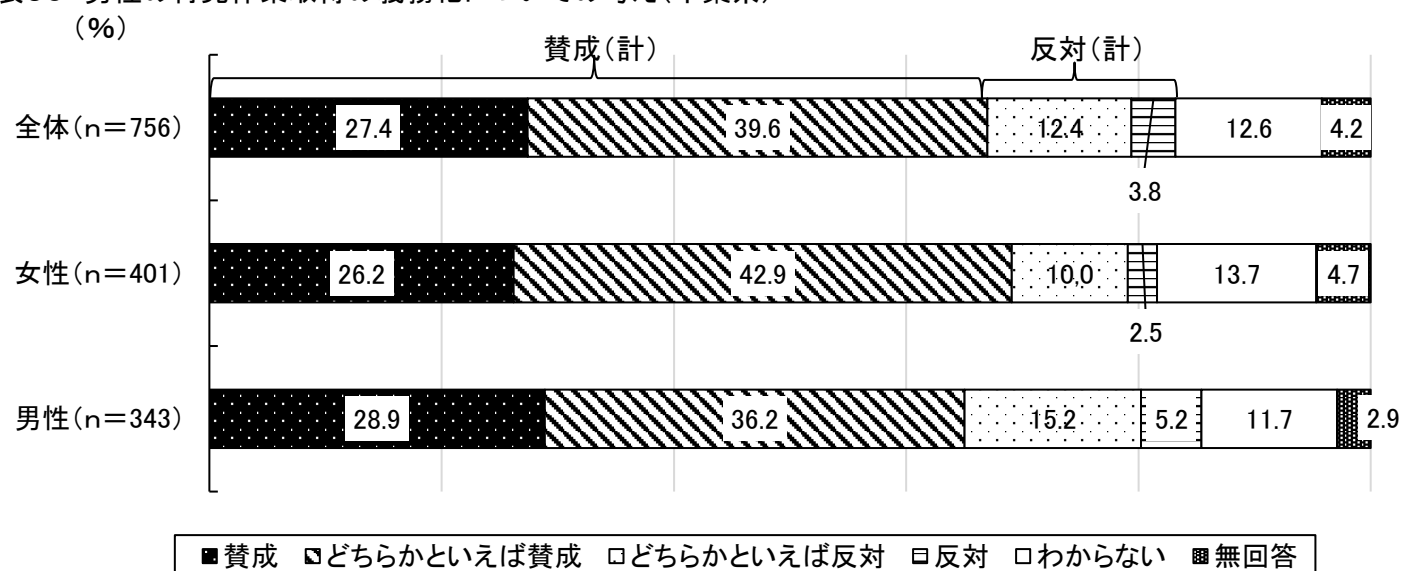
図表49 県職員における男性の育児休業の取得率(千葉県)



資料出典:「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づく
特定事業行動計画の実施状況の公表及び同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報公表」

県民意識調査において、男性の育児休業取得の義務化についての考えを聞いたところ、『賛成(計)』が67.0%、『反対(計)』が16.2%となっており、『賛成(計)』が『反対(計)』を大きく上回っています。
性別でみると、『反対(計)』は男性が女性よりも7.9ポイント高くなっています。

図表50 男性の育児休業取得の義務化についての考え(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由を聞いたところ、賛成する理由は、「女性の子育てに対する負担が軽くなると思うから」が77.3%で最も高く、次いで「子育ては夫婦で行うものだと思うから」が75.5%、「義務化すると取りやすい雰囲気ができるから」が68.2%となっています。

男性の育児休業取得の義務化に反対する理由は、「義務ではなく、夫婦の選択・判断で行うべき」が81.3%で最も高く、次いで「同僚への負担が増えるから」が43.1%、「収入が減少するから」が34.1%となっています。

図表51 男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由(千葉県)

n=506(複数回答可)

順位	賛成する理由	件数	(%)
1	女性の子育てに対する負担が軽くなると思うから	391	77.3
2	子育ては夫婦で行うものだと思うから	382	75.5
3	義務化すると、取りやすい雰囲気ができるから	345	68.2

n=123(複数回答可)

順位	反対する理由	件数	(%)
1	義務ではなく、夫婦の選択・判断で行うべき	100	81.3
2	同僚への負担が増えるから	53	43.1
3	収入が減少するから	42	34.1

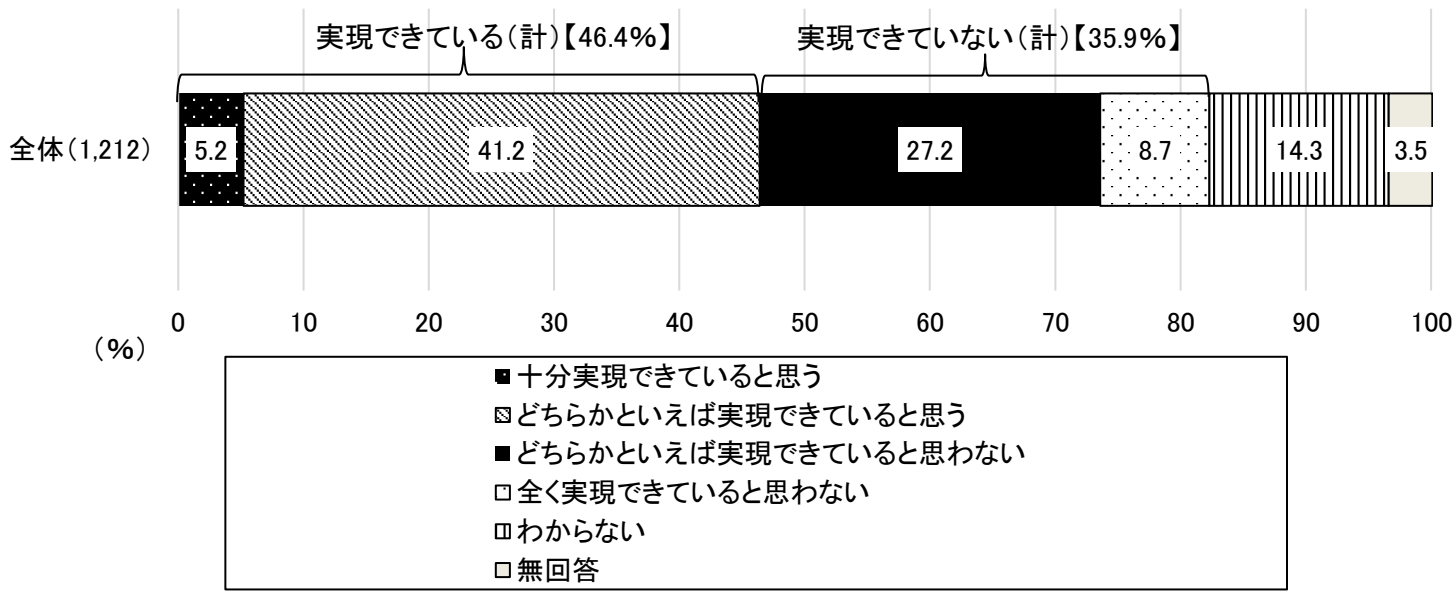
資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

4 ワーク・ライフ・バランスの実現(働き方の見直し)

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現度

図表52 ワーク・ライフ・バランスの実現度(千葉県)

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現度を調査したところ、「十分実現できていると思う」（5.2%）と「どちらかといえば実現できていると思う」（41.2%）を合わせた『実現できている（計）』が、46.4%となっています。一方、「どちらかといえば実現できていると思わない」（27.2%）と「全く実現できていると思わない」（8.7%）を合わせた『実現できていない（計）』が35.9%でした。



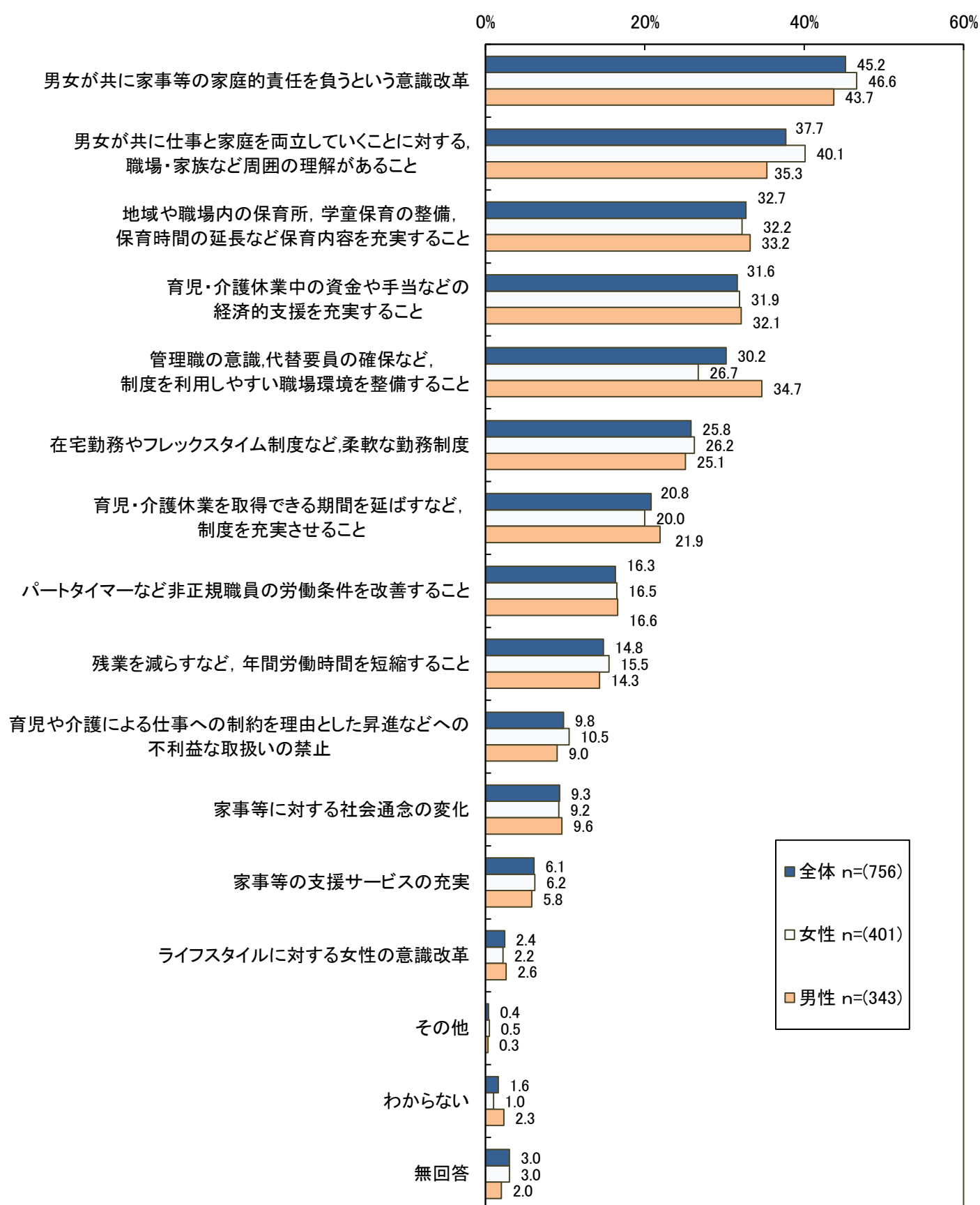
資料出典:千葉県「第57回県政に関する世論調査」(平成30年)

(2)仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備

県民意識調査において、仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備を聞いたところ、「男女が共に家事等の家庭的責任を負うという意識改革」が45.2%で最も高く、次いで「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること」が37.7%、「地域や職場内の保育所、学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」が32.7%となっています。

性別でみると、「管理職の意識、代替要員の確保など、制度を利用しやすい職場環境を整備すること」は男性が女性よりも8.0ポイント高くなっています。一方、「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること」は女性が男性よりも4.8ポイント高くなっています。

図表53 仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備(千葉県)

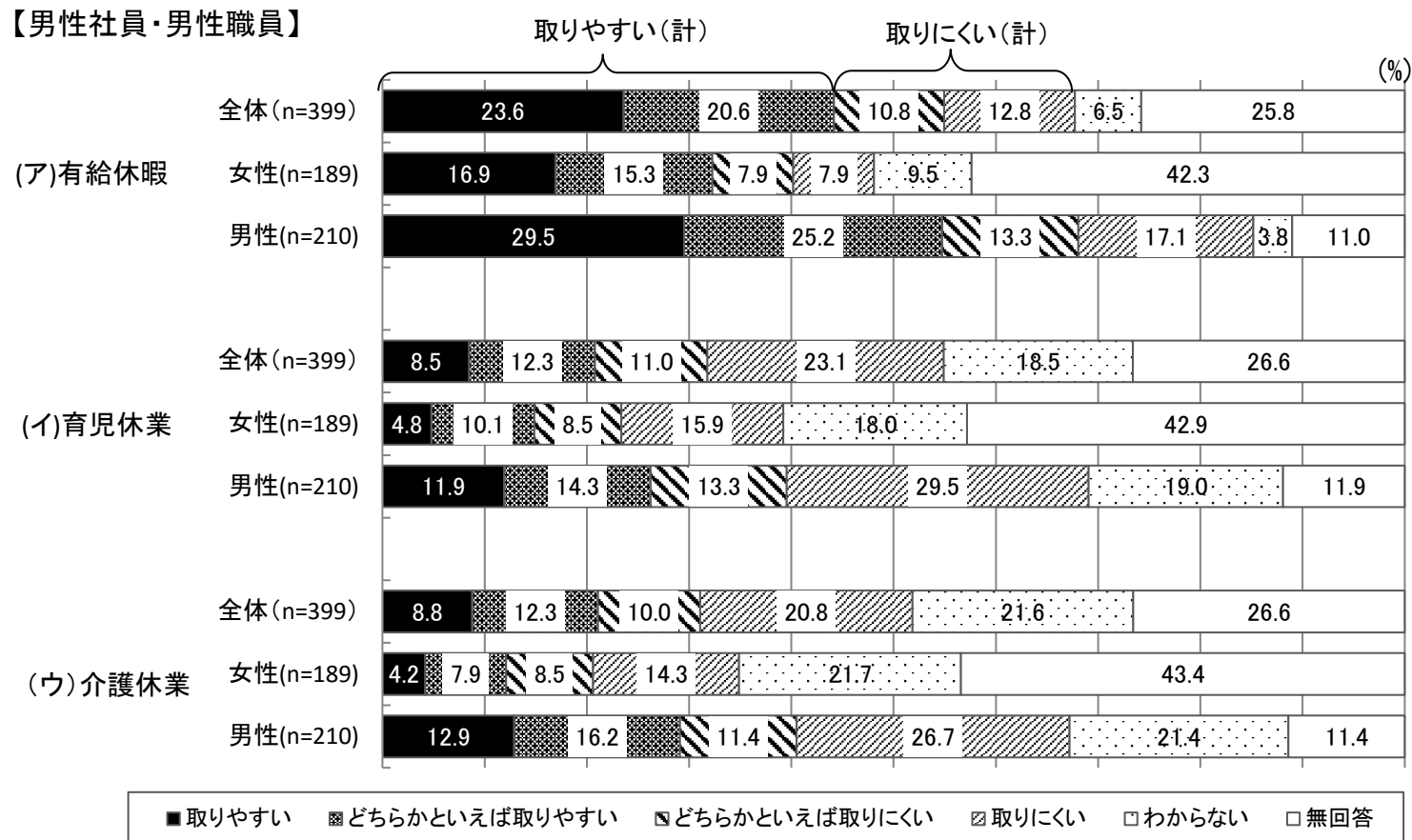


資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

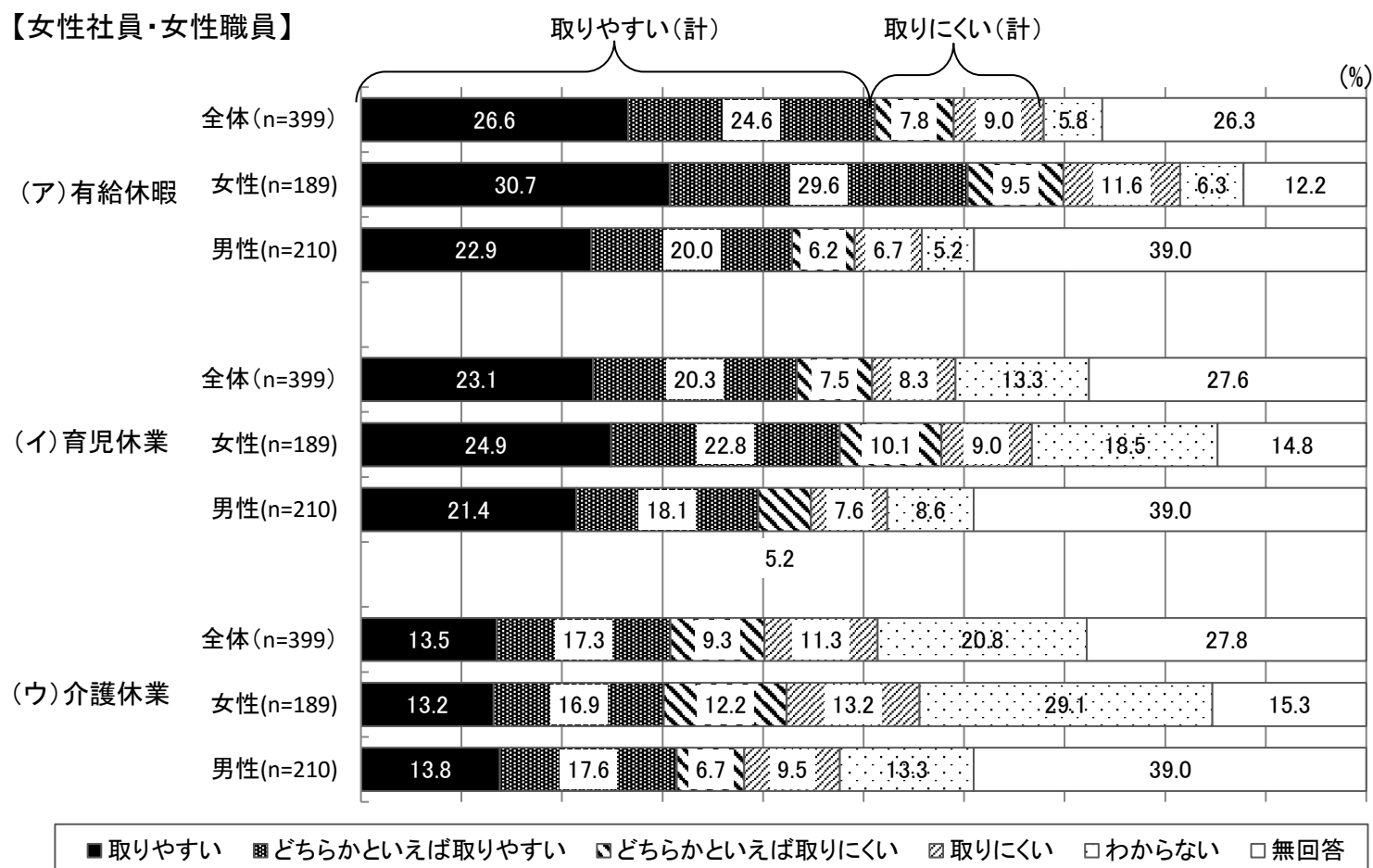
県民意識調査において、有給休暇、育児・介護休業の取りやすさを聞いたところ、『取りやすい（計）』は、どの休暇・休業も女性社員・女性職員が男性社員・男性職員よりも高くなっており、全体では、女性社員・女性職員は，“（ア）有給休暇”が51.2%，“（イ）育児休業”が43.4%，“（ウ）介護休業”が30.8%、男性社員・男性職員は，“（ア）有給休暇”が44.2%，“（イ）育児休業”が20.8%，“（ウ）介護休業”が21.1%となっています。『取りにくい（計）』は、男性社員・男性職員の，“（イ）育児休業”が34.1%，“（ウ）介護休業”が30.8%となっています。

図表54 有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ(千葉県)

【男性社員・男性職員】



【女性社員・女性職員】



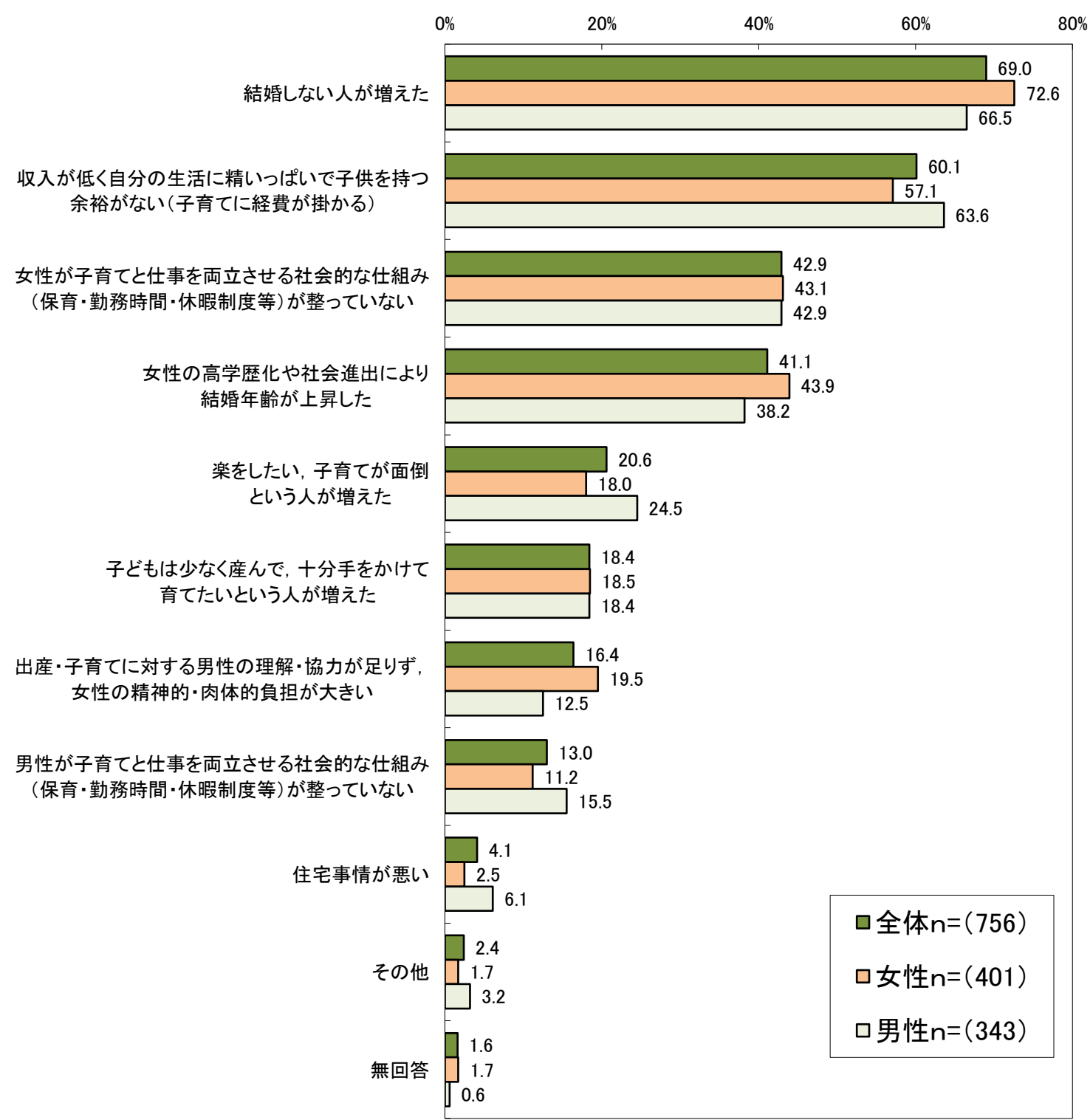
資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

(3) ワーク・ライフ・バランスと少子高齢化

県民意識調査において、出生率が低下している原因を聞いたところ、「結婚しない人が増えた」が69.0%で最も高く、次いで「収入が低く自分の生活に精いっぱい子供を持つ余裕がない（子育てに経費が掛かる）」が60.1%、「女性が子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（保育・勤務時間・休暇制度等）が整っていない」が42.9%となっています。

性別でみると、「出産・子育てに対する男性の理解・協力が足りず、女性の精神的・肉体的負担が大きい」は女性が男性よりも7.0ポイント高く、「結婚しない人が増えた」も女性が6.1ポイント、「女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した」も女性が5.7ポイント高くなっています。一方、「収入が低く自分の生活に精いっぱい子供を持つ余裕がない（子育てに経費が掛かる）」、「樂をしたい、子育てが面倒という人が増えた」は男性が女性よりも6.5ポイント高く、「男性が子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（保育・勤務時間・休暇制度等が整っていない）」も男性が4.3ポイント高くなっています。

図表55 出生率低下の原因(千葉県)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

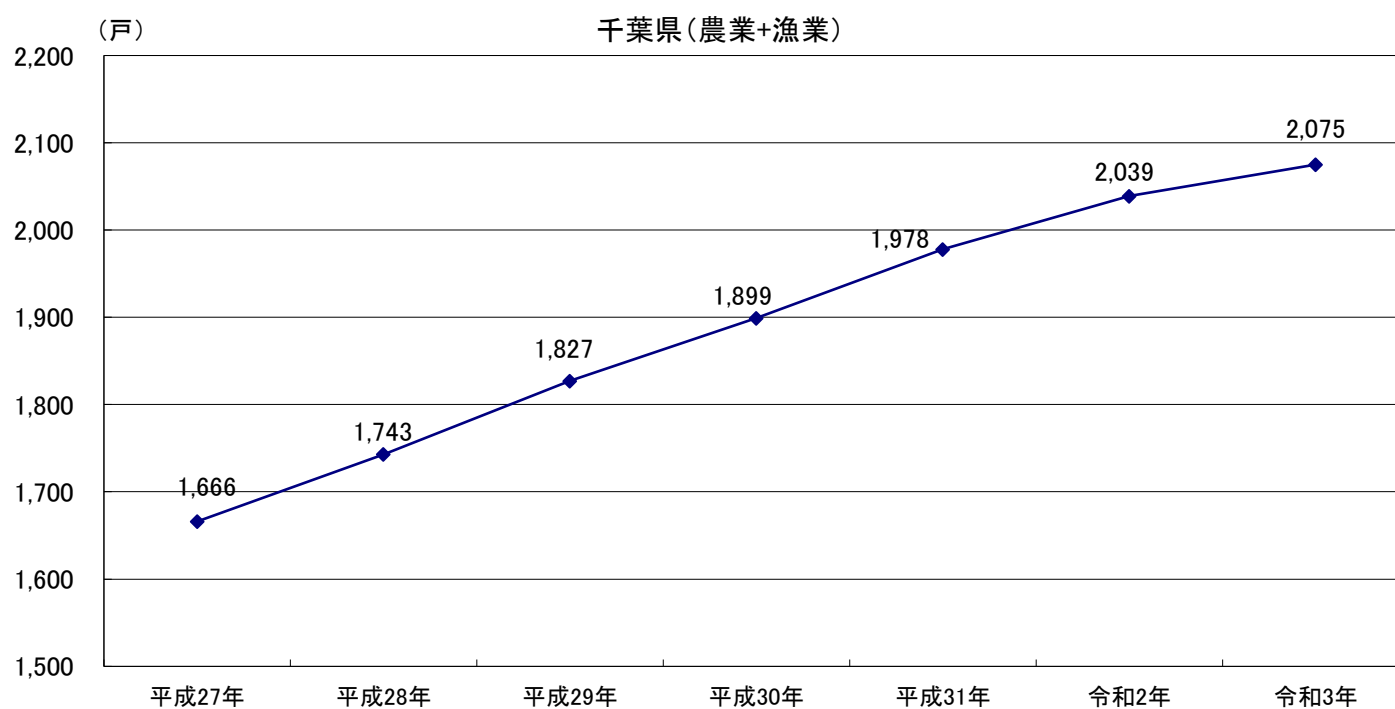
5 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

(1) 家族経営協定締結数の推移

千葉県の家族経営協定＊締結数は、年々増加しています。

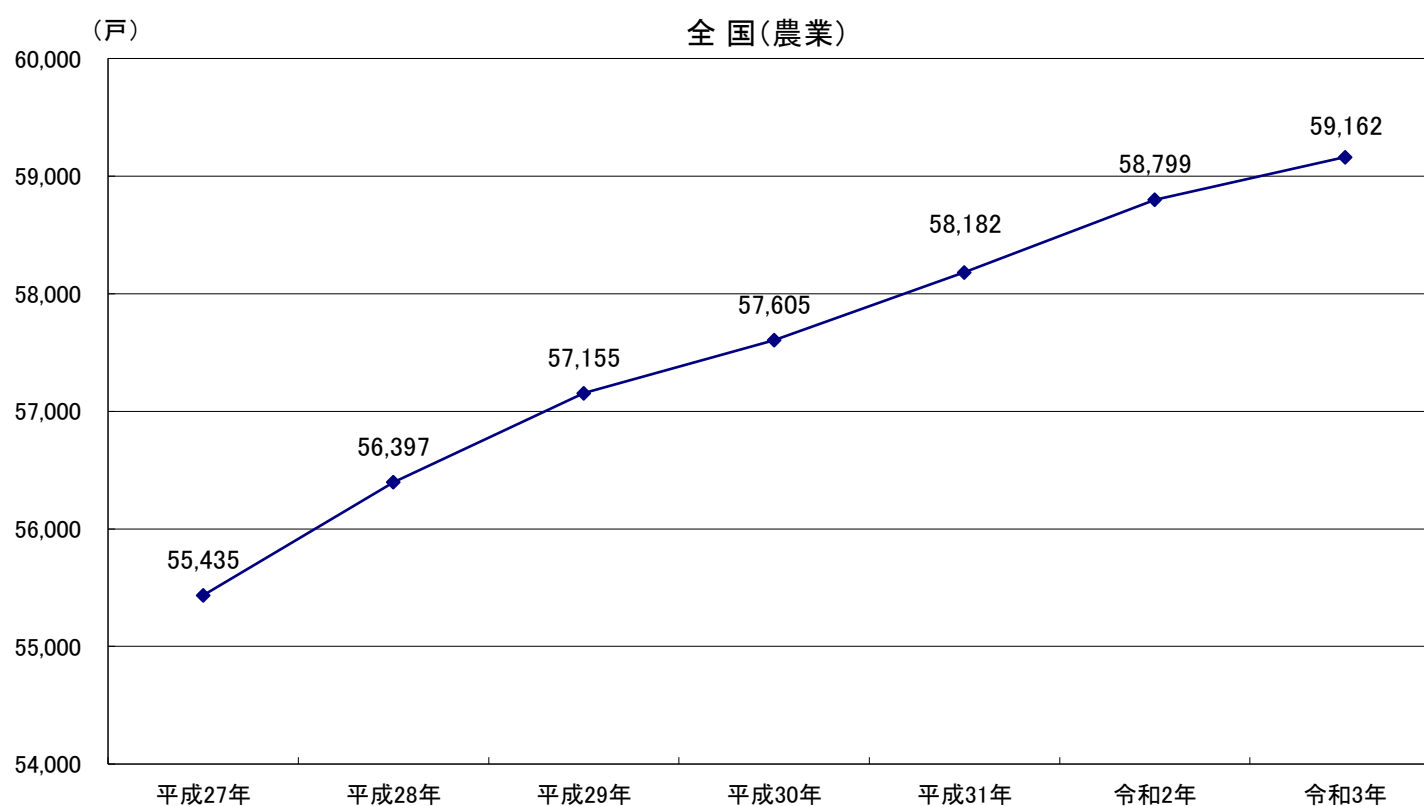
＊家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについて取り決めたもの

図表56 家族経営協定締結数の推移(千葉県・全国)



※令和3年の千葉県の家族経営協定締結数の内訳：農業2,074、漁業1

資料出典：千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)



資料出典：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」(各年3月31日現在)

(2) 経営者数及び女性起業数

「2020年農林業センサス」によると、千葉県の農業経営者に占める女性の割合は5.7%（全国5.8%）となっています。

また、担い手支援課の調査によると、地域産物を利用した加工品づくりや直売所での販売、農家レストラン経営などの農林漁業関連起業活動で、女性が主たる経営を担っている経営体数は、高齢化等により横ばい傾向にあります。その一方で、6次産業化の推進により、経営の多角化を目指す動きがあります。

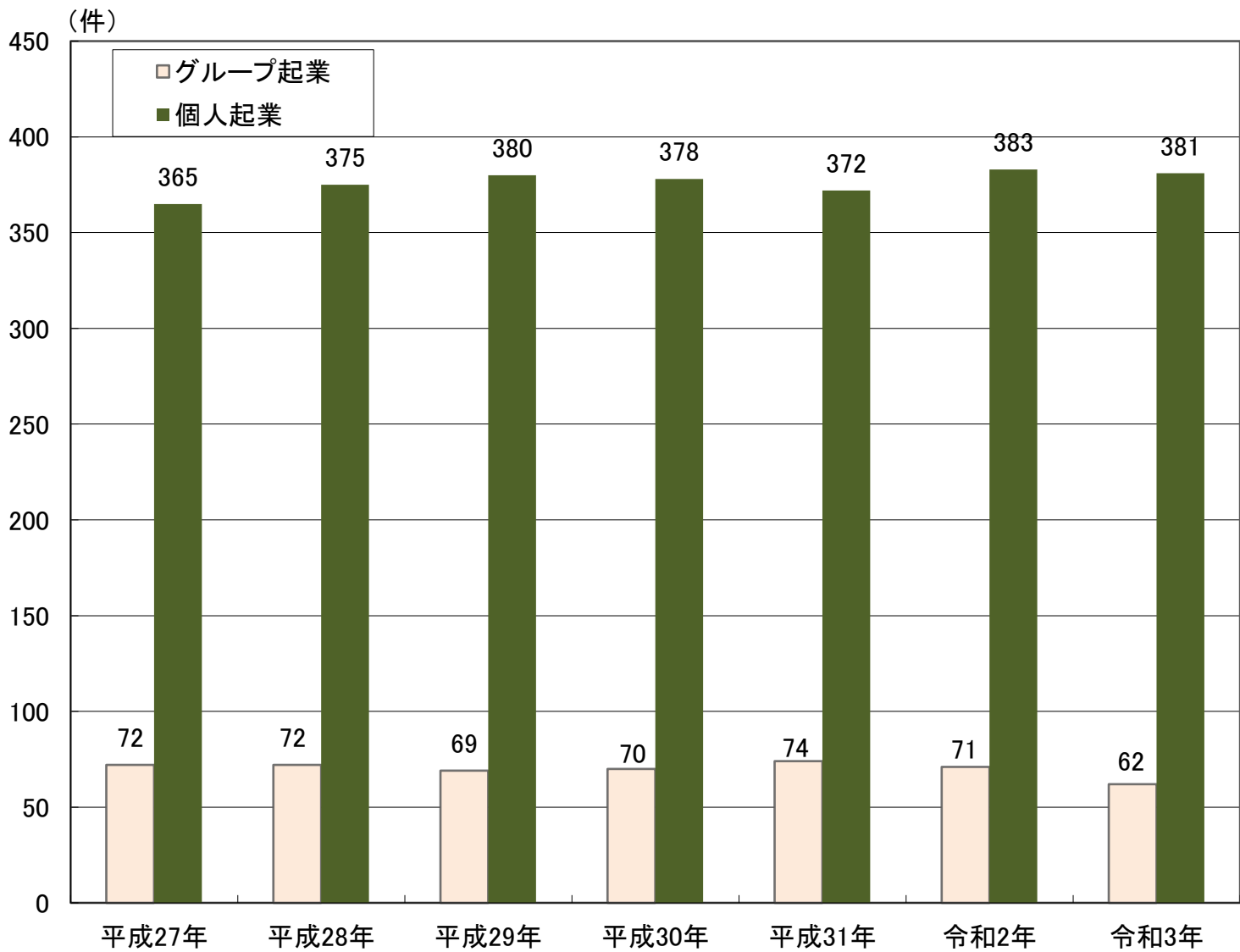
図表57 男女別農業経営者数(千葉県・全国)

(単位:人)

	総 数	女 性	男 性	女性割合(%)
千葉県	35,420	2,036	33,384	5.7
全国	1,075,705	62,610	1,013,095	5.8

資料出典:農林水産省「2020年農林業センサス」(令和2年2月1日現在)

図表58 農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移(千葉県)



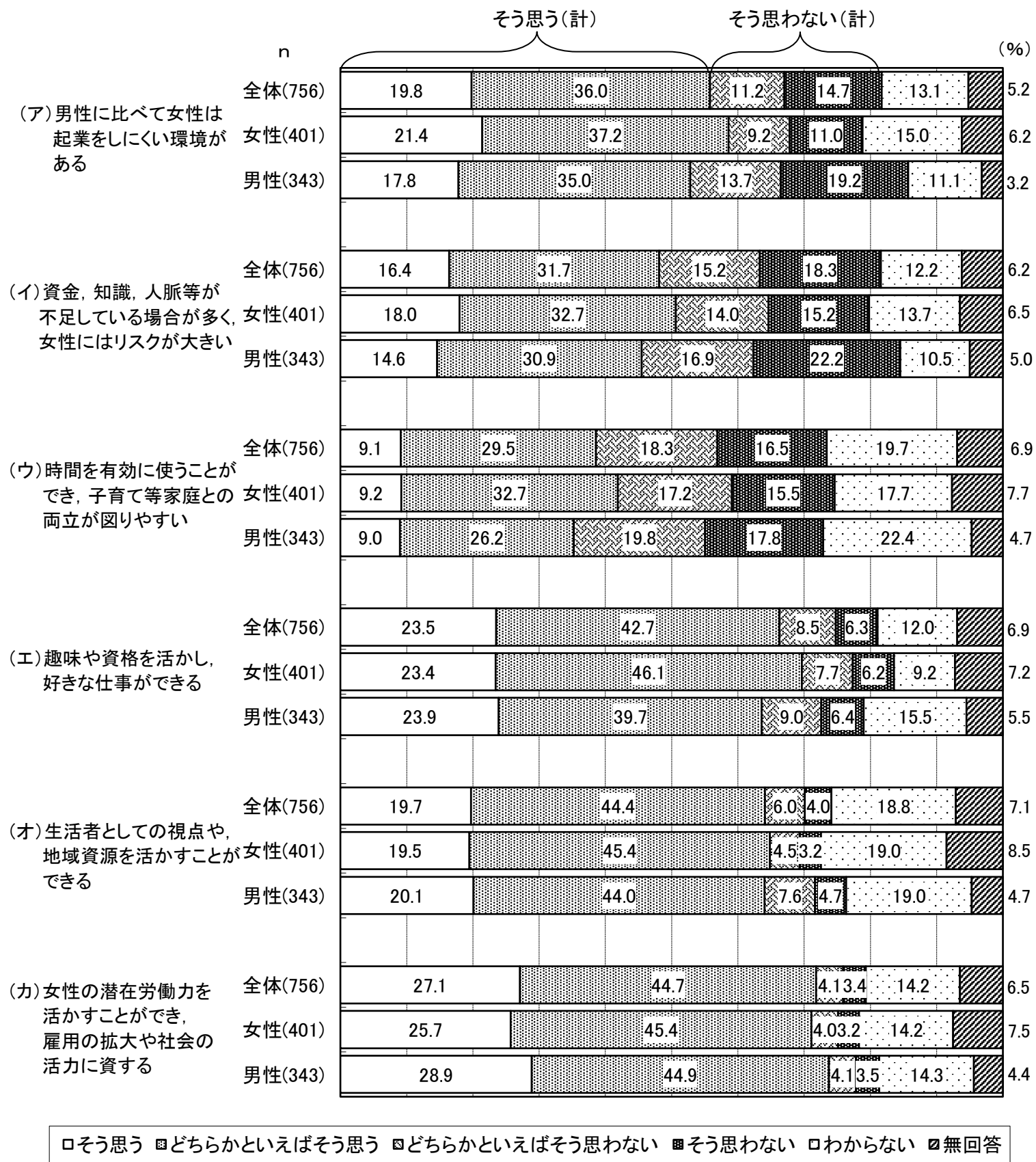
資料出典:千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)

6 女性の起業に関する考え方

県民意識調査において、女性の起業に関する考え方を聞いたところ、『そう思う（計）』が”（カ）女性の潜在労働力を活かすことができ、雇用の拡大や社会の活力に資する”が71.8%で最も高く、次いで”（エ）趣味や資格を活かし、好きな仕事ができる”が66.2%、”（オ）生活者としての視点や、地域資源を活かすことができる”が64.1%となっています。

一方、『そう思わない（計）』は、”（ウ）時間を有効に使うことができ、子育て等家庭との両立が図りやすい”で、34.8%となっています。

図表59 女性の起業に関する考え方(千葉県)



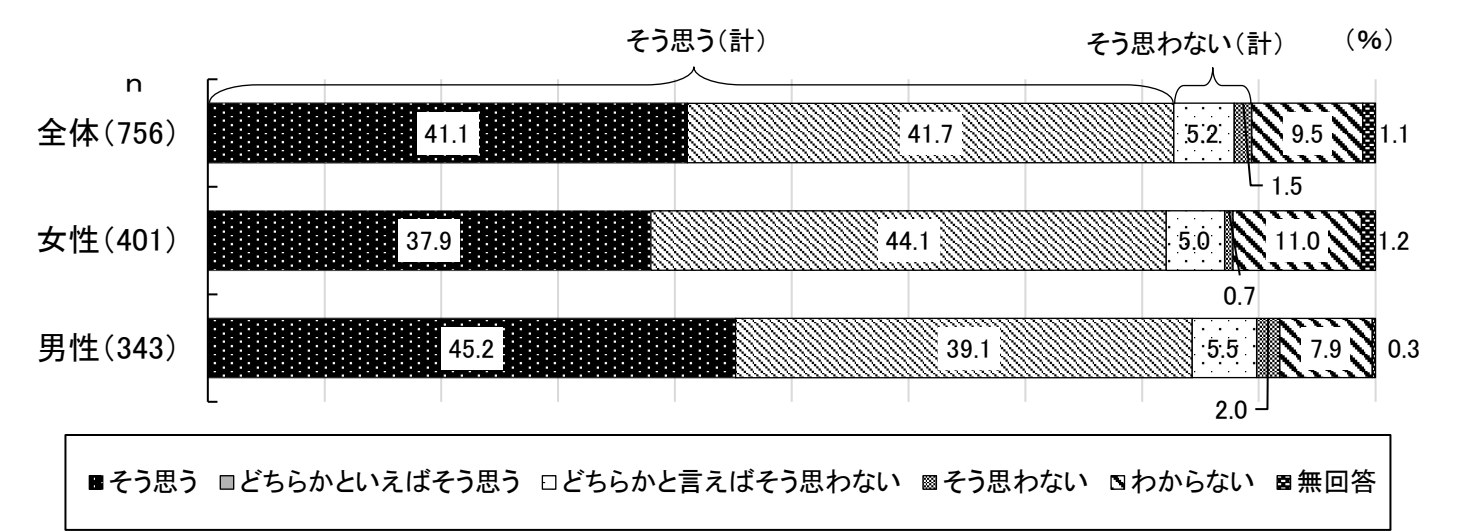
資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

7 女性の活躍についての考え

県民意識調査において、女性の活躍を推進をした方がよいと思うか聞いたところ、「そう思う（計）」が82.8%、「そう思わない（計）」が6.7%と、「そう思う（計）」が「そう思わない（計）」を大きく上回っています。

性別でみると、「そう思う（計）」、「そう思わない（計）」で大きな差異は見られませんが、「そう思う（計）」は、男性が女性よりも2.3ポイント高くなっています。

図表60 女性の活躍についての考え方(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査によると、女性の活躍を推進した方がよい理由は、「女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値や商品サービスが創造される」が最も高くなっています。

推進しない方がよい理由は、「昇進等は、性別にかかわらず、能力に応じて行うべきである」が最も高くなっています。

図表61 女性の活躍を推進した方がよい理由・推進しない方がよい理由(千葉県)[上位3項目]

順位	女性の活躍を推進した方がよい理由	件数	(%)
1	女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値や商品サービスが創造される	498	79.6
2	男女問わず活躍できるようになる	408	65.2
3	人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる	328	52.4

n=50(複数回答可)

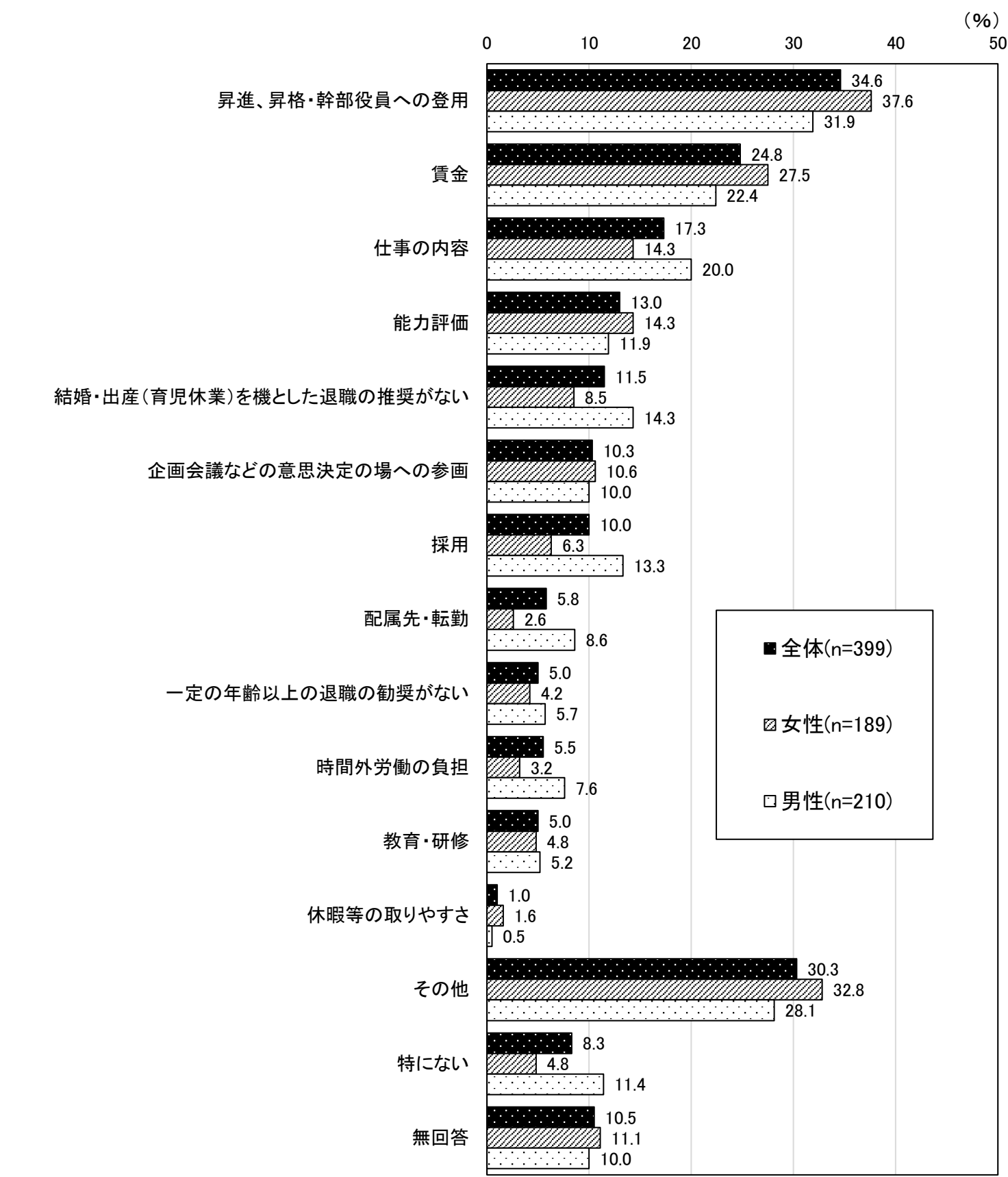
順位	女性の活躍を推進しない方がよい理由	件数	(%)
1	昇進等は、性別にかかわらず、能力に応じて行うべきである	31	62.0
2	家事も立派な仕事であり、必ずしも外で働く必要はない	21	42.0
3	今より仕事が優先され、家庭生活に支障を来すことが多くなる	17	34.0

資料出典:千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うことを聞いたところ、「昇進、昇格・幹部役員への登用」が34.6%で最も高く、次いで「賃金」が24.8%、「仕事の内容」が17.3%となっています。

性別でみると、「採用」は男性が女性よりも7.0ポイント高く、「配属先・転勤」も男性が6.0ポイント、「結婚・出産（育児休業）を機とした退職の勧奨がない」も男性が5.8ポイント、「仕事の内容」も男性が5.7ポイント高くなっています。一方、「昇進、昇格・幹部役員への登用」は女性が男性よりも5.7ポイント高く、「賃金」も女性が5.1ポイント高くなっています。

図表62 職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うこと(千葉県)

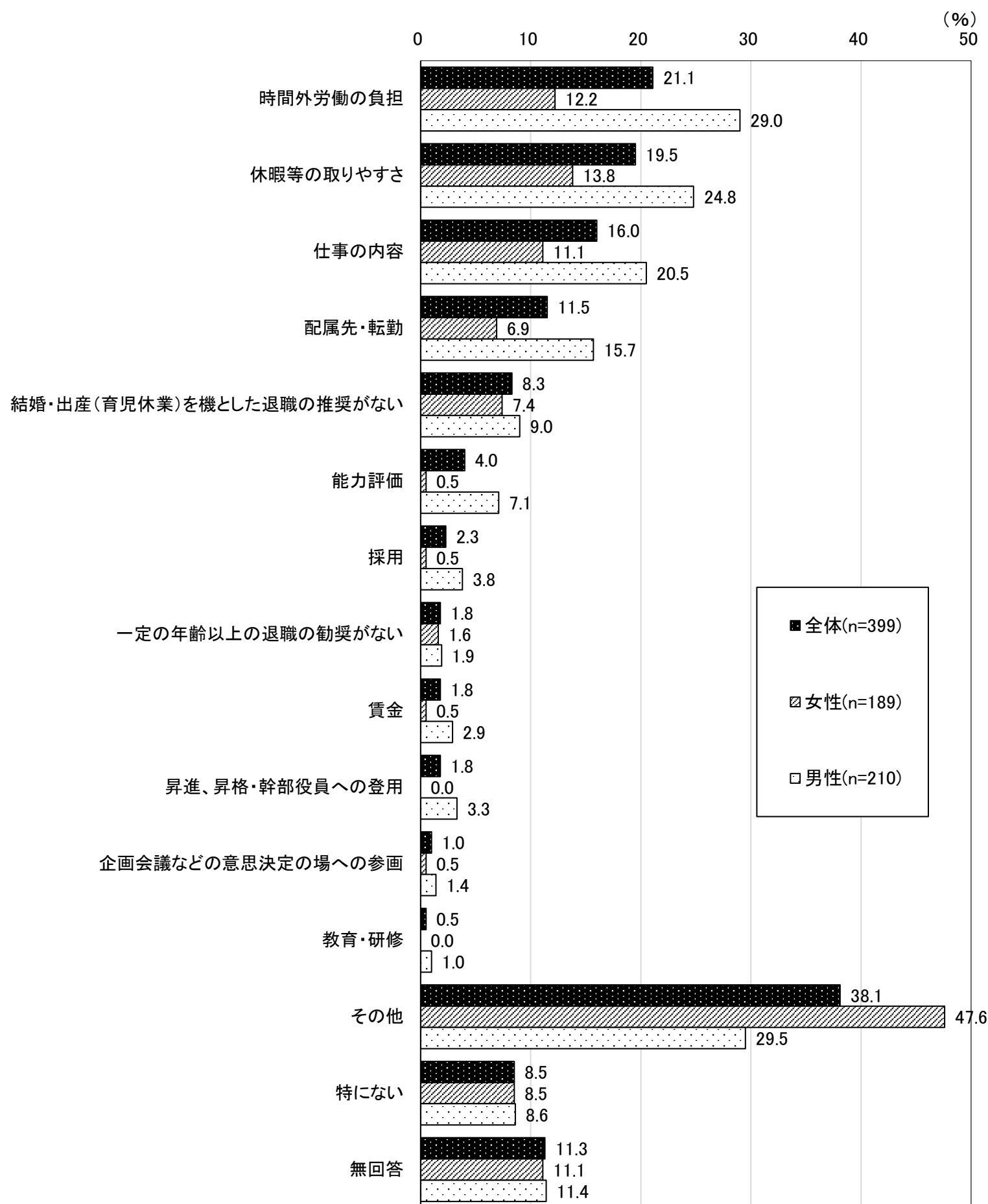


資料出典:千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うことを聞いたところ、「時間外労働の負担」が21.1%で最も高く、次いで「休暇等の取りやすさ」が19.5%、「仕事の内容」が16.0%となっています。

性別でみると、「時間外労働の負担」は男性が女性よりも16.8ポイント高く、「休暇等の取りやすさ」も男性が11.0ポイント、「仕事の内容」も男性が9.4ポイント高くなっています。

図表63 職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うこと(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課

「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

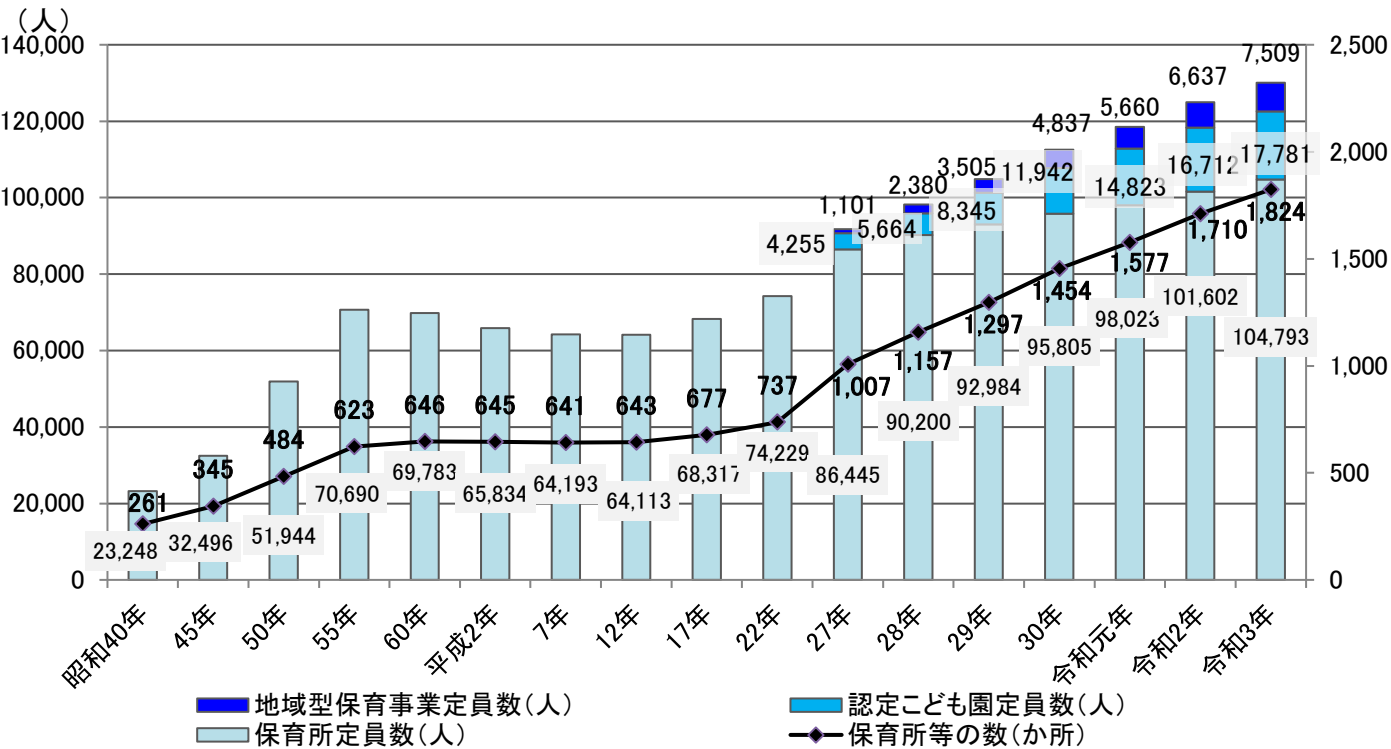
V 福祉

1 社会全体での子育て、介護支援の促進

(1) 保育所等の数と定員数

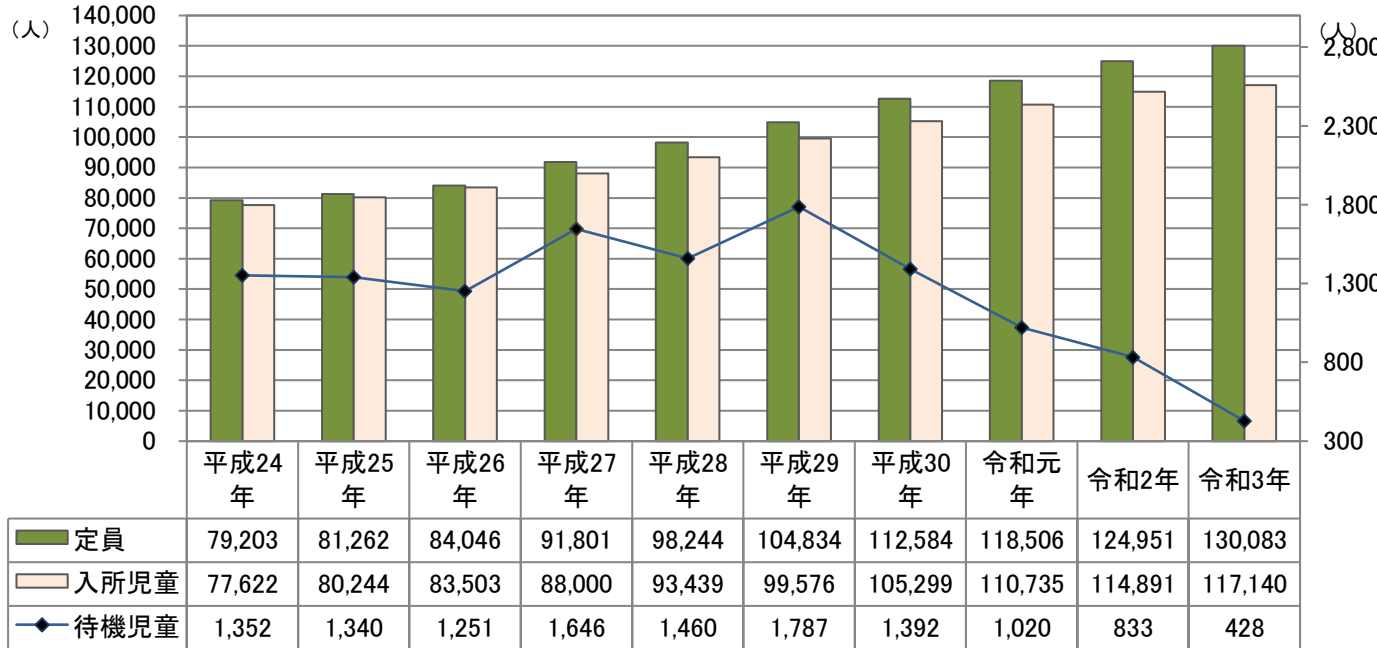
保育所等の数、定員数とも近年大幅に増加する一方、入所を希望する児童数も増加しています。待機児童数については、428人（令和3年4月1日現在）と、年々減少していますが、都市部を中心に依然として保育需要は高く、引き続き施設整備が必要です。

図表64 保育所等の数と定員数の推移（千葉県）



資料出典：千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」（各年4月1日）※H27から幼保連携型認定こども園(2・3号)「保育所等利用待機児童数調査」(各年4月1日) ※H27から認定こども園(2・3号)及び地域型保育事業

図表65 保育所等の定員と入所児童と待機児童数（千葉県）



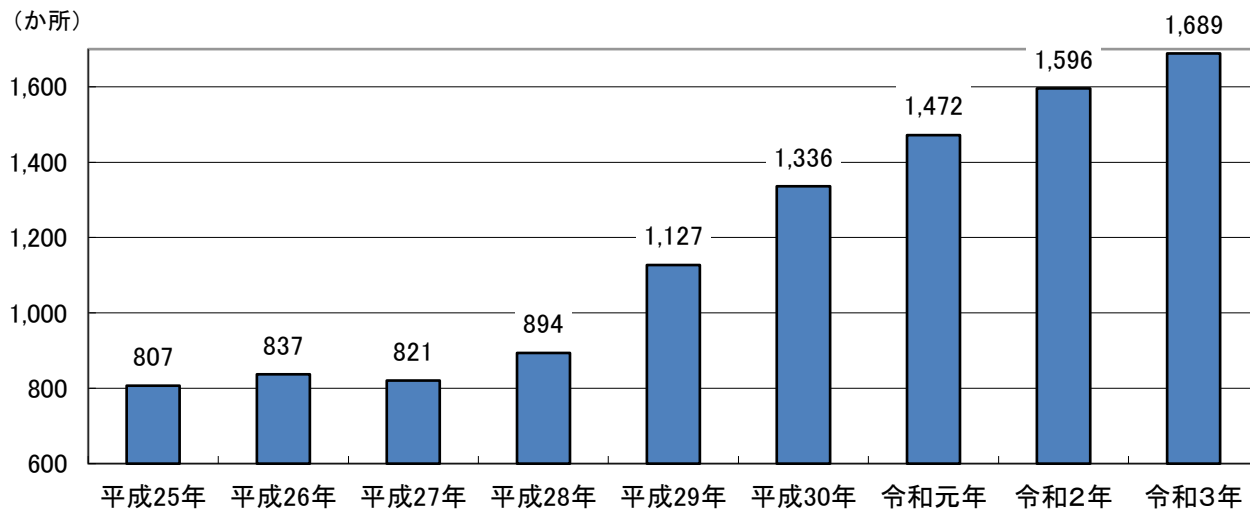
資料出典：千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」（各年4月1日）
「保育所入所待機児童数調査(H26まで)」 「保育所等利用待機児童数調査(H27から)」（各年4月1日） ※H27から認定こども園(2・3号)及び地域型保育事業を含む

(2) 延長保育の状況

延長保育*を実施している保育所等の数は増加傾向にあります。

*保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保育所等で設定する利用時間を超えて児童を預かること。

図表66 延長保育を実施している保育所等の数の推移(千葉県)



※平成27年度から幼保連携型認定こども園を含む

※平成29年度から認定こども園及び地域型保育事業を含む

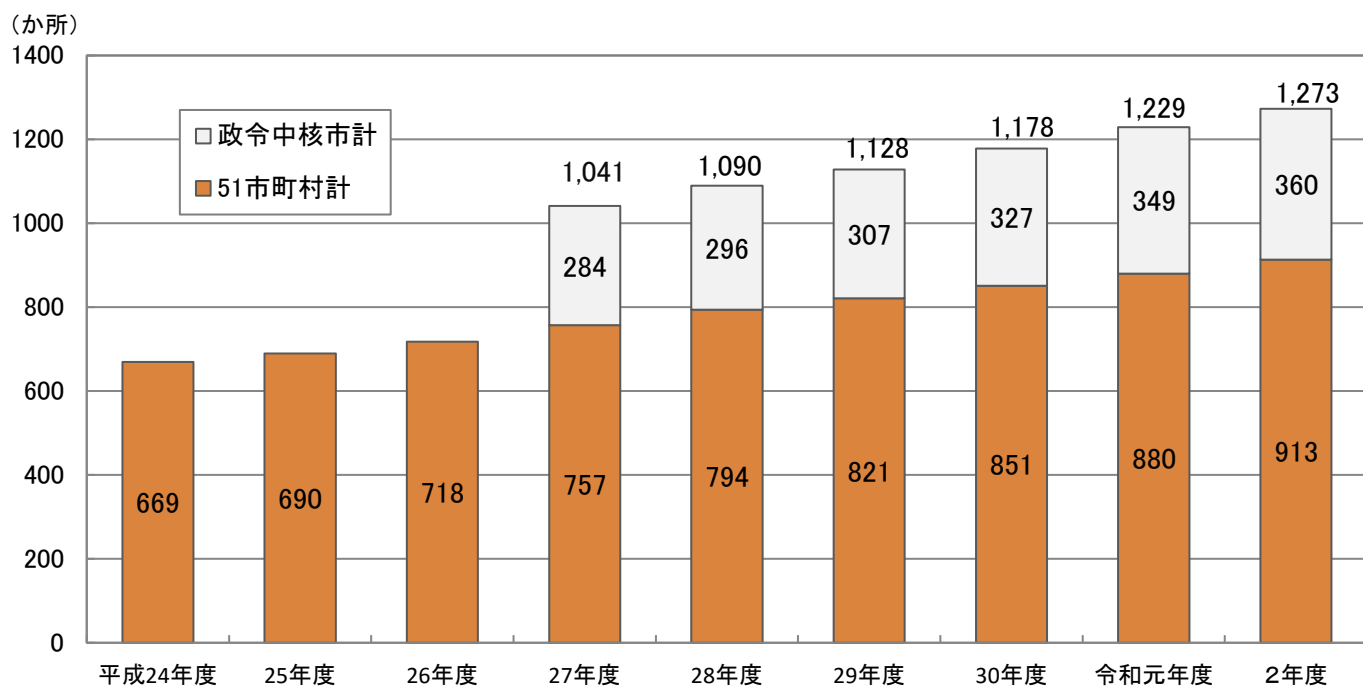
資料出典:千葉県子育て支援課「市町村保育状況調査」(各年4月1日)

(3) 放課後児童クラブの状況

千葉県の放課後児童クラブ*の総数は、年々増加しています。

*市町村を実施主体とし、昼間保護者のいない家庭の小学校の児童等について、遊び及び生活の場を与える組織で、学校の空き教室や児童館、保育所、団地の集会所など身近な既存の施設を活用し、放課後児童支援員等を中心に運営されている。

図表67 放課後児童クラブの設置状況(千葉県)



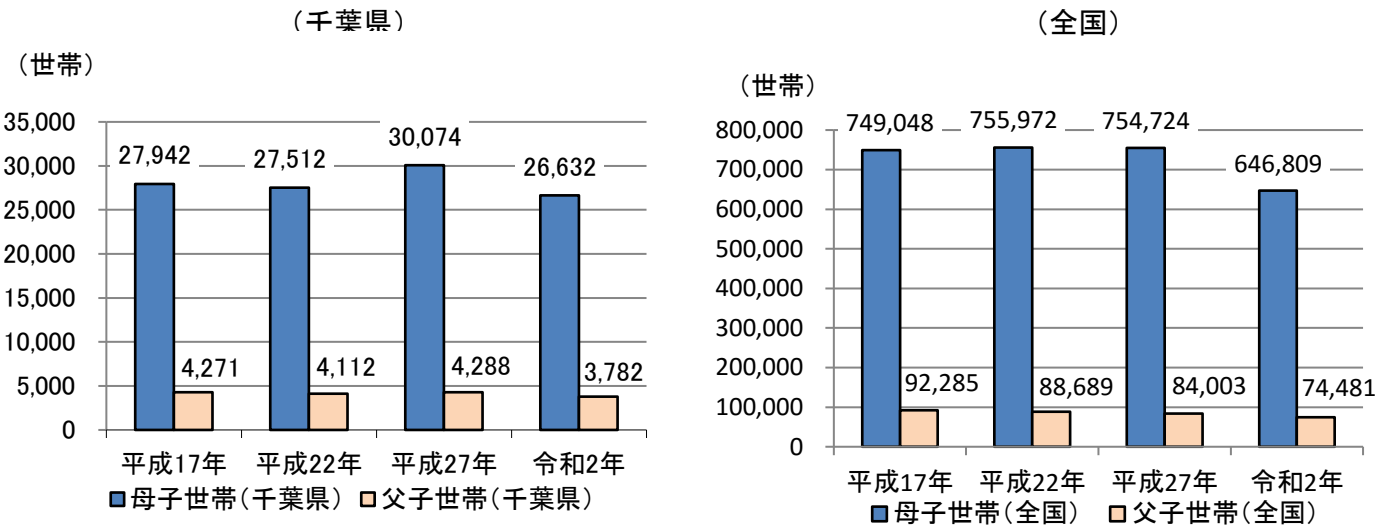
※平成27年度から千葉市、船橋市、柏市を含む。

資料出典:千葉県子育て支援課、厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施状況調査」(各年5月1日)

2 ひとり親家庭等の状況

国勢調査によると、千葉県、全国ともに母子世帯、父子世帯は、減少傾向にあります。

図表68 母子世帯数・父子世帯数の推移(千葉県・全国)



資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

3 高齢者への生活の支援

(1) 家族形態別に見た高齢者のいる一般世帯割合

国勢調査によると、令和2年の千葉県の65歳以上の世帯員がいる一般世帯は、約1,090千世帯で、平成17年と比較すると約1.5倍となり、総数の約39.4%を占めています。また、令和2年の65歳以上の世帯員のいる一般世帯のうち、単独世帯は約299千世帯、夫婦のみの世帯は約351千世帯でした。

図表69 65歳以上の世帯員がいる一般世帯数・構成割合(千葉県・全国)

千 葉 県 （千世帯未満切捨て）										
年 次	総 数	65歳以上 の世帯員 がいる一般 世帯	単独世帯			核家族世帯			三世代世帯	その他
			女性	男性		夫婦のみの世帯	その他			
世 帯 数 （単位：千世帯）										
平成17年	2,304	716	136	91	45	385	208	177	145	48
平成22年	2,512	875	191	125	65	500	270	230	129	54
平成27年	2,604	1,028	258	161	96	605	327	278	109	54
令和2年	2,767	1,090	299	187	112	650	351	299	87	54
構 成 割 合 （単位：%）										
平成17年	100.0	31.1	5.9	4.0	2.0	16.7	9.1	7.7	6.3	2.1
平成22年	100.0	34.9	7.6	5.0	2.6	19.9	10.8	9.2	5.1	2.2
平成27年	100.0	39.5	9.9	6.2	3.7	23.3	12.6	10.7	4.2	2.1
令和2年	100.0	39.4	10.8	6.8	4.0	23.5	12.7	10.8	3.1	2.0

資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

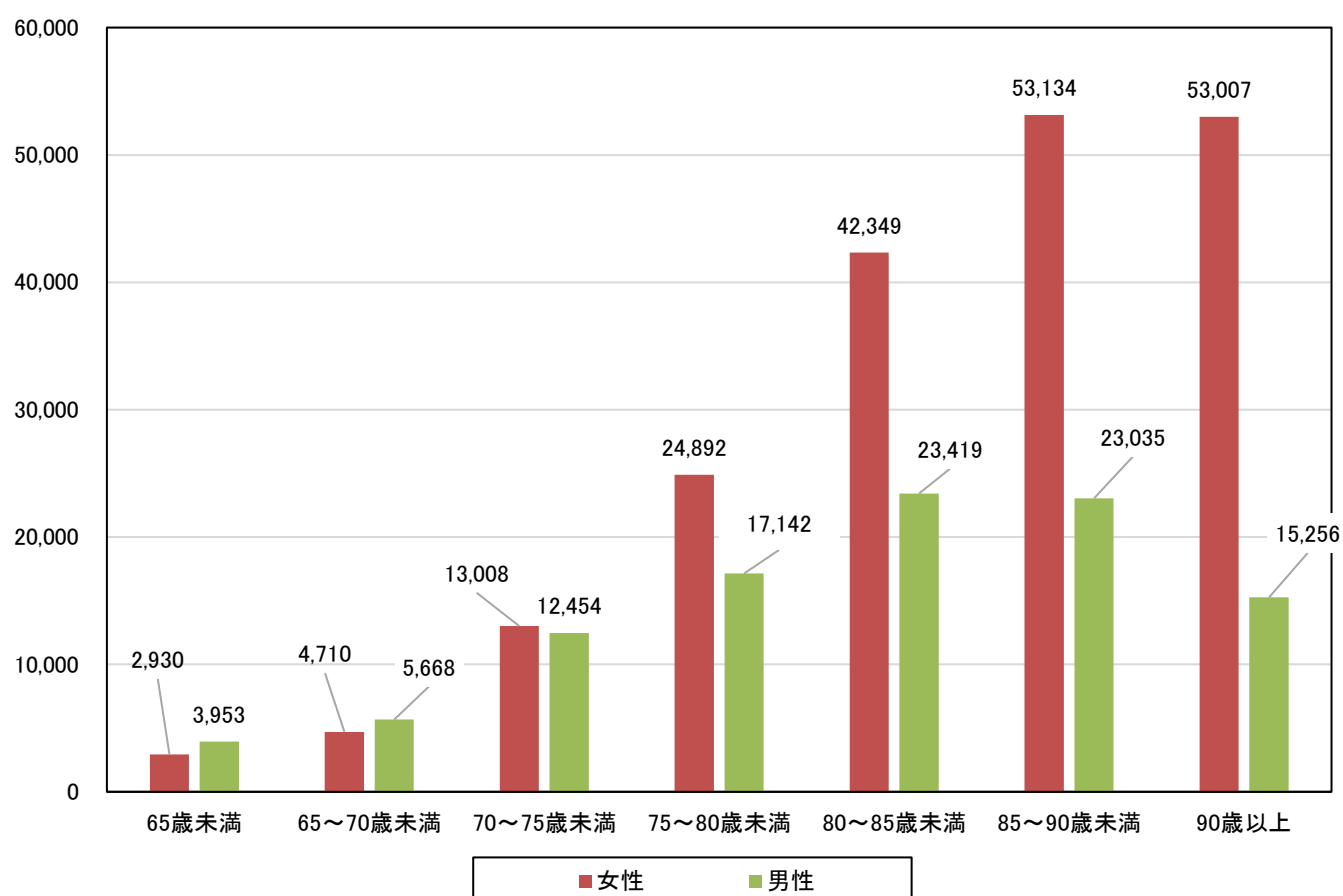
全 国										
年 次	総 数	65歳以上の世帯員がいる一般世帯	単独世帯			核家族世帯			三世代世帯	その他
			女性	男性		夫婦のみの世帯	その他			
世 帯 数（単位：千世帯）										
平成17年	49,062	17,204	3,864	2,813	1,051	8,414	4,779	3,635	3,647	1,277
平成22年	51,842	19,337	4,790	3,405	1,385	10,011	5,525	4,486	3,174	1,360
平成27年	53,331	21,713	5,927	4,003	1,924	11,740	6,420	5,320	2,701	1,344
令和2年	55,704	22,655	6,716	4,408	2,308	12,528	6,848	5,680	2,132	1,279
構 成 割 合（単位：%）										
平成17年	100.0	35.1	7.9	5.7	2.1	17.2	9.7	7.4	7.4	2.6
平成22年	100.0	37.3	9.2	6.6	2.7	19.3	10.7	8.7	6.1	2.6
平成27年	100.0	40.7	11.1	7.5	3.6	22.0	12.0	10.0	5.1	2.5
令和2年	100.0	40.7	12.1	7.9	4.1	22.5	12.3	10.2	3.8	2.3

資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

(2) 年齢階級別の要支援・要介護認定者数

令和3年3月末の県内の要支援・要介護認定者は、以下のとおりです。75歳以上になると、男性に比べて女性の増加が目立ち、また男性は80歳代前半をピークに減少に転じるのに対し、女性では80歳代後半まで増え続け、90歳代になると減少していきます。

図表70 要支援・要介護認定者の状況(千葉県)



資料出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」(令和3年3月末現在)

VI 人権

1. DVについて

(1)千葉県における相談、一時保護の状況

○相談件数及び一時保護件数の年次推移

千葉県における相談件数は1万6千件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千件あり、相談件数全体の約3割となっています。

図表71 機関別相談件数の推移(千葉県) (件)

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)※1		男女共同参画センター ()はうち男性件数※2		健康福祉センター		合 計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
27年度	11,345	2,400	7,306 (509)	1,117 (27)	2,276	1,827	20,927	5,344	25.5%
28年度	10,091	2,441	8,016 (789)	1,197 (45)	2,162	1,687	20,269	5,325	26.3%
29年度	7,876	2,149	7,253 (632)	1,196 (39)	2,048	1,403	17,177	4,748	27.6%
30年度	7,680	2,433	7,688 (735)	1,257 (40)	2,075	1,337	17,443	5,027	28.8%
令和元年度	7,421	2,630	7,514 (671)	1,410 (40)	2,093	1,346	17,028	5,386	31.6%
令和2年度	7,720	2,535	6,748 (646)	1,145 (58)	1,998	1,297	16,466	4,977	30.2%

資料出典:千葉県児童家庭課

※1 女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

図表72 機関別相談形態別相談件数及び割合(千葉県) (件)

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)※	件数	7,669	2,489	51	46	7,720	2,535
	割合	99.3%	98.2%	0.7%	1.8%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	6,082	755	666	390	6,748	1,145
	割合	90.1%	65.9%	9.9%	34.1%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,610	949	388	348	1,998	1,297
	割合	80.6%	73.2%	19.4%	26.8%	100%	100%
合 計	件数	15,361	4,193	1,105	784	16,466	4,977
	割合	93.3%	84.2%	6.7%	15.8%	100%	100%

資料出典:千葉県児童家庭課

※相談件数については、男性女性を含む。

※女性サポートセンターの相談については、専門相談を含み、女性のみ。

※男女共同参画センターの相談については、専門相談を含む。

図表73 専門相談件数(千葉県) (単位:件)

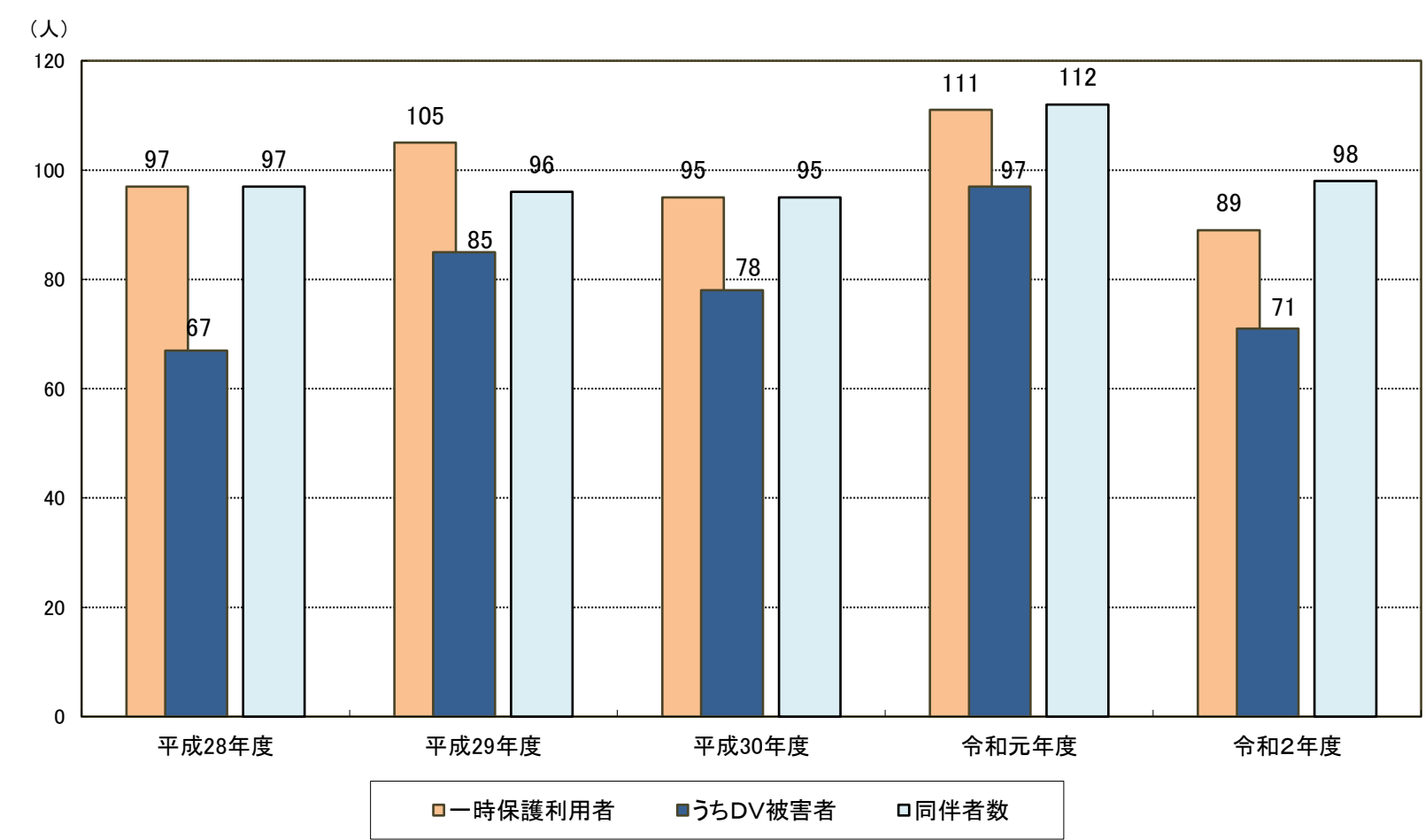
年度	法律 相談	うちDV	心とからだの 健康 相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの 相談	うちDV
平成27年度	111	102	0	0	513	185	34	14
平成28年度	75	64	23	18	501	235	26	9
平成29年度	80	72	0	0	377	180	26	15
平成30年度	80	71	0	0	447	260	28	12
令和元年度	73	33	0	0	439	266	31	27
令和2年度	79	72	0	0	429	198	25	14

資料出典:千葉県児童家庭課

※カウンセリングの件数については、男性女性を含む。

専門相談は、男女共同参画センター、女性サポートセンターで実施

図表74 一時保護件数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課

(2)市町村におけるDV相談状況

令和2年4月現在，54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。市町村におけるDV相談の総数は、令和元年度から9千件を超えています。

図表75 市町村におけるDV相談件数(千葉県) (単位:件)

年度	総 数	相 談 方 法		処 理 状 況				
		電 話	来 所	相談情報 提供のみ	庁内機関 処理	他 機 関 へ の 引 継		
						婦人 相談所	警 察	その他
27年度	9,375	4,939	4,436	7,872	1,154	71	69	209
		52.3%	47.3%	84.0%	12.3%	0.8%	0.7%	2.2%
28年度	9,297	4,420	4,877	8,147	844	66	78	162
		47.5%	52.5%	87.6%	9.1%	0.7%	0.8%	1.7%
29年度	8,832	4,365	4,467	7,648	822	96	68	198
		49.4%	50.6%	86.6%	9.3%	1.1%	0.8%	2.2%
30年度	8,853	4,256	4,597	7,754	809	64	70	156
		48.1%	51.9%	87.6%	9.1%	0.7%	0.8%	1.8%
令和元年度	9,140	4,502	4,638	7,888	924	89	67	172
		49.3%	50.7%	86.3%	10.1%	1.0%	0.7%	1.9%
令和2年度	9,993	5,506	4,487	8,588	1,042	92	58	213
		55.1%	44.9%	85.9%	10.4%	0.9%	0.6%	2.1%

資料出典:千葉県児童家庭課

(3)千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における令和2年のDV事案の相談件数は3,684件で、前年と比べ減少しています。そのうち加害者と婚姻関係（元婚姻関係を含む。）にあるものが約8割であり、被害者は女性が多くなっています。また、防犯指導や加害者への指導警告の措置件数は減少しています。

図表76 千葉県警察におけるDV相談状況 (単位:件)

年度	総 数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
平成25年	1,894	婚姻	1,681	88.8%	女性	1,787	94.4%
		内縁	213	11.2%	男性	107	5.6%
平成26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
平成27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%
平成28年	3,311	婚姻	2,634	79.6%	女性	2,673	80.7%
		内縁	677	20.4%	男性	638	19.3%
平成29年	3,165	婚姻	2,534	80.1%	女性	2,516	79.5%
		内縁	631	19.9%	男性	649	20.5%
平成30年	3,280	婚姻	2,573	78.4%	女性	2,551	77.8%
		内縁	707	21.6%	男性	729	22.2%
令和元年	3,725	婚姻	2,880	77.3%	女性	2,803	75.2%
		内縁	845	22.7%	男性	922	24.8%
令和2年	3,684	婚姻	2,801	76.0%	女性	2,733	74.2%
		内縁	883	24.0%	男性	951	25.8%

資料出典:千葉県警察本部
※26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため)。

図表77 千葉県警察における措置状況(複数計上) (単位:件)

年度	事件化	防犯指導	加害者への指導警告	他機関引継	保護命令制度教示	援助	その他	計
平成25年	163	1,861	851	173	832	490	606	4,976
平成26年	242	2,336	1,176	228	980	587	579	6,128
平成27年	238	2,717	1,509	777	800	560	530	7,131
平成28年	287	3,266	1,993	320	498	267	734	7,365
平成29年	253	3,133	2,033	328	466	223	812	7,248
平成30年	213	3,258	2,260	305	432	191	479	7,138
令和元年	231	3,720	2,665	372	271	231	201	7,691
令和2年	173	3,670	2,576	401	257	243	257	7,577

資料出典:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。
平成13年10月～令和3年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令発令件数は1,274件で、全国で4番目となっています。

図表78 保護命令の発令状況(全国順位) (単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	4,422
2	神戸	2,053
3	東京	1,858
4	千葉	1,274
5	仙台	1,246

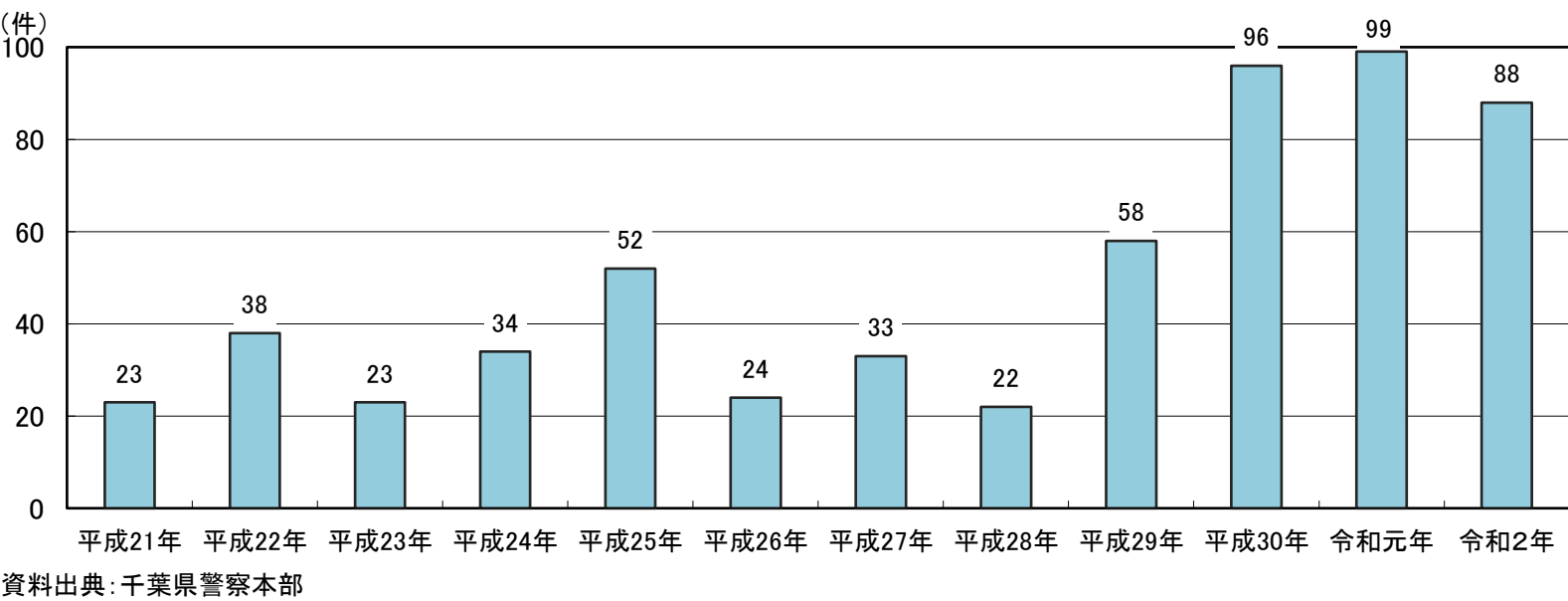
資料出典:最高裁判所事務総局民事局（千葉県児童家庭課）
※DV防止法施行から令和3年3月までの累計

2 性犯罪(女性に対する性的暴行事案等)

(1)相談件数

千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。
性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。
千葉県警察本部では、女性専用の犯罪被害等の相談窓口「女性被害110番」を運用していたところ、平成29年8月3日から性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入したものです。#8103にダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪相談窓口につながります。性犯罪被害者に対して「あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があるから相談してみて」という思いを込め、性犯罪110番を設けて性犯罪被害に関する相談対応をしています。

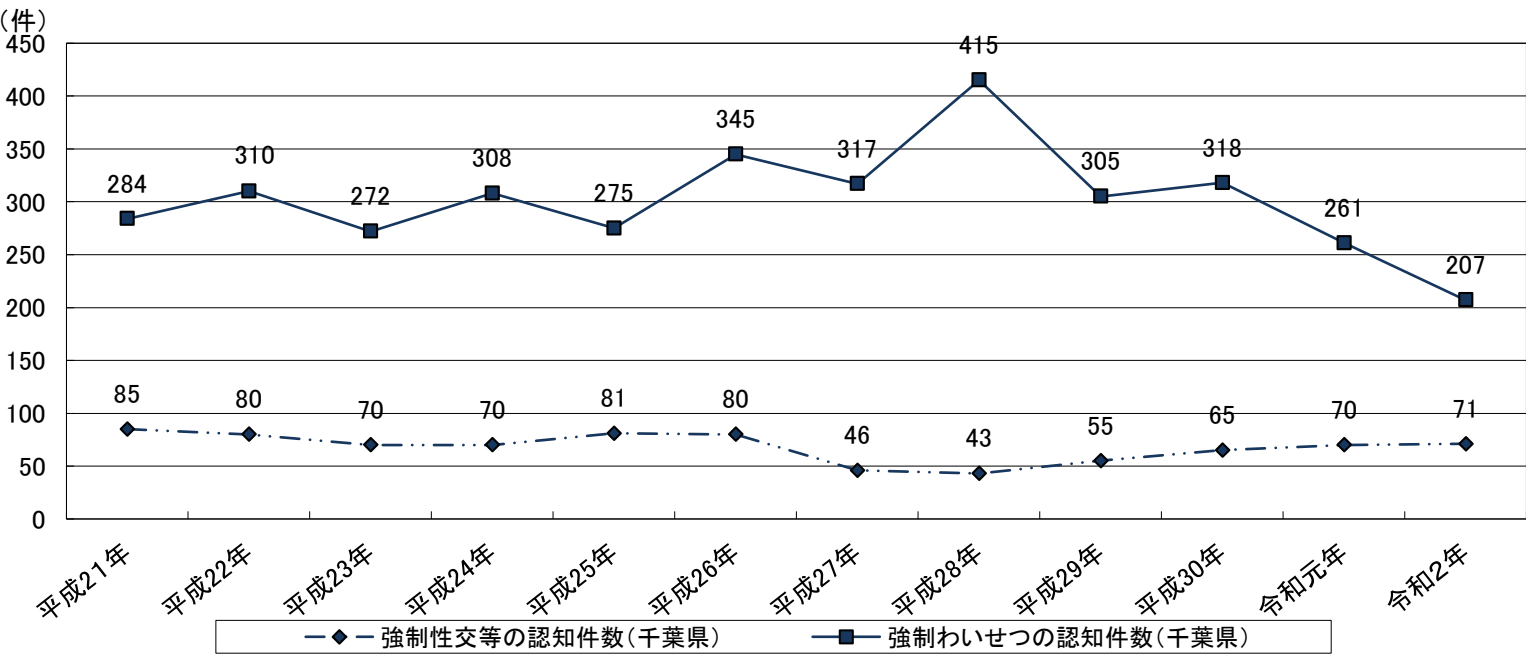
図表79 千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移



(2)性犯罪の認知件数

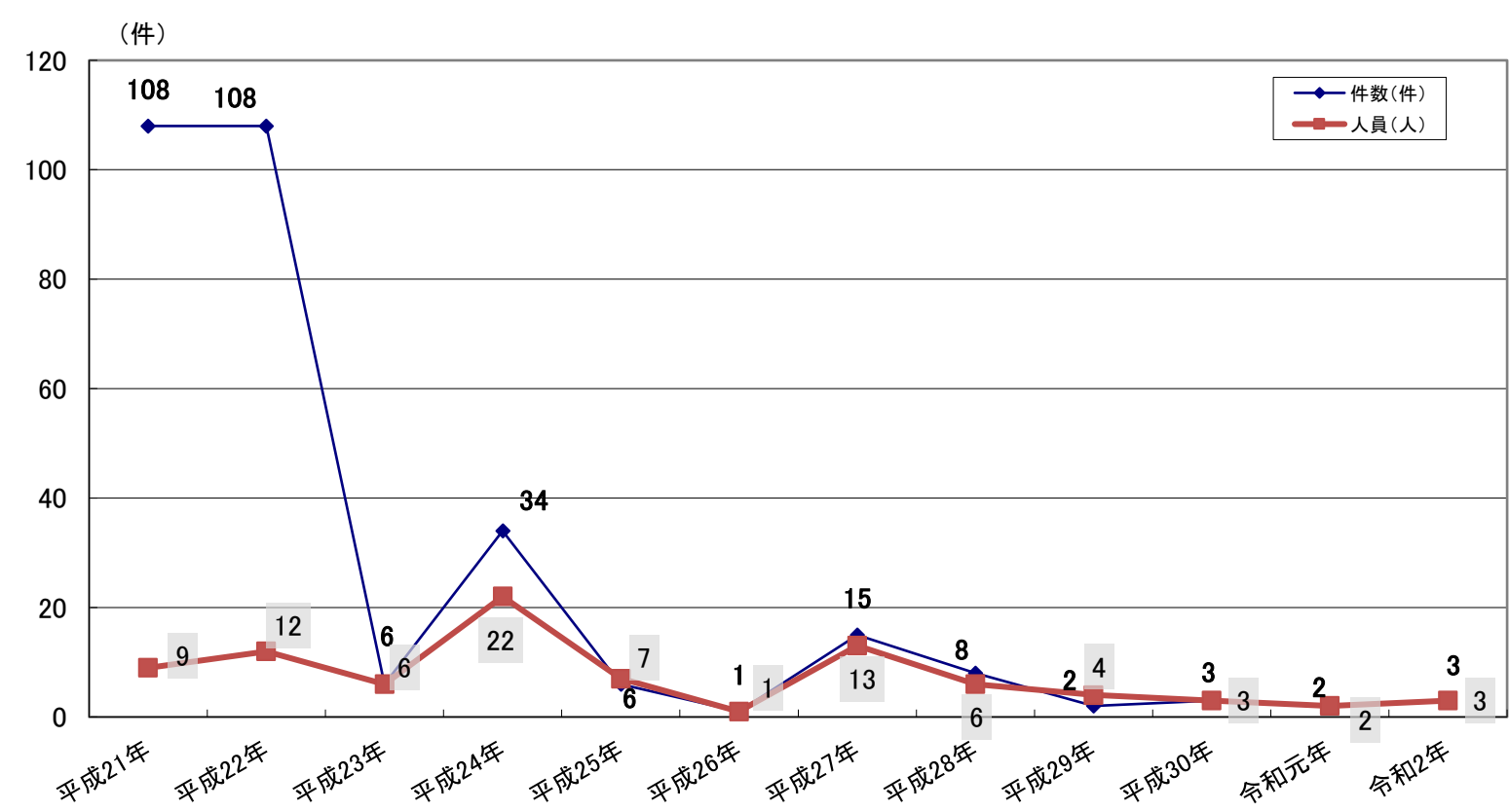
千葉県における令和2年の強制性交等の認知件数は71件で、強制わいせつの認知件数は207件であり、前年と比べ、強制性交等の認知件数は増加しているが、強制わいせつの認知件数は減少しています。

図表80 強制性交等・強制わいせつの認知件数(千葉県)



資料出典: 千葉県警察本部
※刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

図表81 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出典:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県における令和2年のストーカー事案の認知件数は487件であり、前年と比べて増加しています。また、ストーカー規制法による警告等の行政措置の件数及びストーカー規制法によらない防犯指導等の措置の件数についても増加しています。

図表82 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県) (単位:件)

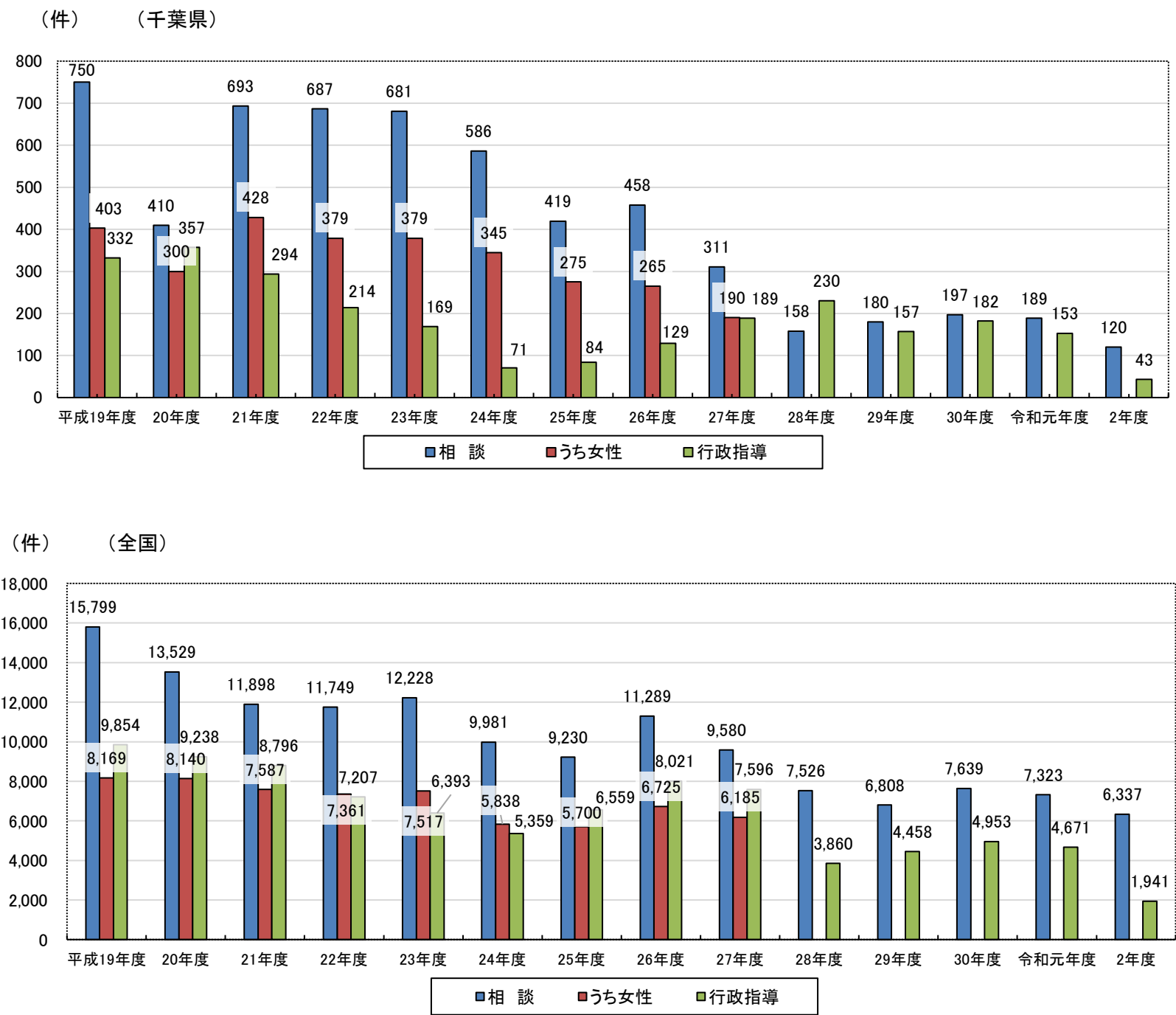
年次	認知件数	検 挙			ストーカー規制法による行政措置 (警告・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成25年	550	110	31	79	115	677
平成26年	600	80	24	56	157	916
平成27年	529	87	29	58	140	847
平成28年	651	113	27	86	122	1,031
平成29年	731	84	20	64	86	1,142
平成30年	532	95	25	70	51	819
令和元年	437	74	16	58	44	707
令和2年	487	85	31	54	57	777

資料出典:千葉県警察本部
※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

4 セクシュアル・ハラスメント

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

図表83 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移(千葉県・全国)



セクシュアル・ハラスメント相談・指導件数								
項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国
相談件数	180	6,808	197	7,639	189	7,323	120	6,337
行政指導件数	157	4,458	182	4,953	153	4,671	43	1,941

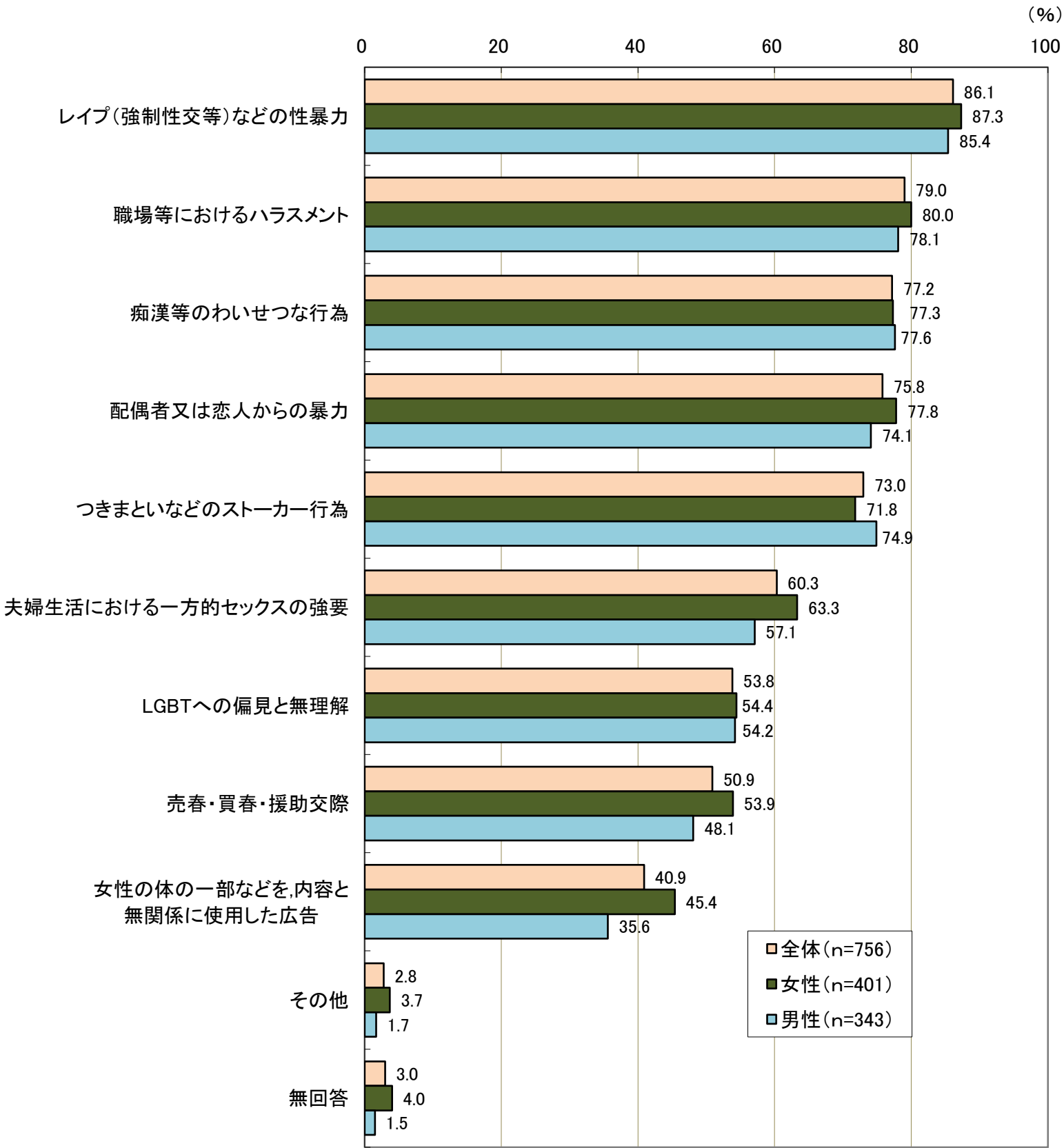
資料出典: 千葉労働局 雇用環境・均等室
※セクシュアルハラスメントについて、平成27年度以前と平成28年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。
※相談者の男女別の件数は把握していない。

5 人権が侵害されていると感じること

県民意識調査において、人権が侵害されていると感じることについて聞いたところ、「レイプ（強制的性交等）などの性暴力」が86.1%で最も高く、次いで「職場等におけるハラスメント」が79.0%、「痴漢等のわいせつな行為」が77.2%となっています。

性別でみると、「女性の体の一部などを、内容と無関係に使用した広告」は女性が男性よりも9.8ポイント高く、「売春・買春・援助交際」も女性が5.8ポイント高くなっています。一方、「つきまといなどのストーカー行為」は男性が女性よりも3.1ポイント高くなっています。

図表84 人権が侵害されていると感じること(千葉県)



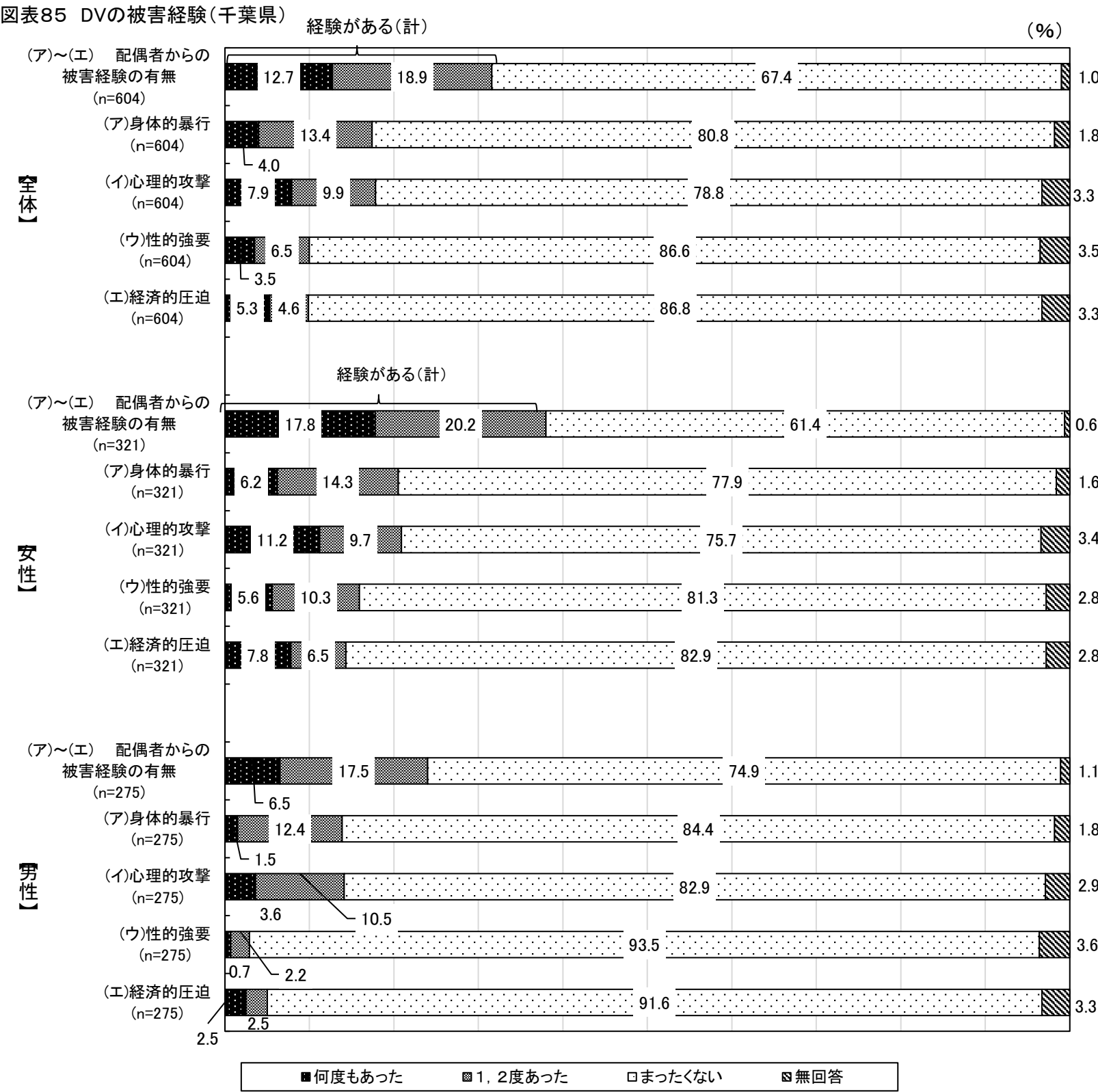
資料出典: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

6. DVの被害について

(1)DVの被害経験

県民意識調査において、DVの被害経験について聞いたところ、全体^①（ア）～（エ）配偶者からの被害経験の有無^②は、『経験がある（計）』が31.6%、「まったくない」が67.4%となっています。

性別でみると、^③（ア）～（エ）配偶者からの被害経験の有無^④、各行為全てで『経験がある（計）』は女性が男性よりも高くなっており、^⑤（ア）～（エ）配偶者からの被害経験の有無^⑥を比較すると、女性が14.0ポイント高くなっています。



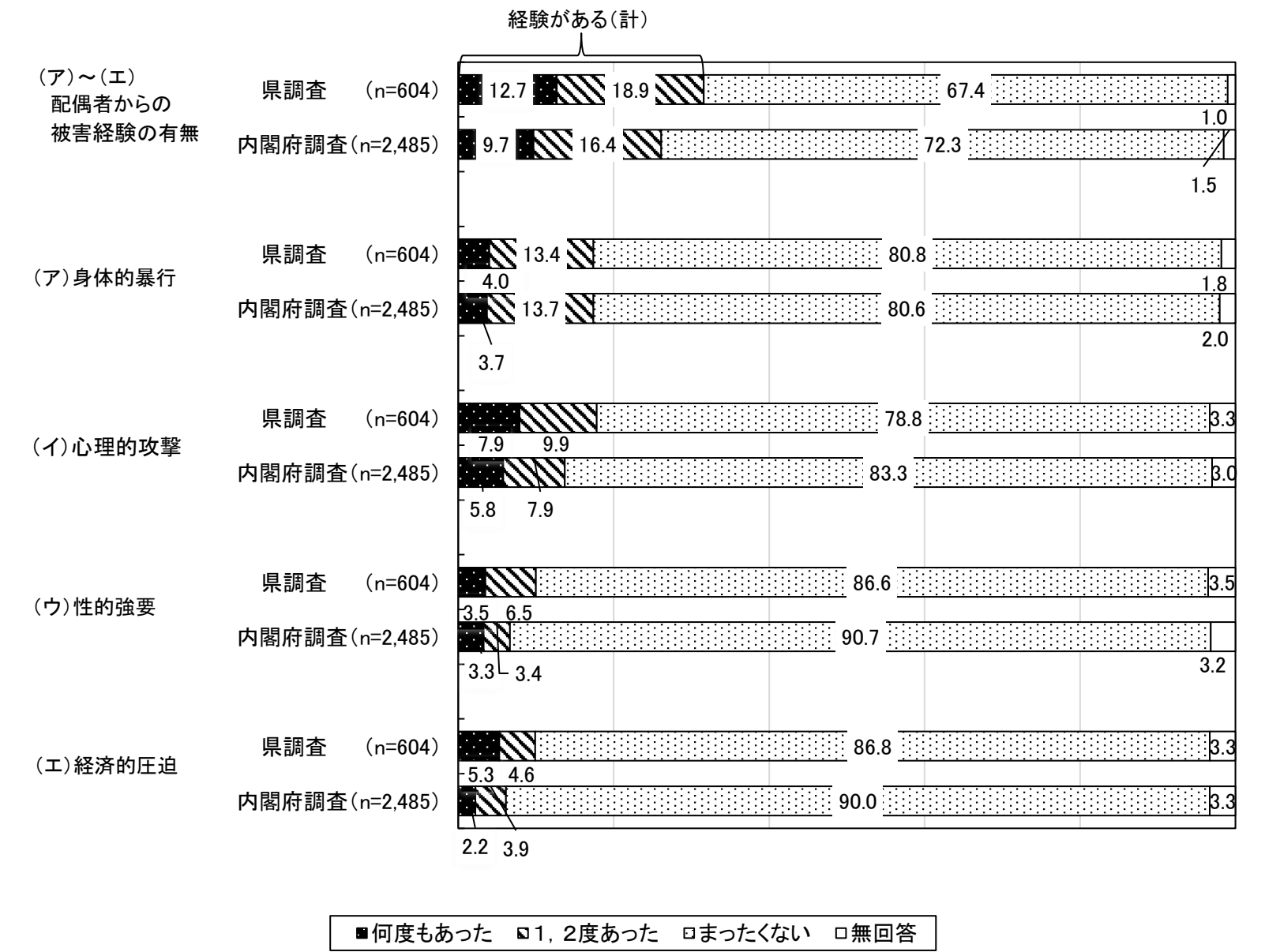
(ア)身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど
(イ)心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など
(ウ)性的強要：いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど
(エ)経済的圧迫：生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

内閣府調査と比較すると、『経験がある（計）』は“（ア）～（エ）配偶者からの経験被害の有無”で県調査が内閣府調査よりも5.5ポイント高くなっています。各行為をみると，“（イ）心理的攻撃”は県調査が内閣府調査よりも4.1ポイント，“（ウ）性的強要”も県調査が3.3ポイント，“（エ）経済的圧迫”も県調査が3.8ポイント高くなっています。

図表86 DVの被害経験(千葉県・全国)

(%)

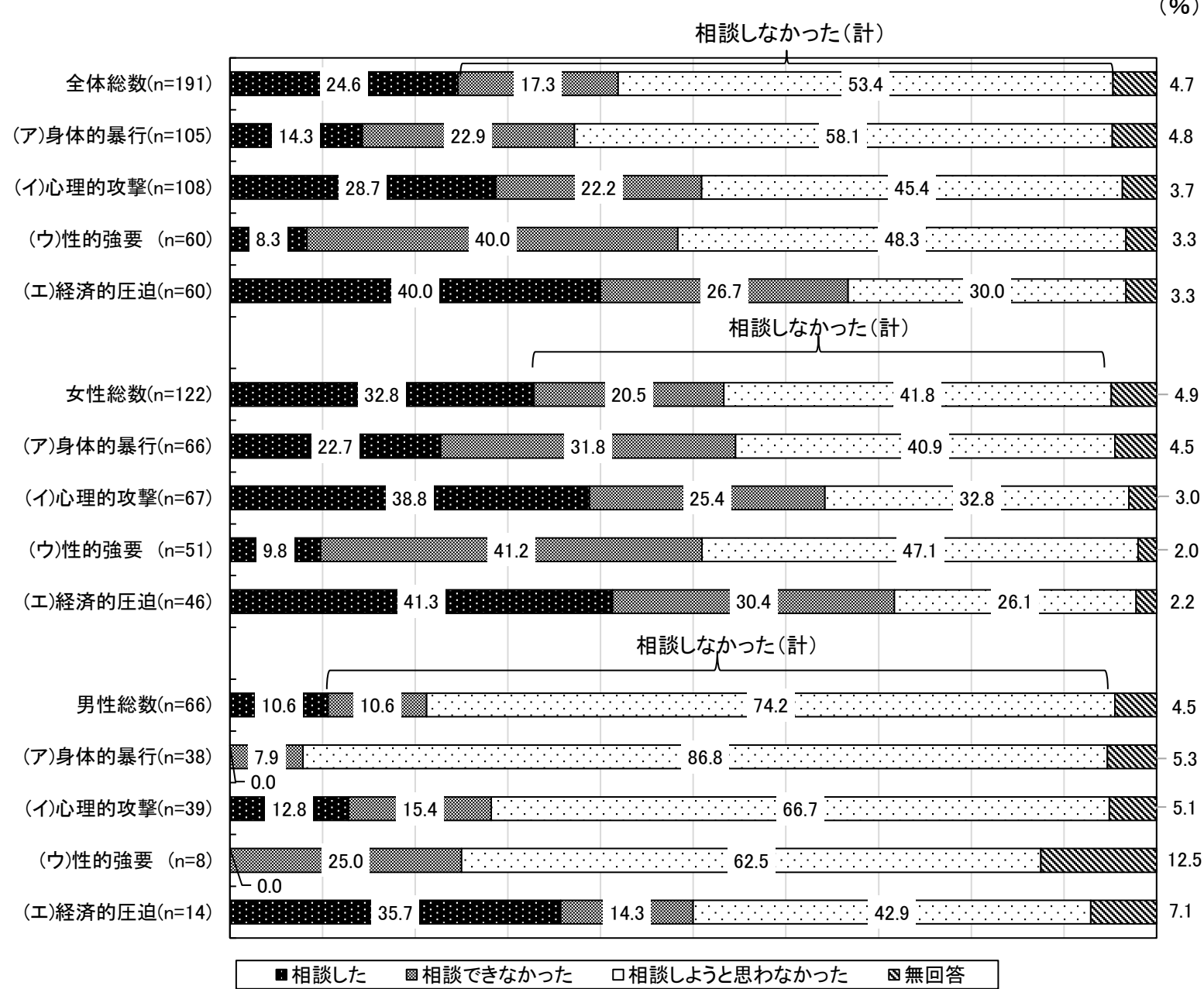


資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
※内閣府調査:平成29年度男女間における暴力に関する調査

県民意識調査において、DV被害の相談有無について聞いたところ、全体総数は、「相談した」が24.6%、「相談できなかった」が17.3%、「相談しようと思わなかった」が53.4%となっています。

性別でみると、総数で「相談した」は女性が男性よりも22.2ポイント高くなっています。一方、「相談しなかった（計）」は総数、各行為全てで男性が女性よりも高くなっており、総数を比較すると、男性が22.5ポイント高く、“（ア）身体的暴行”では男性が22.0ポイント高くなっています。

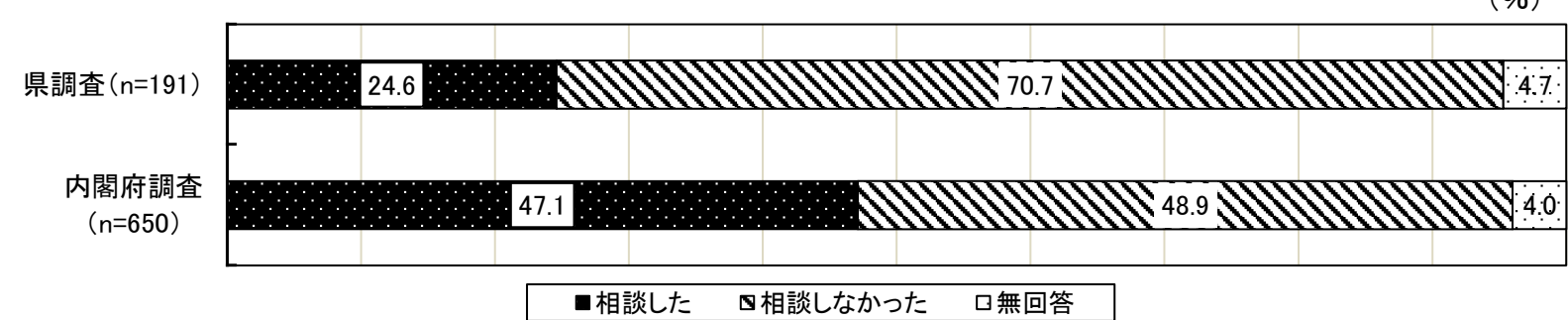
図表87 DV被害の相談有無(千葉県)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
※内閣府調査：平成29年度男女間における暴力に関する調査

DVの相談有無について、内閣府調査と比較すると、全体総数では「相談しなかった」は県調査が内閣府調査よりも21.8ポイント高くなっています。

図表88 DV被害の相談有無(千葉県・全国)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
※内閣府調査：平成29年度男女間における暴力に関する調査
※県調査は、「相談しなかった」「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」の合計

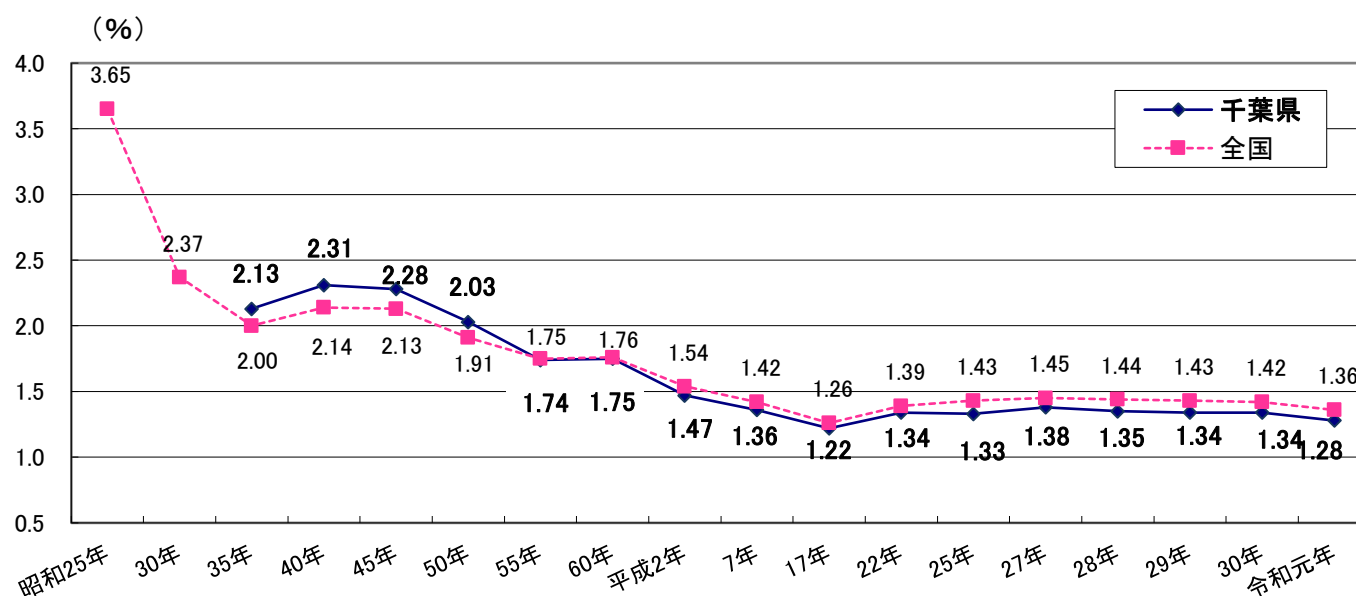
VII 健康

1 出産等に関する状況

(1) 合計特殊出生率の推移

「人口動態統計」によると、千葉県における合計特殊出生率(一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当)は、平成22年以降はほぼ横ばいで推移していますが、令和元年は1.28と、前年より減少しました。

図表89 合計特殊出生率の推移(千葉県・全国)

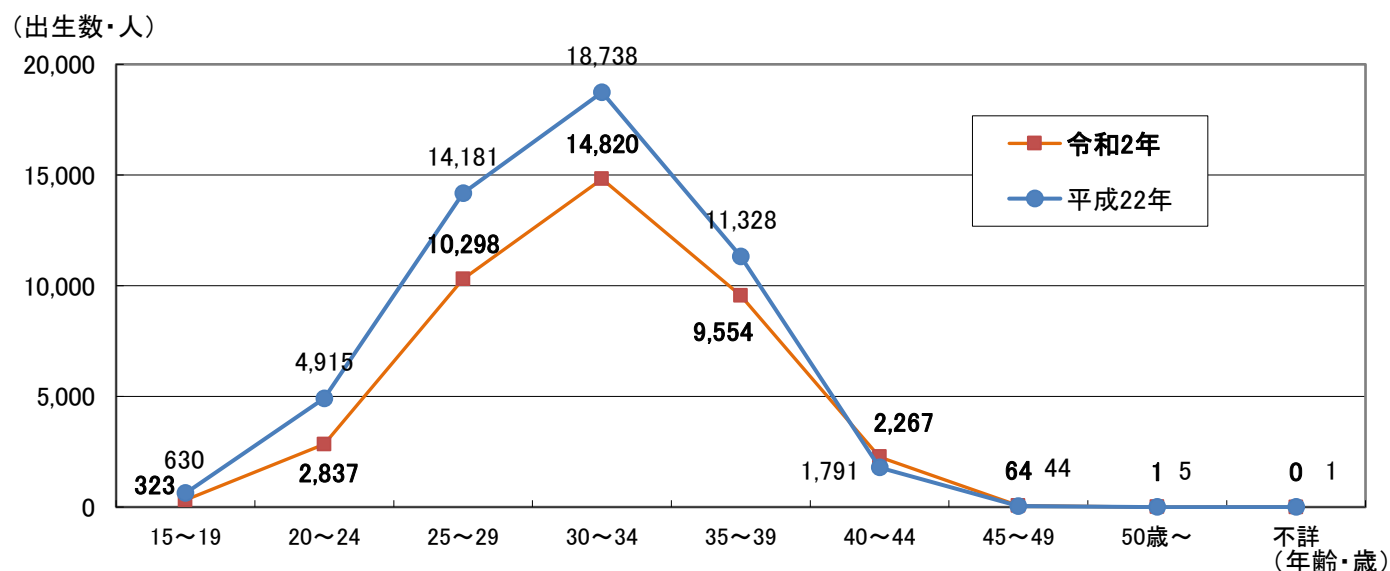


資料出典: 厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

(2) 母の年齢階級別出生数の推移

母親の出産年齢と出生数について10年前と比較したところ、平成22年、令和2年とも30歳から34歳の階級が最も多くなっております。令和2年は15歳～39歳の各階級で減少している一方、40歳から49歳の各階級で増加しております。

図表90 母の年齢階級別出生数の推移(千葉県)

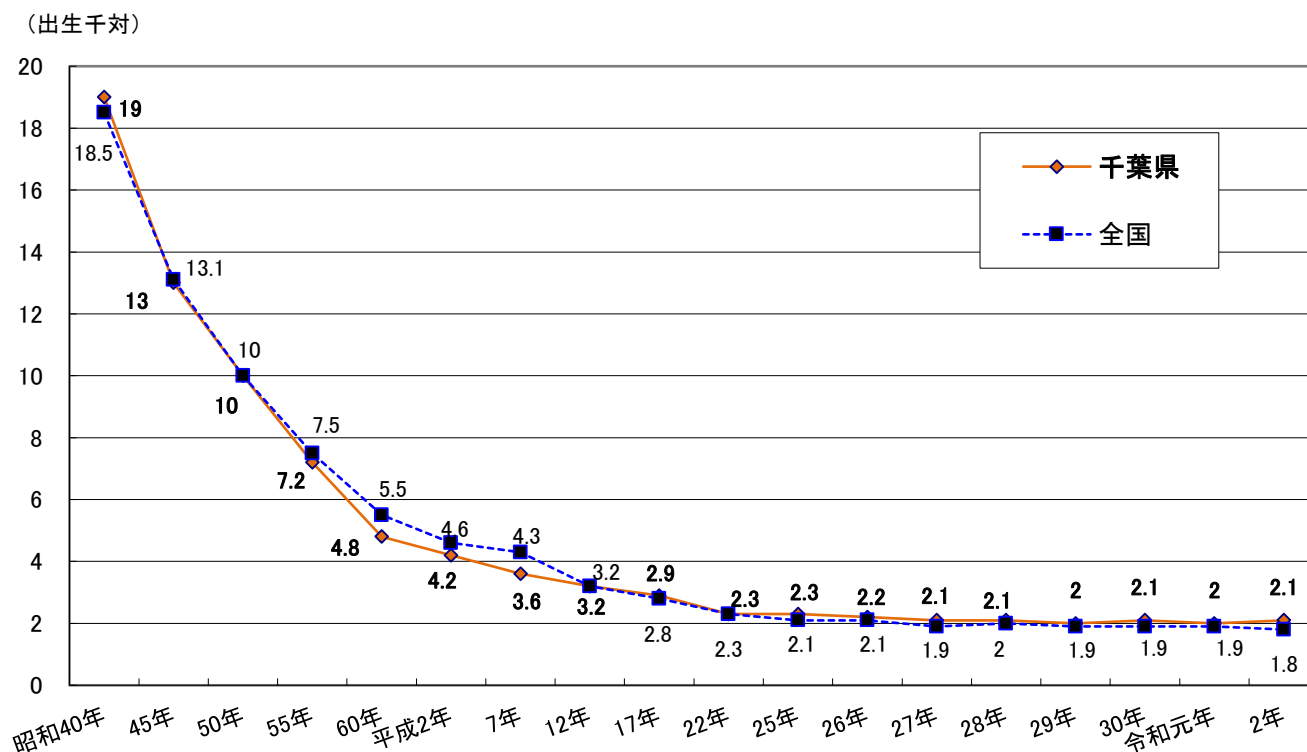


資料出典: 厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

(3) 乳児・新生児死亡率の推移

「人口動態統計」によると、昭和50年頃までの千葉県の乳児死亡率と新生児死亡率はともに急速に低下し、近年では、乳児死亡率は2.0～2.3、新生児死亡率は0.9～1.1と横ばいで推移しています。

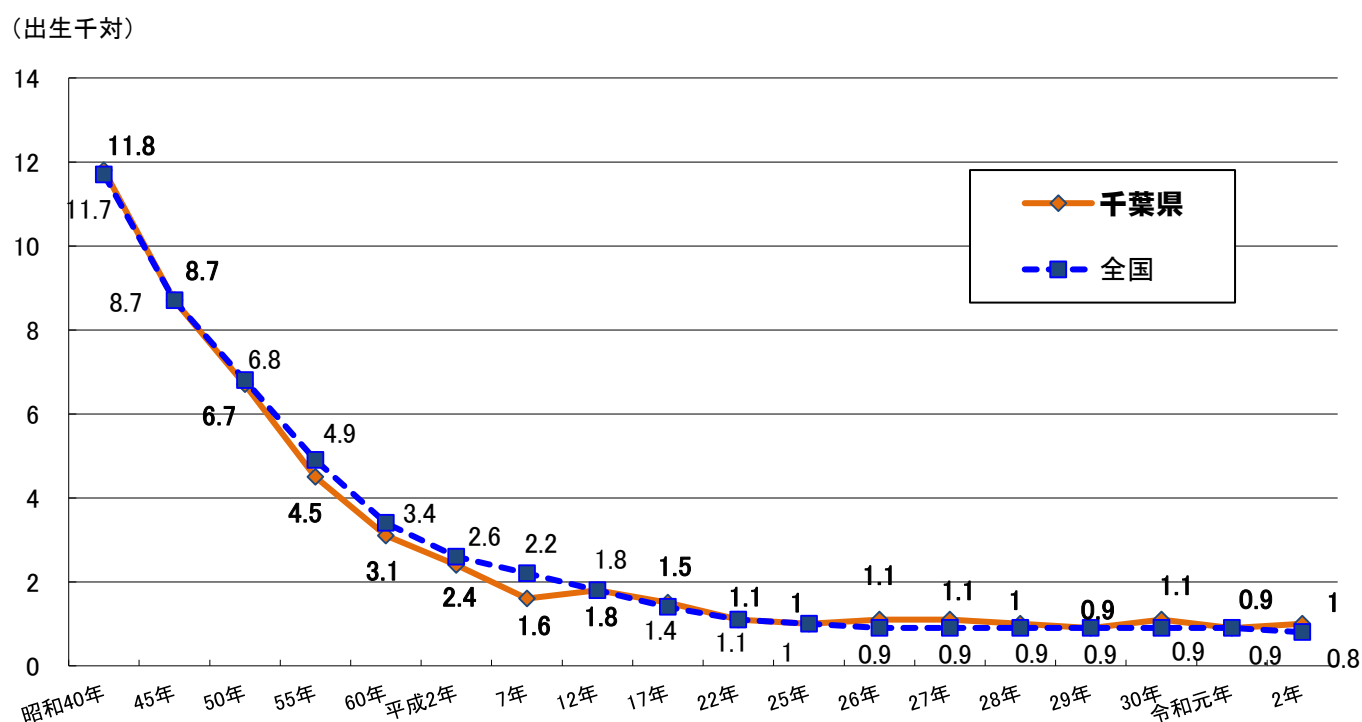
図表91 乳児死亡率* の推移(千葉県・全国)



* 乳児死亡: 生後1年未満の死亡

資料出典: 厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

図表92 新生児死亡率* の推移(千葉県・全国)



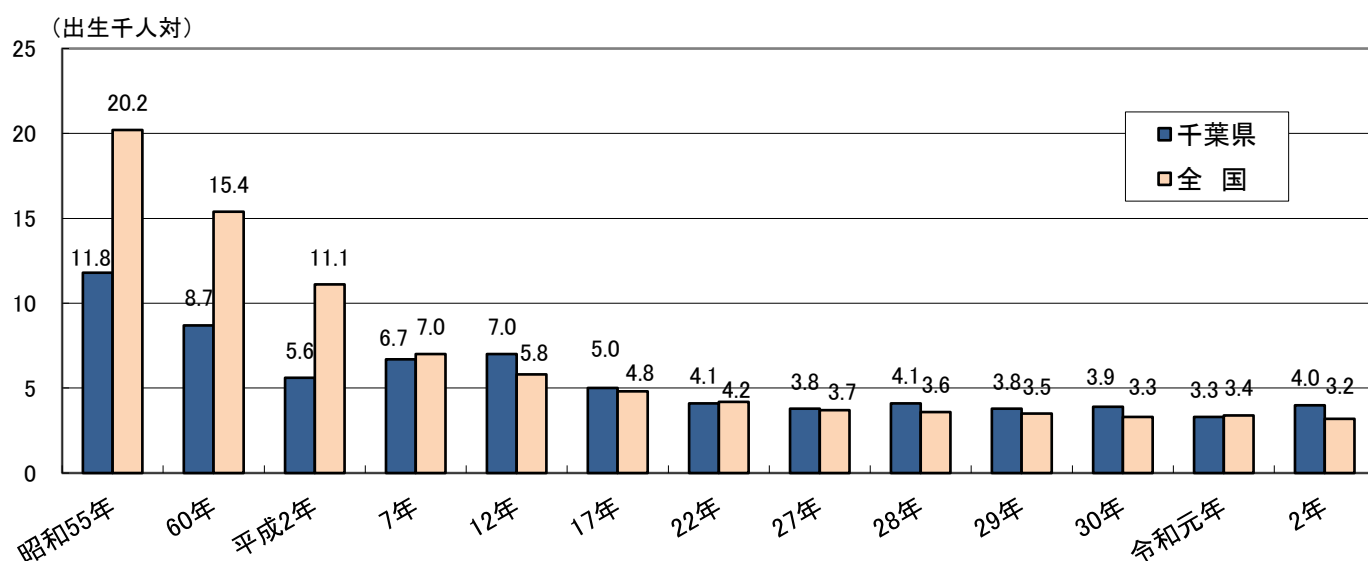
* 新生児死亡: 生後4週間未満の死亡

資料出典: 厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

(4) 周産期死亡率の推移

令和2年の「人口動態統計」によると、千葉県の周産期死亡率は4.0であり、ここ数年はほぼ横ばいです。

図表93 周産期死亡率*の推移(千葉県・全国)



資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

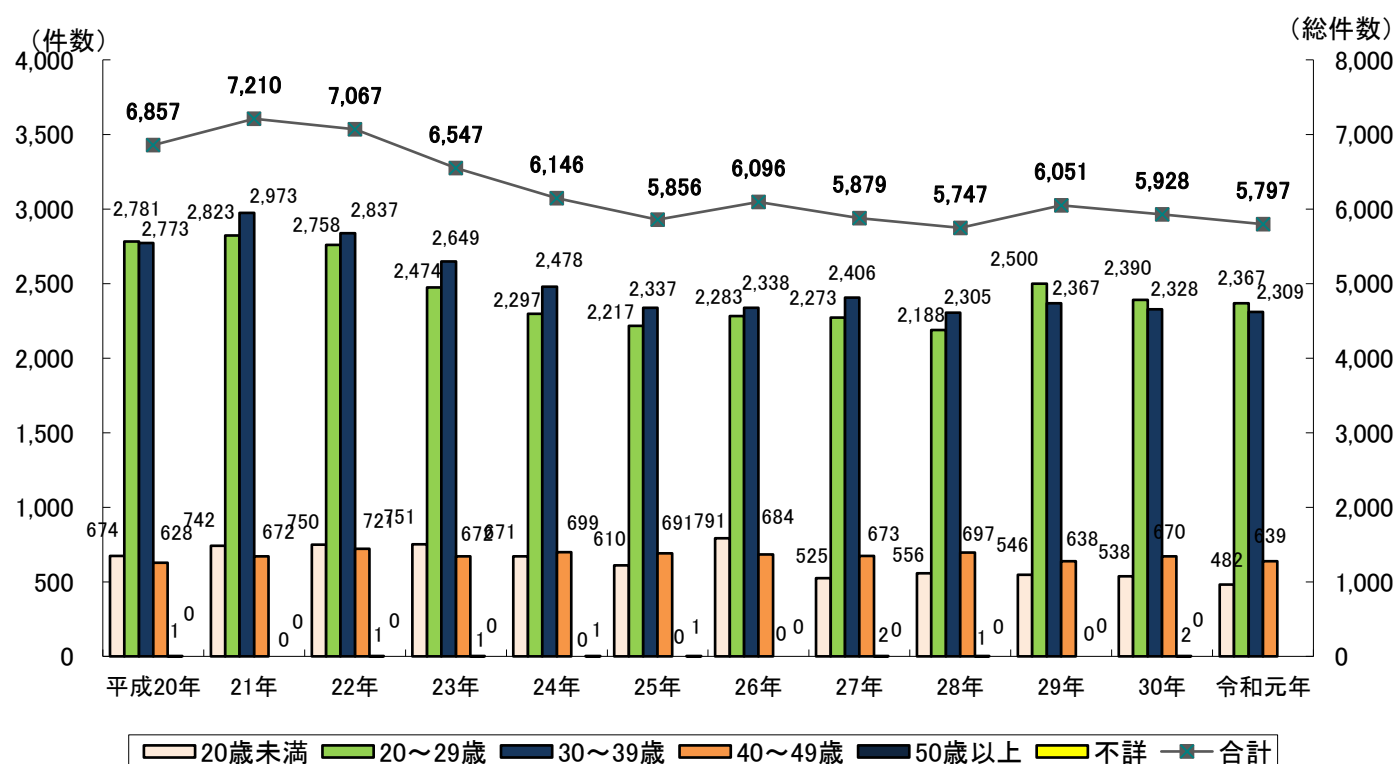
* 周産期死亡率:【年間周産期死亡数】÷【年間出産数(出生数+妊娠満22週以降の死産数)】×1,000

出産1000に対する周産期死亡(妊娠22週以後の死産数に早期新生児死亡を加えたもの)の割合で、国又は地方の産科医療の水準を表す指標の一つとされている。

(5) 人工妊娠中絶の状況

「衛生行政報告例」により、千葉県における年齢階級別人工妊娠中絶の状況をみると、平成21年から減少し、平成25年からはほぼ横ばいで推移しています。

図表94 年齢階級別人工妊娠中絶の状況(千葉県)



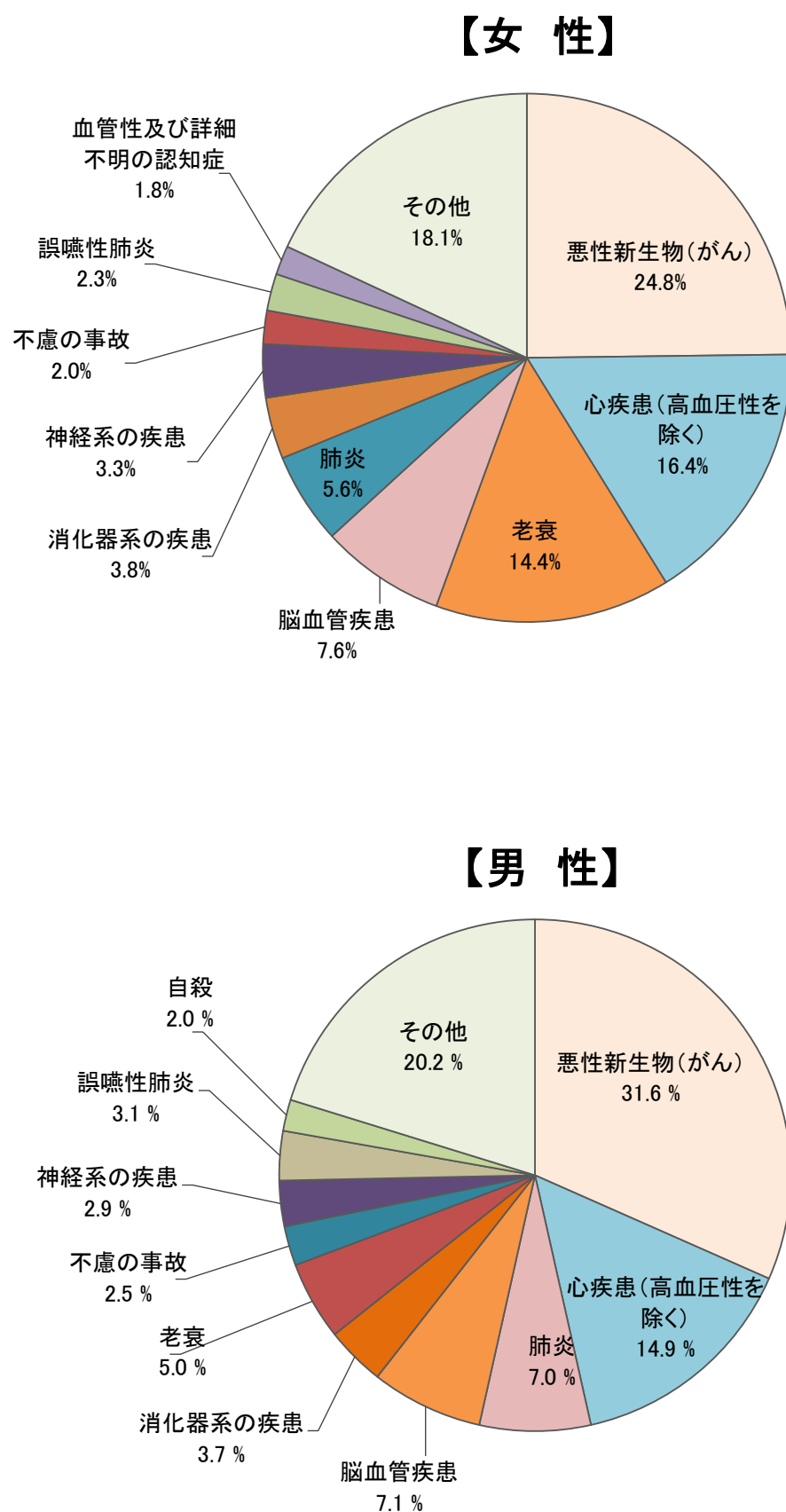
資料出典:厚生労働省「衛生行政報告例」

2 こころとからだの健康

(1) 主な死因の構成割合

令和2年の男女別の死因をみると、男女ともに「悪性新生物（がん）」「心疾患」による死亡が多くなっており、特に男性で5割弱を占めています。

図表95 男女別主要死因の構成割合(千葉県)



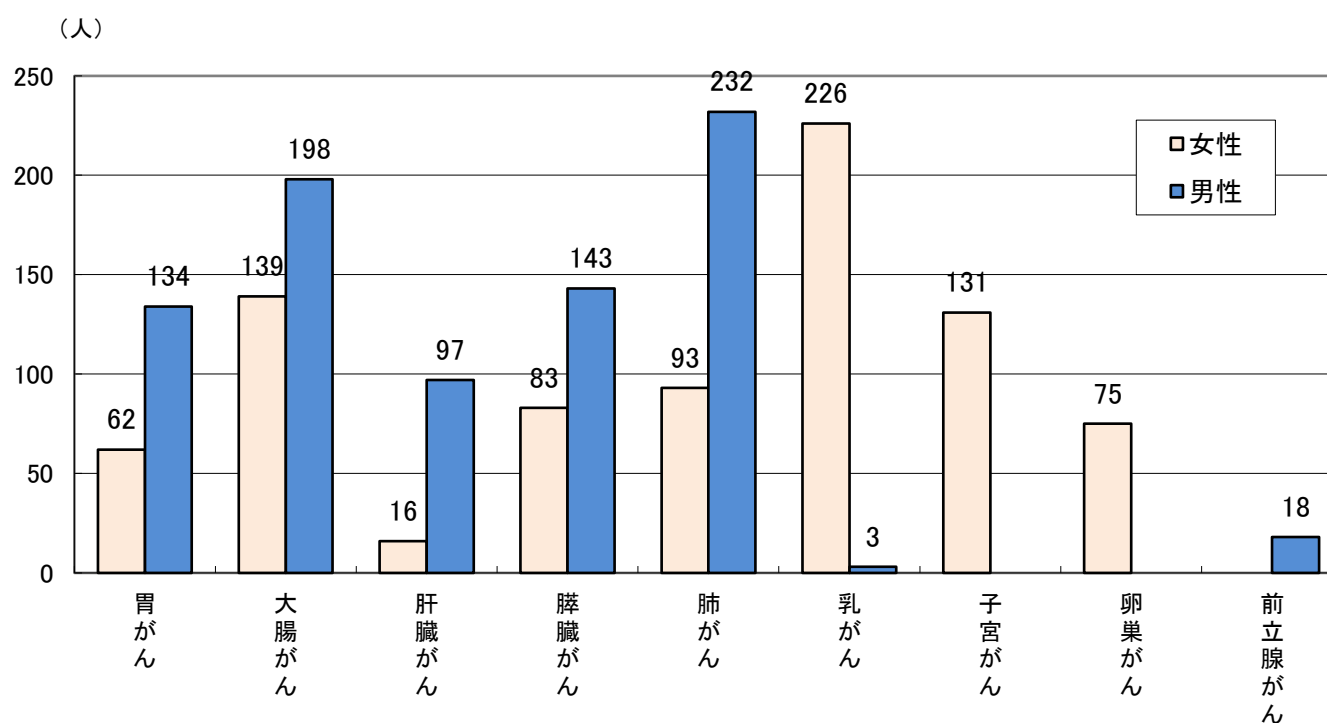
資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

(2) 各がんの早世死亡数等

がんについて、令和2年の早世死亡の件数（65歳未満の死亡数）と早世係数（あるがんの全死亡に占める早世の比率）を男女で比較すると、女性は、乳がんが件数において最も多く、子宮がん、卵巣がんとともに女性特有のがんの早世係数が他のがんと比較して、高くなっています。

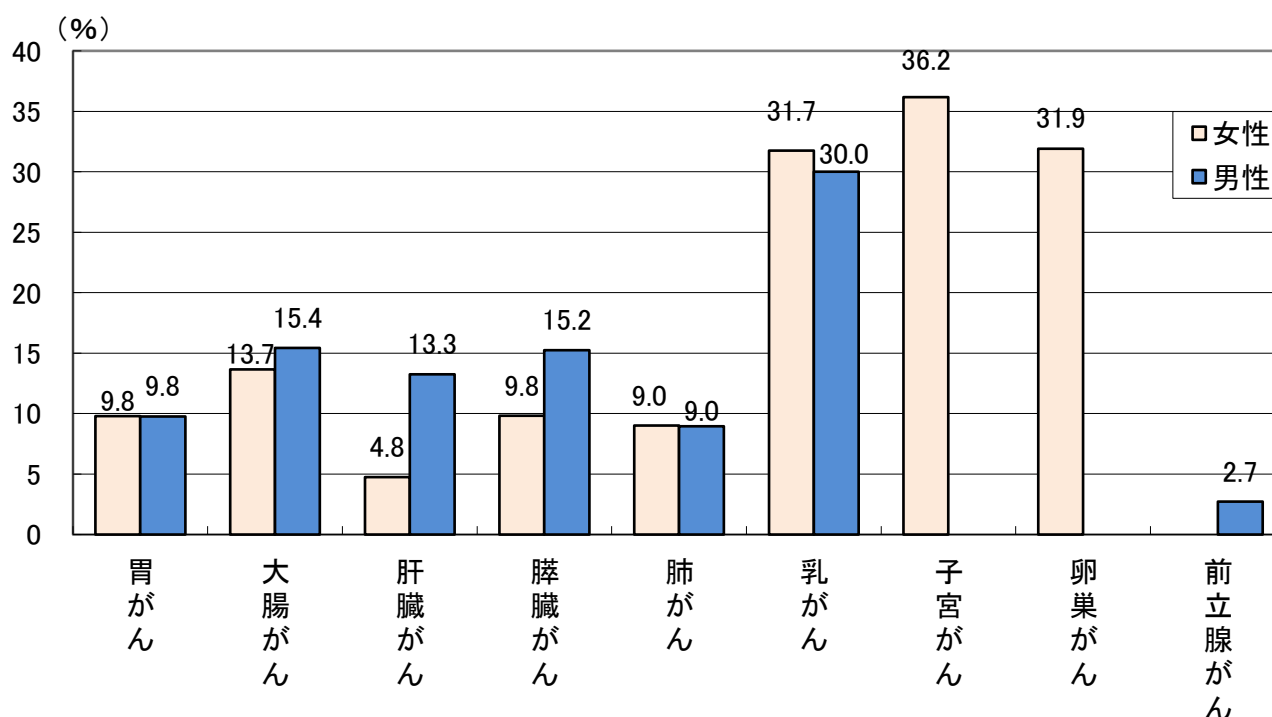
一方、男性では、大腸がん、肝臓がん、膵臓がんが件数及び早世係数のいずれにおいても女性を上回っており、胃がん、肺がんについては早世死亡の件数が多いものの、早世係数に男女差は見られません。

図表96 各がんの早世死亡件数(65歳未満)の男女比較(千葉県)



資料出典: 厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)」(令和3年9月10日)

図表97 各がんの早世係数の男女比較(千葉県)



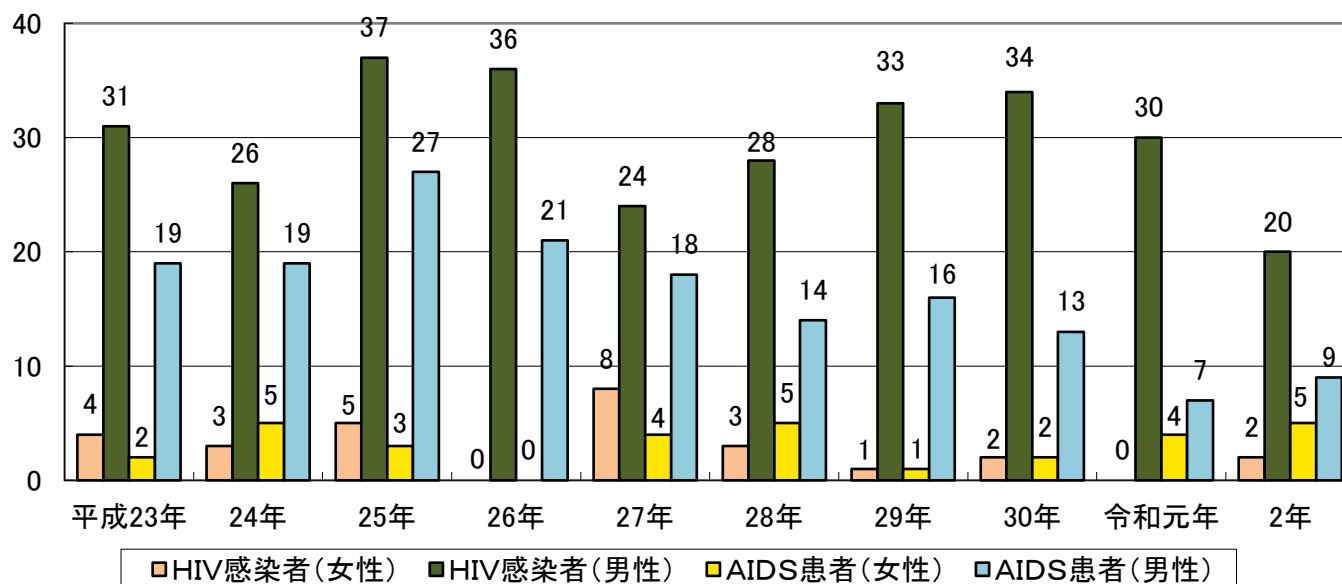
資料出典: 厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)」(令和3年9月10日)

(3) HIV感染者・AIDS患者の数

H I V感染者・A I D S患者の新規届出の80%以上を男性が占めています。

図表98 男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況(千葉県)

(人)

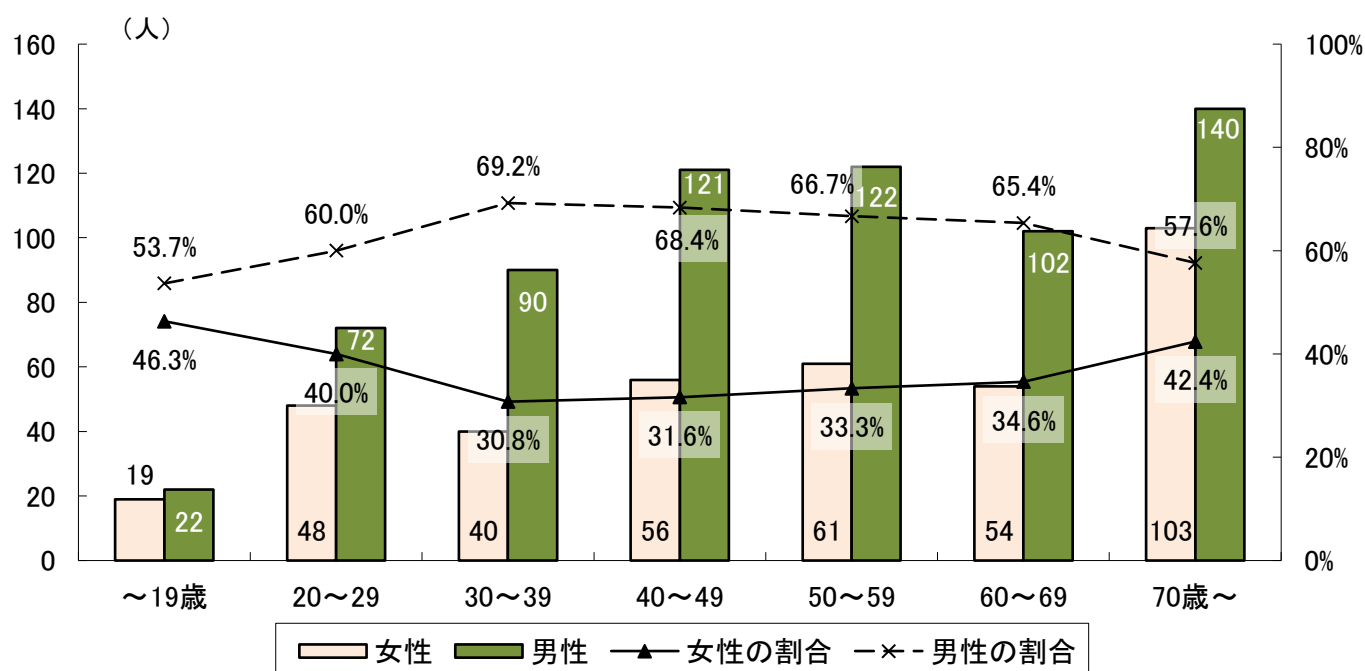


資料出典:千葉県疾病対策課

(4) 自殺者の年齢階級別推移

自殺者総数に占める男女別・年齢階級別の割合を見ると、全ての年代で男性の割合が高くなっています。また、女性は、19歳以下が46.3%と最も高く、次いで、70歳以上、20歳代の順となっています。

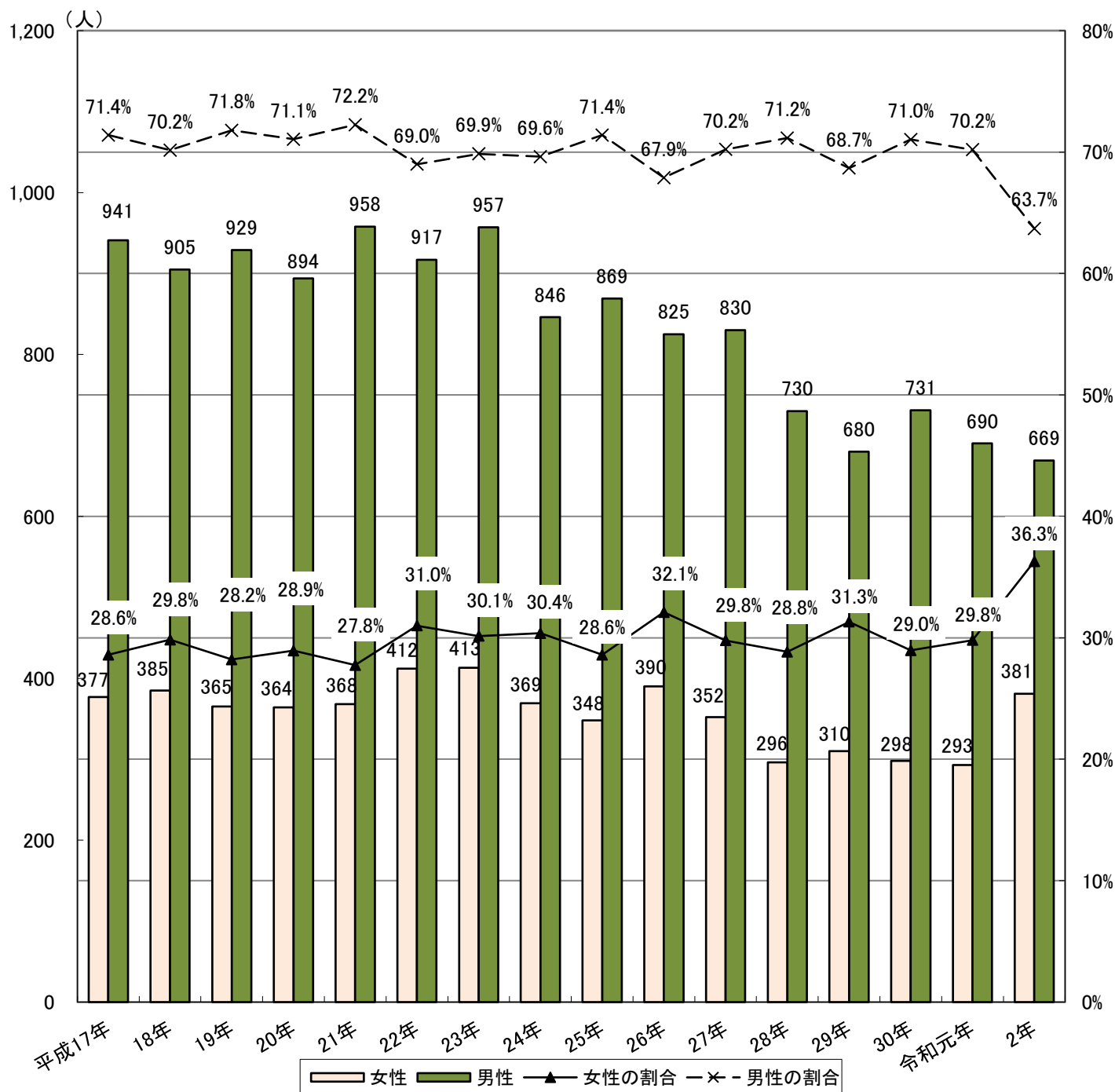
図表99 男女別・年齢別自殺者数(千葉県)



資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

自殺者総数に占める男女別の割合について推移を見ると、男性は、令和元年度70.2%から令和2年63.7%と、6.5ポイント減少する一方で、女性は、令和元年の29.8%から令和2年の36.3%と、6.5ポイント増加しています。

図表100 自殺者数の推移(千葉県)



資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

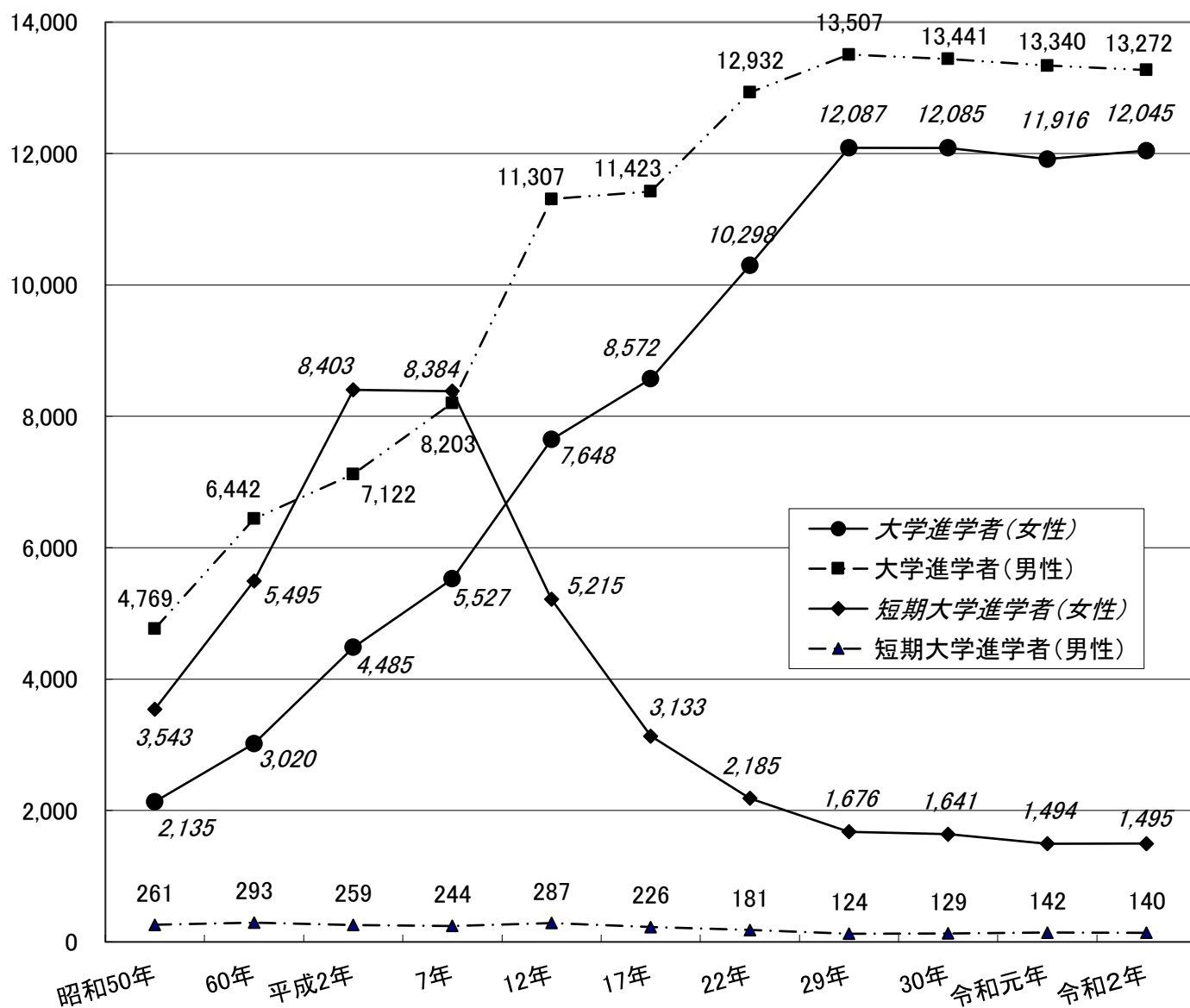
Ⅷ 教育

1 大学等への進学状況

近年、大学への進学者数は上昇していましたが、この4年間は横ばいの状態が続いています。

図表101 高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移(千葉県)

(人)

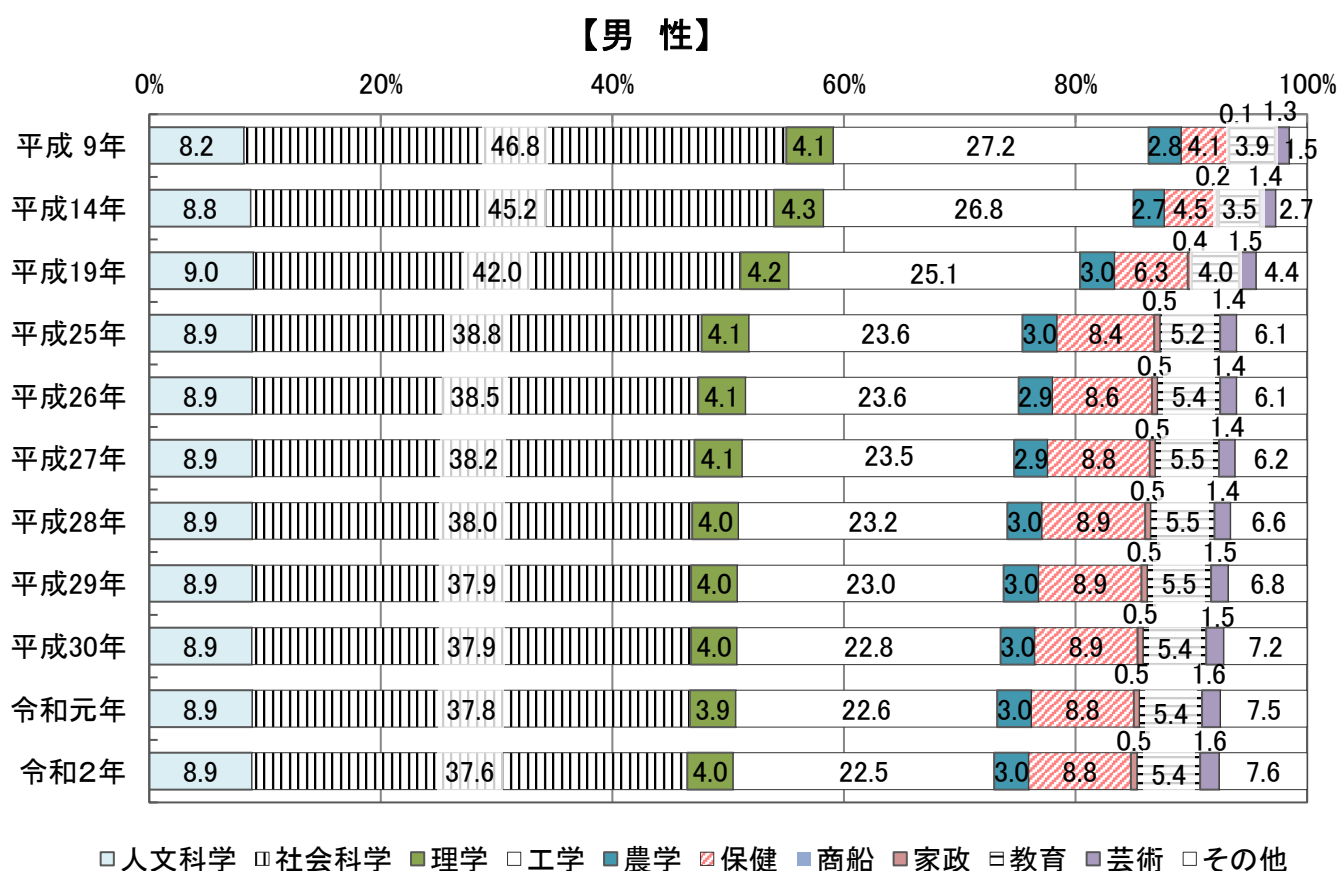
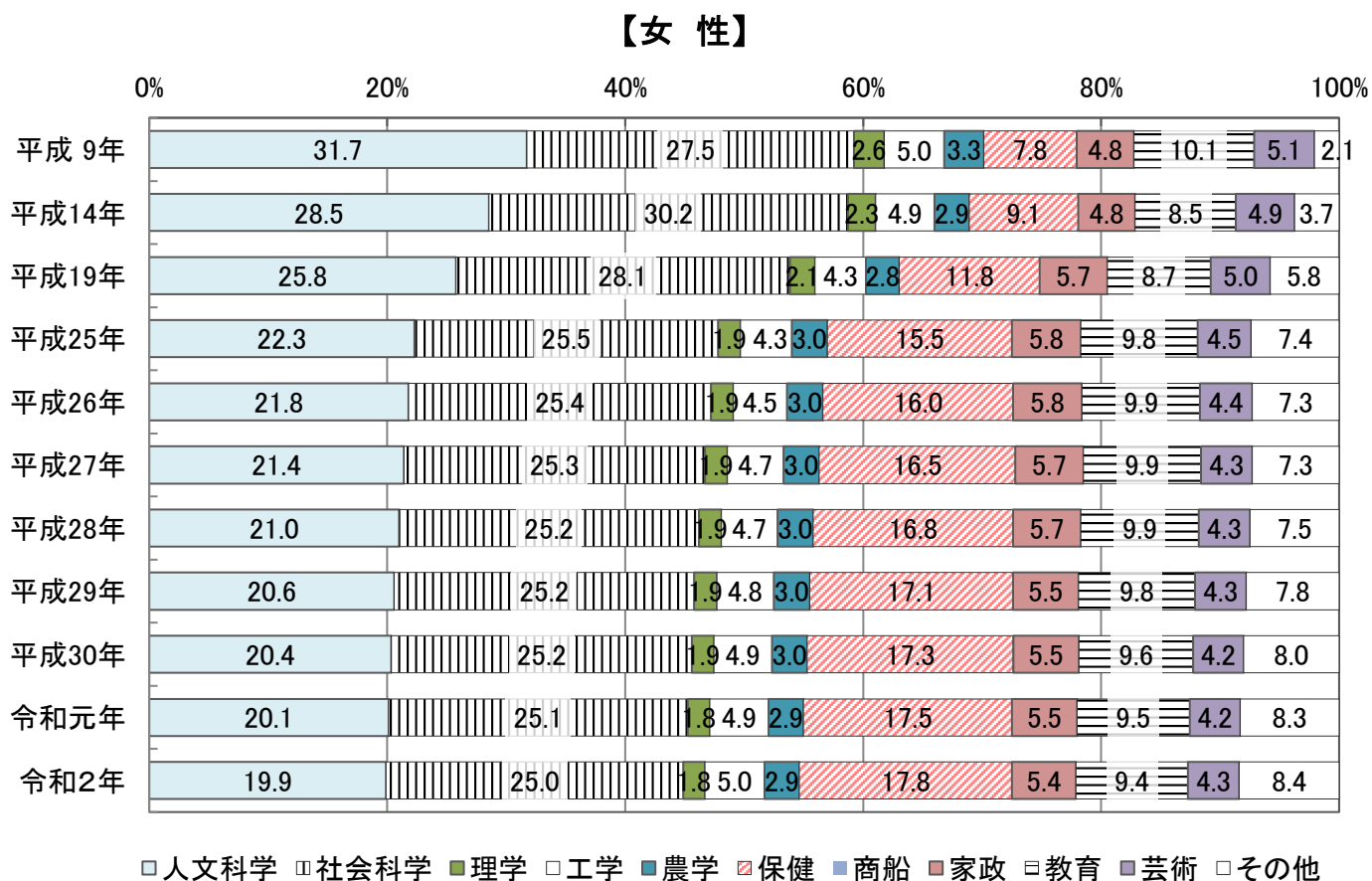


資料出典:千葉県統計課「学校基本調査」(各年3月)

2 専攻分野の状況

大学の専攻分野別にみた学生数の推移をみると、女性は、保健分野が増加しています。男性は、平成9年以降、保健分野が増加し、社会科学分野が緩やかに減少しています。

図表102 大学における男女別専攻分野別に見た学生数の推移(全国)



資料出典：文部科学省「学校基本調査(高等教育機関)」(各年3月)を基に算出

IX 国際

1 政策・方針決定過程への女性の参画

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した男女格差を測る指数 GGI（ジェンダーギャップ指数*）では、2021年日本は156か国中120位であり、特に経済及び政治の分野において、遅れが目立っています。

図表103 ジェンダーギャップ指数(国際比較)

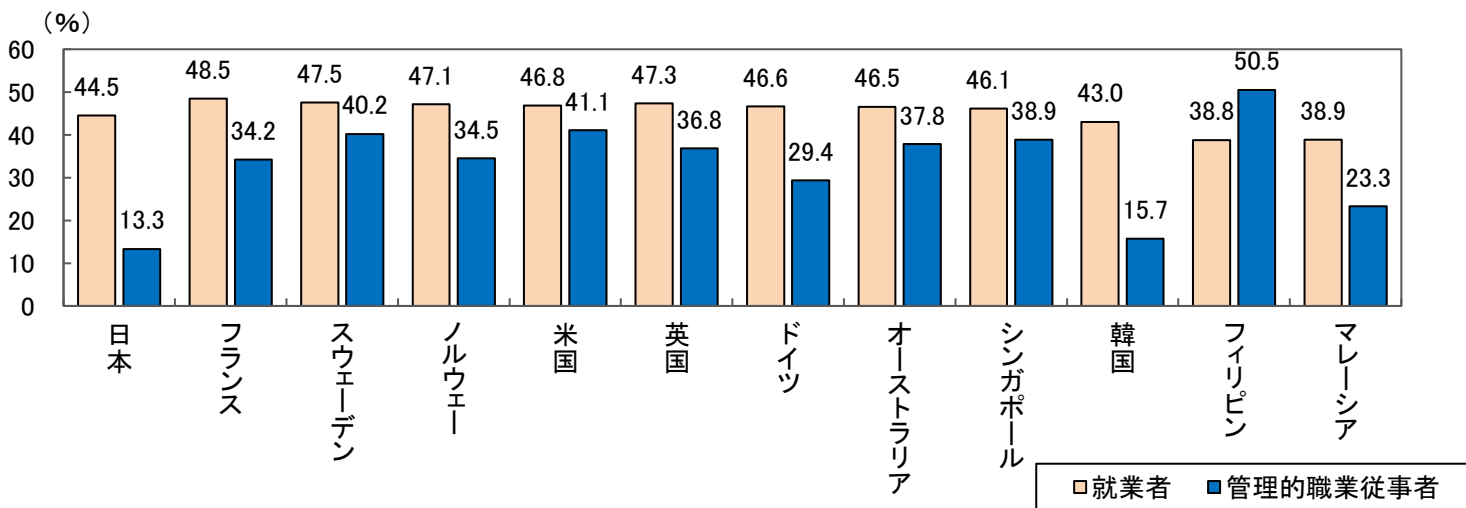
2021年の順位	国名	総合スコア	経済	教育	健康	政治	2020年の順位
1	アイスランド	0.892	0.846	0.999	0.964	0.760	1
2	フィンランド	0.861	0.806	1.000	0.970	0.669	3
3	ノルウェー	0.849	0.792	1.000	0.964	0.640	2
4	ニュージーランド	0.840	0.763	1.000	0.966	0.630	6
5	スウェーデン	0.823	0.810	0.996	0.962	0.522	4
6	ナミビア	0.809	0.794	1.000	0.980	0.463	12
7	ルワンダ	0.805	0.726	0.957	0.974	0.563	9
8	リトアニア	0.804	0.808	0.998	0.980	0.429	33
9	アイルランド	0.800	0.733	0.998	0.964	0.504	7
10	スイス	0.798	0.743	0.992	0.964	0.494	18
11	ドイツ	0.796	0.706	0.997	0.972	0.509	10
16	フランス	0.784	0.710	1.000	0.970	0.457	15
23	英国	0.775	0.716	0.999	0.966	0.419	21
24	カナダ	0.772	0.741	1.000	0.968	0.381	19
30	米国	0.763	0.754	1.000	0.970	0.329	53
63	イタリア	0.721	0.609	0.997	0.965	0.313	76
102	韓国	0.687	0.586	0.973	0.976	0.214	108
107	中国	0.682	0.701	0.973	0.935	0.118	106
120	日本	0.656	0.604	0.983	0.973	0.061	121

資料出典:世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2021」

* 経済分野, 教育分野, 健康分野及び政治分野のデータから作成され, 0が完全不平等, 1が完全平等を意味する。

就業の分野では、就業者の女性割合は他国と比べほぼ同じ水準ですが、管理的職業従事者の女性割合は、他国が約2～5割であるのに対し、日本は約1割程度に留まっています。

図表104 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)



資料出典:内閣府「男女共同参画白書」(令和3年6月)

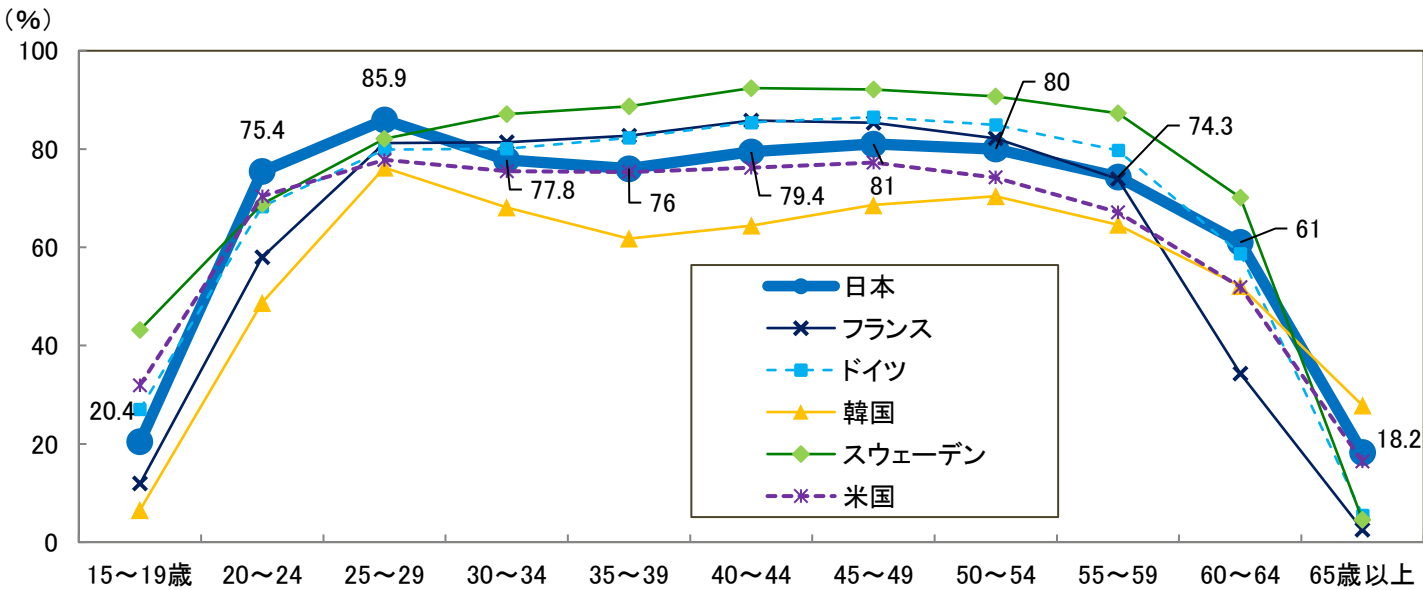
- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(令和2年), その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。
2. 日本, 米国, 韓国は令和2(2020)年, オーストラリアは平成30(2018)年, その他の国は令和元(2019)年の値。
3. 総務省「労働力調査」では, 「管理的職業従事者」とは, 就業者のうち, 会社役員, 企業の課長相当職以上, 管理的公務員等。また, 「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

2 就業の分野における男女共同参画

女性の労働力率（15歳人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。

また、国際比較でみると、欧米諸国のM字カーブは解消している一方、韓国は日本より下方に深いM字カーブを持っています。

図表105 女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



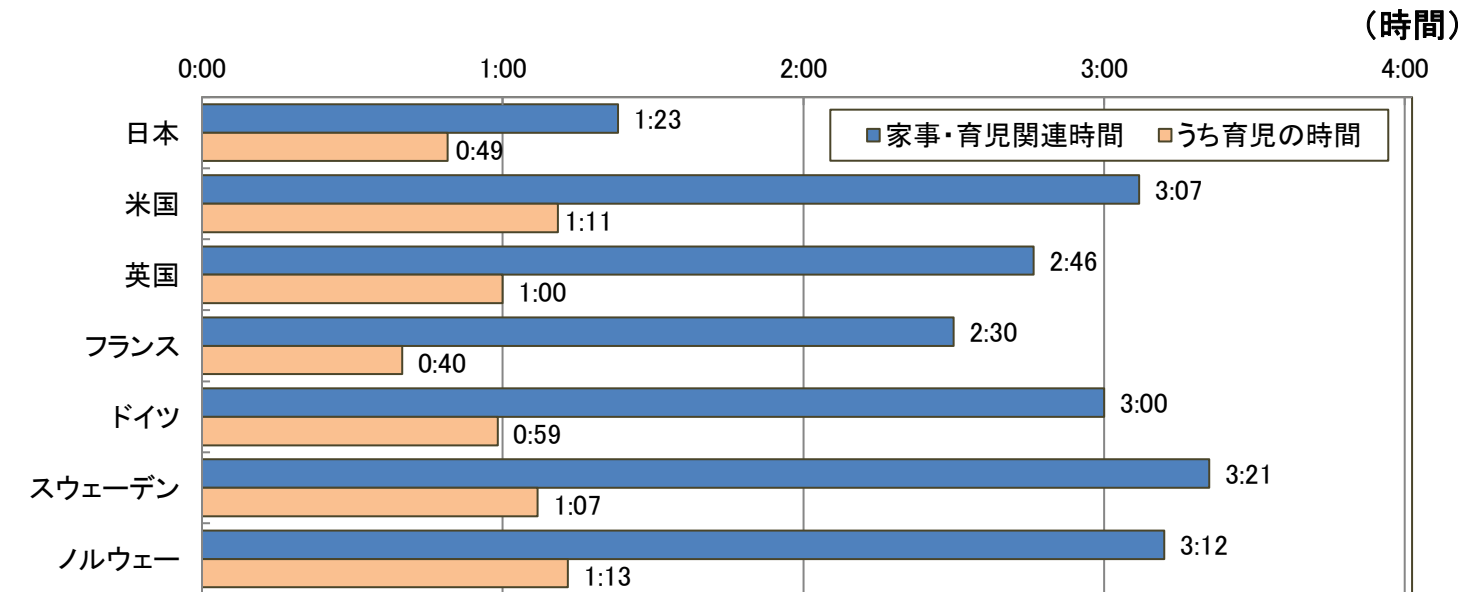
資料出典:内閣府「男女共同参画白書」(令和3年6月)

(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和2年), その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。
いずれの国も令和元(2019)年の値。
2. 労働力率は、「労働力人口(就業者＋完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
3. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

3 家庭における男女共同参画

育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は、1時間22分となっています。これを国際比較で見ると、日本以外の国では2時間30分を超えていますので、日本はかなり低い水準であることが分かります。

図表106 6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たり家事・育児時間の国際比較



資料出典:内閣府「男女共同参画白書」(令和2年6月)

(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2016) 及びEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)より作成。
2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の

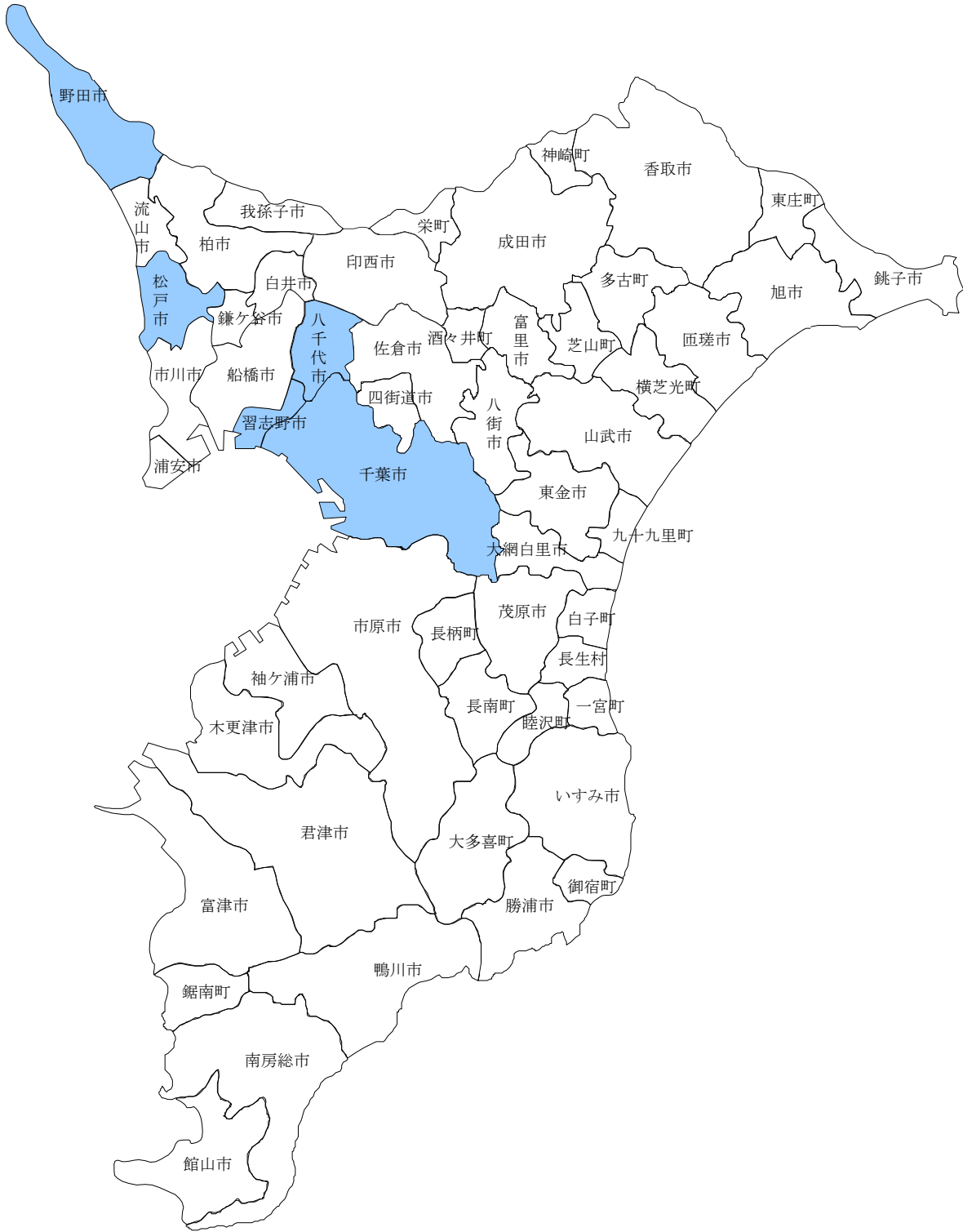
県内市町村における 男女共同参画の状況

県内市町村における男女共同参画の状況

(1) 推進体制

令和3年4月1日現在

- ① 男女共同参画・女性等を名称に冠した男女共同参画業務担当課設置 5市
- ② 上記以外で男女共同参画の担当部署が組織上位置付けられている 49市町村



(2) 男女共同参画担当課

令和3年4月1日現在

市町村名	担当課名	住所	TEL
千葉市	市民局生活文化スポーツ部 男女共同参画課	〒260-8722 中央区千葉港1-1	043-245-5060
銚子市	企画財政課 企画室 企画政策班	〒288-8601 若宮町1-1	0479-24-8904
市川市	総務部 多様性社会推進課	〒272-0034 市川市市川1-24-2	047-322-6700
船橋市	市民生活部 市民協働課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-2107
館山市	危機管理部 市民協働課	〒294-8601 北条1145-1	0470-22-3142直
木更津市	企画部 地方創生推進課	〒292-8501 富士見1-2-1 スパークルシティ木更津8階	0438-23-8049
松戸市	総務部 男女共同参画課	〒271-0091 本町14-10	047-364-8783
野田市	児童家庭部 人権・男女共同参画推進課	〒278-8550 鶴奉7-1	04-7123-1342
茂原市	企画財政部 企画政策課 男女共同・国際化係	〒297-8511 茂原市道表1番地	0475-20-1651
成田市	市民生活部 市民協働課 男女共同参画係	〒286-8585 成田市花崎町760	0476-20-1507
佐倉市	市民部自治人権推進課 人権・男女平等参画推進班	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043-484-1948直
東金市	企画政策部 企画課 企画係	〒283-8511 東岩崎1-1	0475-50-1122
旭市	市民生活課市民生活支援班	〒289-2595 旭市二の2132	0479-62-5396
習志野市	協働経済部 男女共同参画センター	〒275-0016 津田沼5-12-12 サンロード津田沼5階	047-453-9307
柏市	地域づくり推進部 協働推進課 協働・国際・男女共同参画担当	〒277-0005 柏市柏1-7-1-301 Day Oneタワー3階パレット柏内	04-7167-1127
勝浦市	企画課	〒299-5292 新官1343-1	0470-73-6654
市原市	スポーツ国際交流部 人権・国際課	〒290-8501 国分寺台中央1-1-1	0436-23-9826
流山市	総合政策部 企画政策課 男女共同参画室	〒270-0192 平和台1-1-1	04-7150-6064
八千代市	企画部企画経営課 男女共同参画センター	〒276-0033 八千代台南1-11-6	047-485-7088
我孫子市	総務部 秘書広報課 男女共同参画室	〒270-1192 我孫子1858番地	04-7185-1752
鴨川市	経営企画部 経営企画課 秘書広報係	〒296-8601 横渚1450	04-7093-7827
鎌ヶ谷市	市民生活部 市民活動推進課 市民活動支援係	〒273-0195 新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1277直
君津市	市民環境部 市民活動支援課 市民活動支援係	〒299-1192 久保2-13-1	0439-56-1565
富津市	総務部 企画課 企画係	〒293-8506 下飯野2443	0439-80-1223
浦安市	企画部 多様性社会推進課	〒279-0004 猫実1-1-2 ※郵送あて名には 文化会館2階 をつける	047-712-6803
四街道市	経営企画部 政策推進課	〒284-8555 鹿渡無番地	043-421-6161
袖ヶ浦市	企画政策部 市民協働推進課	〒299-0292 坂戸市場1-1	0438-62-3102

県内市町村における男女共同参画の状況

市町村名	担当課名	住所	TEL
八街市	総務部 企画政策課 企画政策班	〒289-1192 八街ほ35-29	043-443-1114
印西市	市民部 市民活動推進課 男女共同参画係	〒270-1396 大森2364-2	0476-33-4431
白井市	市民環境経済部 市民活動支援課 市民活動支援係	〒270-1492 復1123	047-401-4078
富里市	企画財政部 企画課 企画班	〒286-0292 七栄652-1	0476-93-1118
南房総市	市民生活部 市民課	〒299-2492 南房総市富浦町青木28	0470-33-1005
匝瑳市	企画課 企画調整班	〒289-2198 八日市場ハ793-2	0479-73-0081
香取市	経営企画部 市民協働課	〒287-8501 佐原口2127	0478-54-1138
山武市	総合政策部 企画政策課 企画係	〒289-1392 殿台296	0475-80-1131
いすみ市	企画政策課 企画政策班	〒298-8501 いすみ市大原7400-1	0470-62-1382
大網白里市	地域づくり課 市民協働推進班	〒299-3292 大網115-2	0475-70-0342
酒々井町	住民協働課 活動推進班	〒285-8510 中央台4-11	043-496-1171 (内)362
栄町	環境協働課 協働推進室	〒270-1592 安食台1-2	0476-33-7710直
神崎町	まちづくり課	〒289-0292 神崎本宿163	0478-72-2114
多古町	企画空港政策課企画政策係	〒289-2292 多古584	0479-76-5409
東庄町	総務課 庶務係	〒289-0692 笹川い4713-131	0478-86-6082
九十九里町	企画財政課企画係	〒283-0195 片貝4099	0475-70-3121
芝山町	企画空港政策課 企画調整係	〒289-1692 小池992	0479-77-3926
横芝光町	企画空港課 企画政策班	〒289-1793 宮川11902	0479-84-1279
一宮町	企画課 企画係	〒299-4396 一宮2457	0475-42-2113
睦沢町	総務課 庶務秘書班	〒299-4492 下之郷1650-1	0475-44-2500
長生村	総務課 庶務係	〒299-4394 本郷1-77	0475-32-2111
白子町	総務課 企画政策係	〒299-4292 関5074-2	0475-33-2110
長柄町	総務課 庶務秘書係	〒297-0298 桜谷712	0475-35-2111
長南町	企画政策課 広報統計係	〒297-0192 長南2110	0475-46-2113
大多喜町	企画課企画政策係	〒298-0292 大多喜93	0470-82-2112
御宿町	企画財政課 企画係	〒299-5192 須賀1522	0470-68-2512
鋸南町	総務企画課 企画財政室	〒299-2192 下佐久間3458	0470-55-4801

(3) 男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況

1 市町村における男女共同参画計画策定状況

男女計画策定市町村 44市町(策定率81.5%)
女性活躍推進計画策定市町村 43市町(策定率79.6%)

令和3年4月1日現在

	市町村名	計画名	計画期間	女性活躍推進計画の有無
1	千葉市	ちば男女共同参画基本計画 第4次ハーモニープラン	平成28年度～令和4年度	○
2	銚子市	第3次銚子市男女共同参画計画	平成30年度～令和4年度	○
3	市川市	市川市男女共同参画基本計画(改定版)	平成20年度～令和7年度	○
4	船橋市	第3次船橋市男女共同参画計画「fプラン」	平成29年度～令和3年度	○
5	館山市	第4期館山市男女共同参画推進プラン	平成30年度～令和9年度	○
6	木更津市	木更津市男女共同参画計画(第4次) ひときさらづ 共に輝くハートフルプラン～	平成29年度～令和3年度	○
7	松戸市	松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画	平成30年度～令和4年度	○
8	野田市	第4次野田市男女共同参画計画	令和2年度～令和6年度	○
9	茂原市	男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画(第4次)～	令和3年度～令和7年度	○
10	成田市	第4次成田市男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
11	佐倉市	佐倉市男女平等参画基本計画(第4期)	令和2年度～令和13年度	○
12	東金市	第3次東金市男女共同参画プラン	令和3年度～令和7年度	○
13	旭市	第2次旭市男女共同参画計画	平成31年度～令和5年度	○
14	習志野市	習志野市第3次男女共同参画基本計画	令和2年度～令和7年度	○
15	柏市	第三次柏市男女共同参画推進計画	平成28年度～令和8年度	○
16	勝浦市	第2次勝浦市男女共同参画計画	平成30年度～令和9年度	○
17	市原市	いちほら男女共同参画社会づくりプラン	平成29年度～令和8年度	○
18	流山市	流山市第4次男女共同参画プラン	令和2年度～令和6年度	○
19	八千代市	第2次やちよ男女共同参画プラン	令和3年度～令和6年度	○
20	我孫子市	我孫子市第3次男女共同参画プラン	平成31年度～令和10年度	○
21	鴨川市	第2次鴨川市男女共同参画計画	平成28年度～令和3年度	○
22	鎌ヶ谷市	第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画(かがやきプラン)	令和3年度～令和8年度	○
23	君津市	第4次君津市男女共同参画計画	平成30年度～令和4年度	○
24	浦安市	改訂第2次うらやす男女共同参画プラン	平成29年度～令和3年度	○
25	四街道市	第3次四街道市男女共同参画推進計画	平成26年度～令和3年度	
26	袖ヶ浦市	第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画はっぴープラン	平成31年度～令和5年度	○
27	八街市	第2次八街市男女共同参画計画	平成28年度～令和3年度	○
28	印西市	第3次印西市男女共同参画プラン	平成31年度～令和5年度	○
29	白井市	白井市男女平等推進行動計画	平成28年度～令和7年度	○
30	富里市	富里市男女共同参画計画(第2次)改訂版	平成30年度～令和4年度	○
31	南房総市	第3次南房総市男女共同参画推進計画	平成31年度～令和5年度	○
32	匝瑳市	第2次匝瑳市男女共同参画計画	平成29年度～令和3年度	○
33	香取市	第2次香取市男女共同参画計画	令和2年度～令和8年度	○
34	山武市	第3次山武市男女共同参画計画	平成31年度～令和5年度	○
35	いすみ市	第2次いすみ男女共同参画プラン	平成29年度～令和3年度	○
36	大網白里市	第2次大網白里市男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
37	酒々井町	酒々井町男女共同参画計画	平成30年度～令和3年度	○
38	多古町	第2次多古町男女共同参画推進プラン	令和3年度～令和7年度	○
39	東庄町	第2次東庄町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
40	横芝光町	第2次横芝光町男女共同参画計画	平成31年度～令和5年度	○
41	大多喜町	第2次大多喜町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
42	長南町	長南町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
43	睦沢町	睦沢町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
44	長生村	長生村男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○

2 市町村における男女共同参画条例制定状況

条例制定市町村 7市(制定率13.0%)

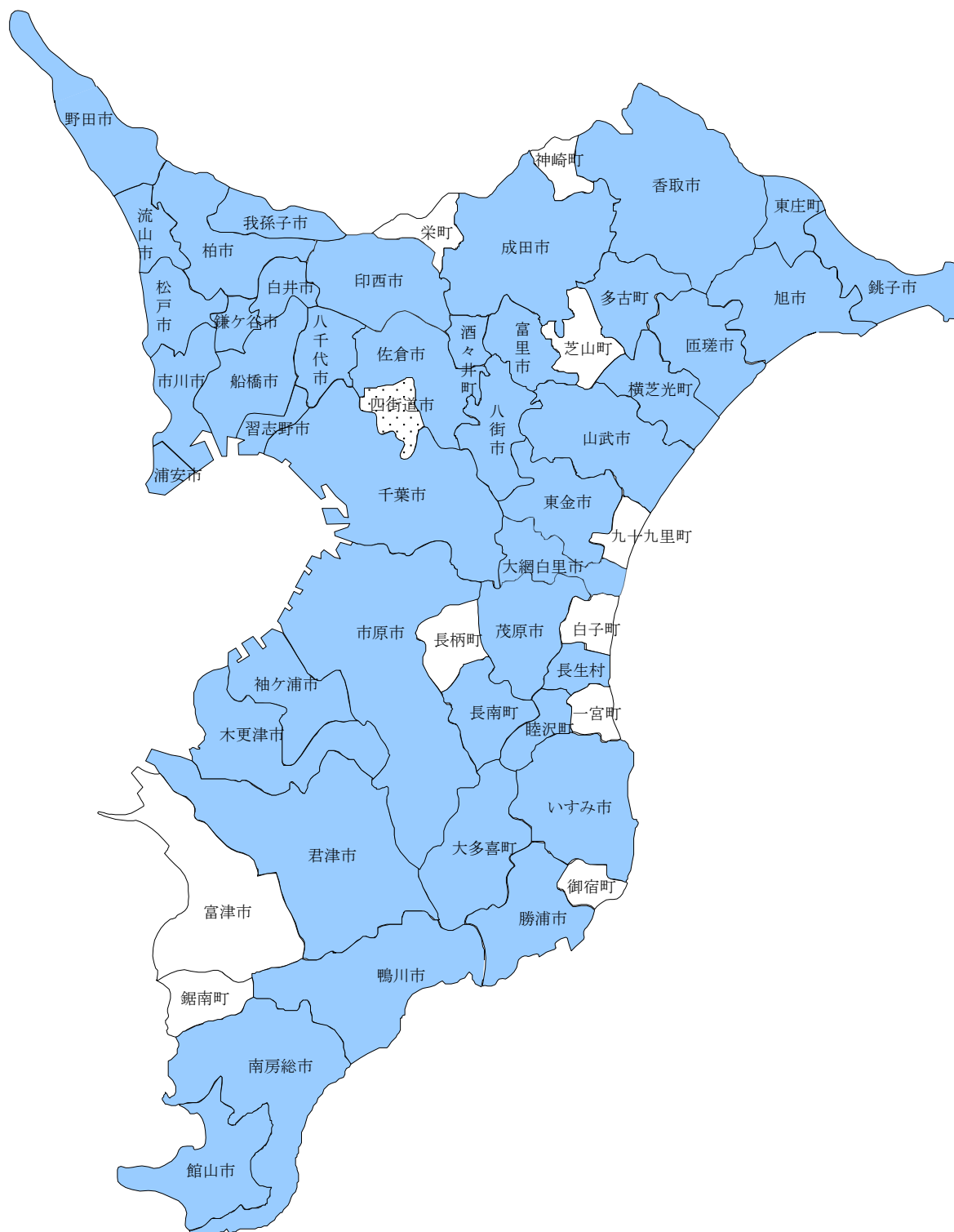
令和3年4月1日現在

	市町村名	条例名称	施行日
1	千葉市	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	平成15年4月1日
2	市川市	市川市男女共同参画社会基本条例	平成19年4月1日
3	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進条例	平成15年4月1日
4	習志野市	習志野市男女共同参画推進条例	平成16年7月1日
5	市原市	市原市男女共同参画社会づくり条例	平成17年4月1日
6	我孫子市	我孫子市男女共同参画条例	平成18年7月1日
7	富津市	富津市男女共同参画のまちづくり条例	平成21年4月1日

男女共同参画に係る計画策定状況

令和3年4月1日現在

- ①  男女共同参画計画策定市町村 44市町村
- ②  ①のうち女性活躍推進計画未策定市町村 1市
- ③  男女共同参画計画未策定市町村 10市町



(4) 男女共同参画のための総合的な施設設置状況

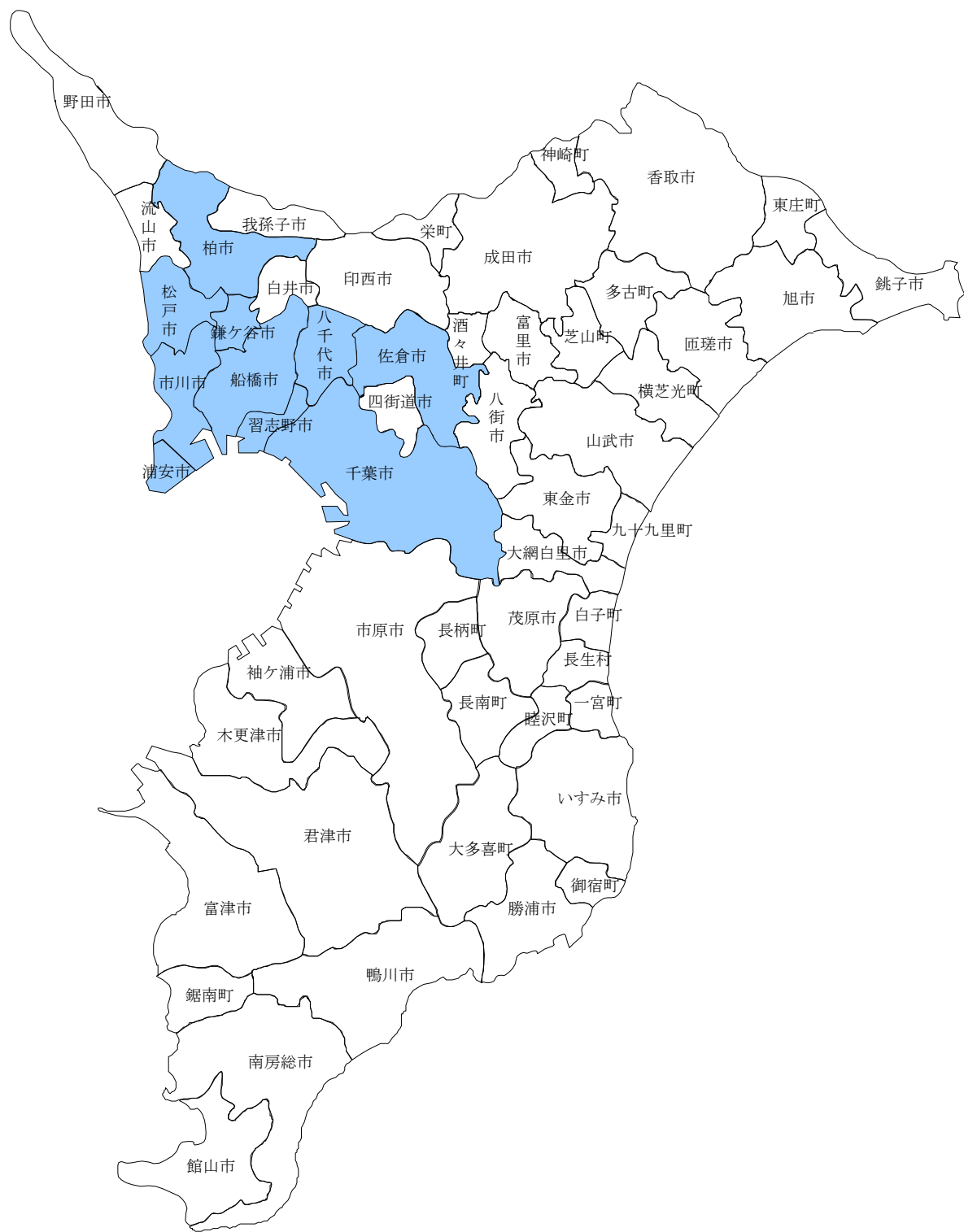
令和3年4月1日現在

市町村名	名 称 (愛称・通称)	所 在 地 等		
		郵便番号 住 所	電話番号	ホームページ
			FAX番号	
千葉市	千葉市男女共同参画センター	260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ内	043-209-8771	http://www.chp.or.jp/danjo/
			043-209-8776	
市川市	市川市男女共同参画センター（ウィズ）	272-0034 市川市市川1-24-2	047-322-6700	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html
			047-322-6888	
船橋市	船橋市男女共同参画センター	273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階	047-423-0757	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html
			047-423-3436	
松戸市	松戸市男女共同参画センター（ゆうまつど）	271-0091 松戸市本町14-10	047-364-8783	http://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/
			047-364-7888	
佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター（ミウズ）	285-0837 佐倉市王子台1-23 レイクピアウス3階	043-460-2580	http://www.mews.shiteikanri-sakura.jp/
			043-460-2582	
習志野市	習志野市男女共同参画センター（ステップならしの）	275-0016 習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307	https://www.city.narashino.lg.jp/
			047-453-9327	
柏市	柏市男女共同参画センター	277-0005 柏市柏1-7-1-301 DayOneタワー3階 パレット柏内	04-7167-1127	http://www.city.kashiwa.lg.jp/sankakueye/
			04-7165-7323	
八千代市	八千代市男女共同参画センター	276-0033 八千代市八千代台南1-11-6 八千代台東南公共センター4階	047-485-7088	https://www.city.yachiyo.chiba.jp/102502/index.html
			047-485-7398	
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	273-0101 鎌ヶ谷市富岡1-1-3 ショッピングプラザ鎌ヶ谷3階	047-401-0891	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-daniokyoudo/danio_center/index.html
			047-401-0892	
浦安市	浦安市多様性社会推進課（ルピナス）	279-0004 浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2階	047-712-6803	https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danio/index.html
			047-353-1145	

男女共同参画のための総合的な施設設置状況

令和3年4月1日現在

施設設置市町村 10市



(5) 審議会等における女性委員の登用状況

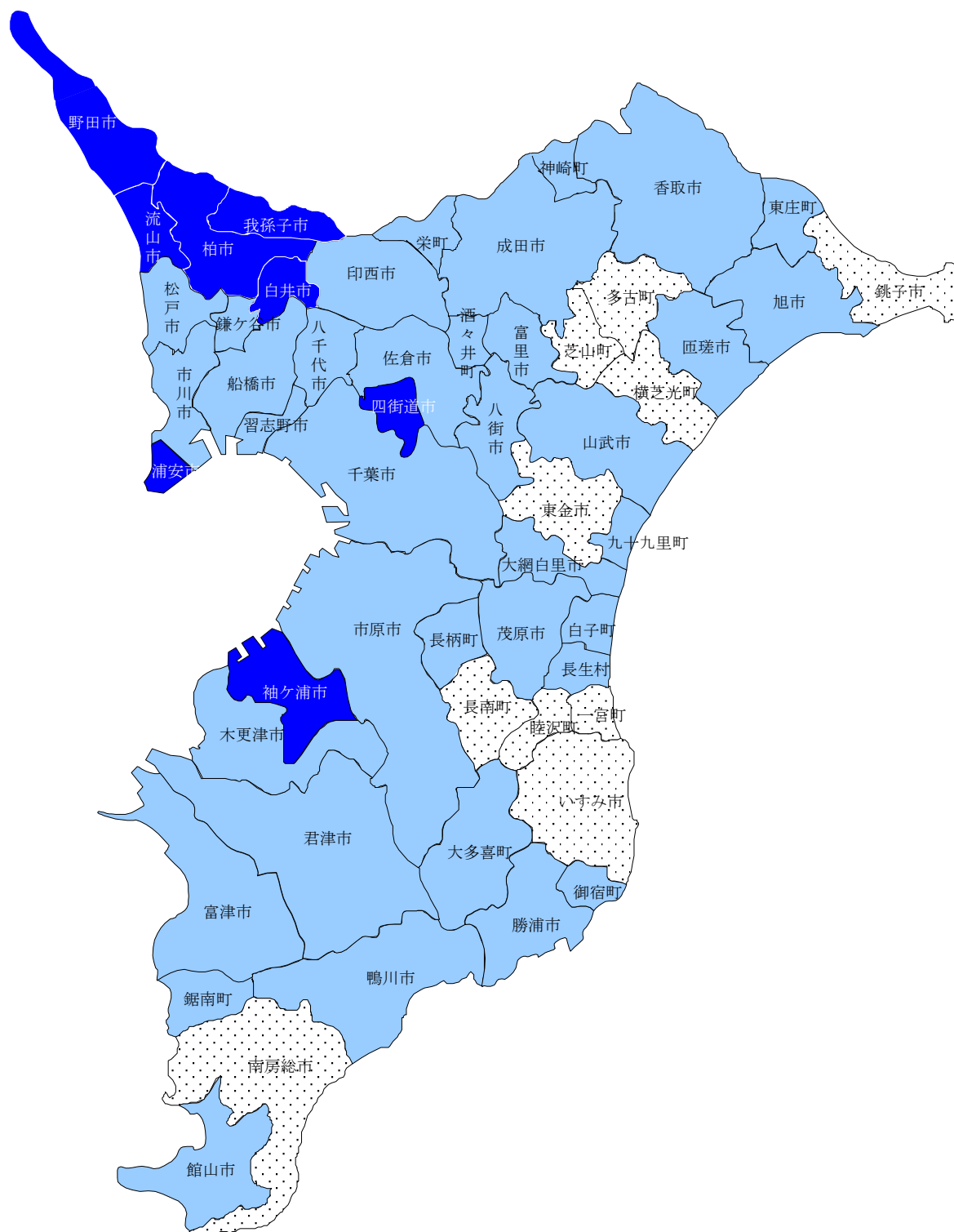
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

市町村名	審議会等 数	うち 女性委員 を含む数	総委員数	うち 女性委員 等数	女性比率 (%)
千葉市	102	96	1,549	455	29.4
銚子市	27	18	345	62	18.0
市川市	52	49	778	230	29.6
船橋市	41	34	786	231	29.4
館山市	34	33	453	127	28.0
木更津市	20	20	333	79	23.7
松戸市	63	59	828	234	28.3
野田市	45	43	686	272	39.7
茂原市	47	34	560	117	20.9
成田市	42	35	537	131	24.4
佐倉市	39	35	530	155	29.2
東金市	24	19	285	52	18.2
旭市	26	25	306	74	24.2
習志野市	44	41	598	179	29.9
柏市	56	53	876	299	34.1
勝浦市	17	15	159	36	22.6
市原市	68	57	876	219	25.0
流山市	32	30	484	181	37.4
八千代市	24	21	375	112	29.9
我孫子市	61	58	668	220	32.9
鴨川市	31	23	249	59	23.7
鎌ヶ谷市	26	20	321	87	27.1
君津市	37	25	474	105	22.2
富津市	25	19	305	68	22.3
浦安市	29	27	334	102	30.5
四街道市	32	26	349	116	33.2
袖ヶ浦市	29	27	413	132	32.0
八街市	32	20	326	66	20.2
印西市	37	34	429	115	26.8
白井市	47	43	564	191	33.9
富里市	39	34	430	123	28.6
南房総市	29	14	364	46	12.6
匝瑳市	31	22	394	83	21.1
香取市	52	22	406	93	22.9
山武市	30	28	381	98	25.7
いすみ市	21	13	219	37	16.9
大網白里市	20	16	230	65	28.3
酒々井町	16	14	196	49	25.0
栄町	27	22	255	69	27.1
神崎町	11	7	92	27	29.3
多古町	21	16	245	42	17.1
東庄町	23	20	243	67	27.6
九十九里町	10	9	134	31	23.1
芝山町	22	14	217	35	16.1
横芝光町	19	16	260	47	18.1
一宮町	11	9	157	29	18.5
睦沢町	12	10	171	31	18.1
長生村	22	16	266	60	22.6
白子町	7	4	55	13	23.6
長柄町	11	9	110	26	23.6
長南町	21	19	240	43	17.9
大多喜町	20	16	159	40	25.2
御宿町	14	10	146	31	21.2
鋸南町	8	7	71	16	22.5
	1,686	1,406	21,217	5,707	26.9

資料出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
 ※出典資料公表後に一部市町村の数値について修正があったため、出典資料と異なる場合があります。
 ※調査時点は原則として令和3年4月1日現在ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

審議会等における女性委員の登用状況

- ①  女性比率30%以上 8市町
- ②  女性比率20%～30%未満 36市町村
- ③  女性比率10%～20%未満 10市町



※調査時点は原則として令和3年4月1日現在ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

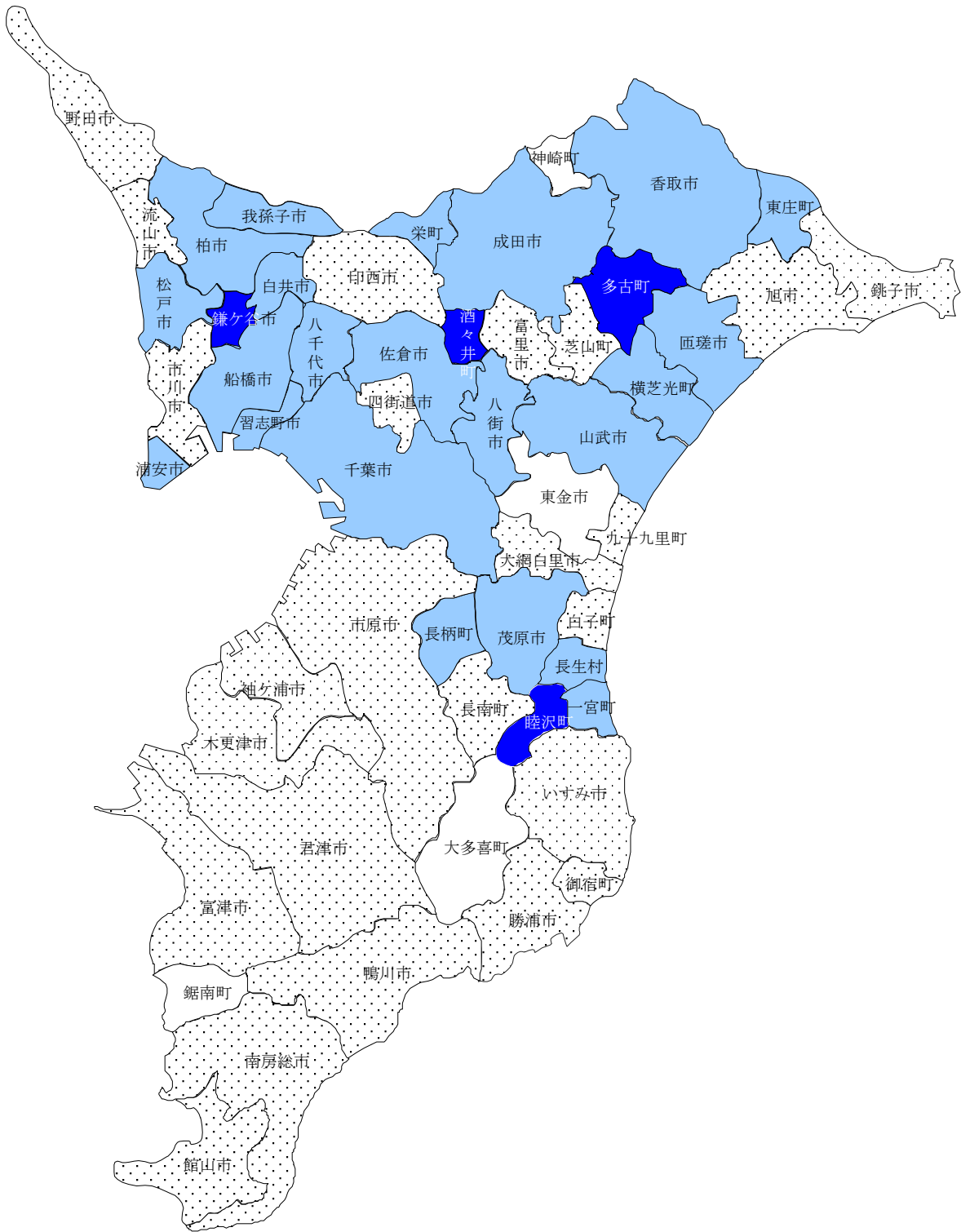
(6) 市町村職員における女性管理職の登用状況

市町村名	管理職の在職状況					
	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率(%)	うち一般行政職		
				管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率 (%)
千葉市	454	55	12.1	339	37	10.9
銚子市	27	1	3.7	21	1	4.8
市川市	186	18	9.7	168	17	10.1
船橋市	180	19	10.6	126	17	13.5
館山市	34	3	8.8	33	2	6.1
木更津市	117	9	7.7	92	8	8.7
松戸市	334	58	17.4	166	23	13.9
野田市	93	7	7.5	81	7	8.6
茂原市	61	7	11.5	61	7	11.5
成田市	92	14	15.2	66	10	15.2
佐倉市	87	15	17.2	77	15	19.5
東金市	47	0	0.0	40	0	0.0
旭市	29	1	3.4	23	1	4.3
習志野市	203	37	18.2	129	25	19.4
柏市	245	38	15.5	119	22	18.5
勝浦市	17	1	5.9	15	1	6.7
市原市	160	13	8.1	132	11	8.3
流山市	79	7	8.9	65	4	6.2
八千代市	120	20	16.7	66	4	6.1
我孫子市	94	15	16.0	78	14	17.9
鴨川市	34	1	2.9	29	1	3.4
鎌ヶ谷市	90	22	24.4	64	12	18.8
君津市	92	8	8.7	75	8	10.7
富津市	54	4	7.4	38	3	7.9
浦安市	121	16	13.2	107	16	15.0
四街道市	72	1	1.4	56	1	1.8
袖ヶ浦市	63	5	7.9	53	5	9.4
八街市	43	6	14.0	38	5	13.2
印西市	59	5	8.5	54	5	9.3
白井市	42	5	11.9	39	5	12.8
富里市	42	2	4.8	27	1	3.7
南房総市	39	3	7.7	36	2	5.6
匝瑳市	30	5	16.7	24	3	12.5
香取市	44	5	11.4	38	4	10.5
山武市	49	6	12.2	46	5	10.9
いすみ市	21	1	4.8	20	1	5.0
大網白里市	46	3	6.5	24	1	4.2
酒々井町	30	8	26.7	24	6	25.0
栄町	28	4	14.3	22	3	13.6
神崎町	8	0	0.0	8	0	0.0
多古町	38	10	26.3	16	2	12.5
東庄町	10	1	10.0	9	1	11.1
九十九里町	13	1	7.7	13	1	7.7
芝山町	15	1	6.7	15	1	6.7
横芝光町	25	3	12.0	19	1	5.3
一宮町	17	2	11.8	16	2	12.5
睦沢町	10	2	20.0	10	2	20.0
長生村	14	2	14.3	14	2	14.3
白子町	19	1	5.3	17	1	5.9
長柄町	10	1	10.0	10	1	10.0
長南町	17	1	5.9	15	1	6.7
大多喜町	14	0	0.0	12	0	0.0
御宿町	12	1	8.3	10	1	10.0
鋸南町	8	0	0.0	7	0	0.0
	3,888	474	12.2	2,902	329	11.3

資料出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
 ※調査時点は原則として令和3年4月1日現在ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

市町村職員における女性管理職の登用状況

- ① 女性比率20%以上 4市町
- ② 女性比率10%～20%未満 22市町村
- ③ 女性比率1%～10%未満 24市町
- ④ 女性管理職なし 4市町



※調査時点は原則として令和3年4月1日現在ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

